

平成23年度重点提案・要望書

福井県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今、我が国においては、経済のグローバル化、急速な少子高齢化、本格的な人口減少の時代を迎え、地域間格差が深刻な課題として浮き彫りとなっています。

一方、地方が創意と工夫による住民本位の施策を展開できるよう、国と地方の役割分担を明確にしながら地方の権限と責任を高めていくための「地方分権改革」が進められています。

こうした中で、本県においては、

○元気な社会、○元気な産業、○元気な県土、○元気な県政の4つのビジョンにより、県民の「暮らしの質」を高め、ふるさとに誇りを持てる地域づくりを目指した県政の推進に全力で取り組んでいるところです。

次に掲げた事項は、いずれも、都市と地方の格差の解消と本県活性化のために必要不可欠な重点提案・要望事項であります。平成23年度政府予算編成に当たりまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年7月

福井県知事　西川一誠

省 庁 別 目 次

省 庁 名	提 案 ・ 要 望 項 目	頁
内閣府	●「もんじゅ」の安全確保および国民理解	10
	●ブルサーマル計画への慎重な対処と国民理解	12
	●原子力発電所の安全性・信頼性の向上	14
	●原子力防災体制の充実強化	16
	●広報広聴活動や教育の充実を通じた国民合意の形成	18
	●原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長	24
	●新しい地方制度のあり方	31
	○データセンター・IT産業の立地促進	43
	○子育てする家族への応援の充実	78
	○保育環境、放課後活動支援の充実	80
	○原子力発電所の警戒警備の強化	120
	○北陸新幹線の早期認可と県内整備促進	2
	○原子力発電所立地に伴う税制等の見直し	28
警察庁	●新しい地方制度のあり方	31
	●地方税財政の充実	34
	●地方税制の抜本改正	36
	●道州制	38
	○データセンター・IT産業の立地促進	43
	○ふるさと政策の推進	58
	○地方への人材の定着・育成	64
	○新しい時代に対応した教育の充実	69
	○子育てする家族への応援の充実	78
	○保育環境、放課後活動支援の充実	80
	○地域医療の充実	88
	○林業公社の経営改善	106
	○地上デジタル放送の円滑な移行	121
総務省	○防災情報伝達体制の充実・強化	122
	○耐震化の促進	127
	○国際化時代の多様な観光	54
	○北陸新幹線の早期認可と県内整備促進	2
	○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長	24
	○原子力発電所立地に伴う税制等の見直し	28
	●新しい地方制度のあり方	31
	●地方税財政の充実	34
	●地方税制の抜本改正	36
	○データセンター・IT産業の立地促進	42
	○成長産業の集積等への支援	44
	○ふるさと政策の推進	58
	外務省	○「もんじゅ」の安全確保および国民理解
●原子力発電所の安全性・信頼性の向上		14
●原子力防災体制の充実強化		16
●広報広聴活動や教育の充実を通じた国民合意の形成		18
●エネルギー研究開発拠点化計画の推進		20
●原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長		24
●電源三法交付金・補助金の制度拡充		26
○地方への人材の定着・育成		64
○子どもと向き合う時間を増やす教育環境の充実		66
○新しい時代に対応した教育の充実		69
○きめ細かな教育環境の整備		72
○私立学校に通う低所得世帯への支援		74
○保育環境、放課後活動支援の充実		80
文部科学省	○地域別環境貢献度に基づく新たなCO ₂ 排出量の削減対策	96
	○環境対策への投資	98
	○国民体育大会の開催	114
	○地域の創意工夫による文化芸術振興策への支援	116
	○地域の無形民俗文化財の保存・継承に向けた支援の充実等	117
	○国等の所有する文化財の地方への移管等	118
	○耐震化の促進	127
	○中小企業の経営改善と雇用安定	50
	○子育てする家族への応援の充実	78
	○保育環境、放課後活動支援の充実	80
	○介護環境の充実	84
	○がん対策の推進	85
	○地域医療の充実	88
○特定健康診査の実施に対する指導強化	91	
○耐震化の促進	127	
厚生労働省		

省 庁 別 目 次

省 庁 名	提 案 ・ 要 望 項 目	頁
農林水産省	○国発注事業における県内建設業者への発注の促進	50
	○森林のCO ₂ 吸収機能を高める施策の推進	94
	○米の戸別所得補償の本格実施に向けた制度の充実	102
	○鳥獣害対策の拡充	104
	○林業公社の経営改善	106
	○漁業経営対策の充実強化	108
	○かんがい排水事業等の円滑な推進	110
経済産業省	●「もんじゅ」の安全確保および国民理解	10
	●ブルサーマル計画への慎重な対処と国民理解	12
	●原子力発電所の安全性・信頼性の向上	14
	●原子力防災体制の充実強化	16
	●広報広聴活動や教育の充実を通じた国民合意の形成	18
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進	20
	●原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長	24
	●電源三法交付金・補助金の制度拡充	26
	●原子力発電所立地に伴う税制等の見直し	28
	○データセンター・IT産業の立地促進	42
	○成長産業の集積等への支援	44
	○海外販路開拓への支援制度の充実	47
	○海外との効率的な物流に向けた港湾整備	48
	○中小企業の経営改善と雇用安定	50
	○ふるさと政策の推進	58
	○地域別環境貢献度に基づく新たなCO ₂ 排出量の削減対策	96
	○環境対策への投資	98
国土交通省	●北陸新幹線の早期認可と県内整備促進	2
	●高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進	4
	●敦賀港の日本海側拠点港および重点港湾への選定	6
	●新しい地方制度のあり方	31
	○海外との効率的な物流に向けた港湾整備	48
	○国発注事業における県内建設業者への発注の促進	50
	○国際化時代の多様な観光	54
	○地方鉄道の充実強化	56
	○防災情報伝達体制の充実・強化	122
	○ダム事業の推進	124
	○耐震化の促進	127
環境省	○地球温暖化対策基本計画の早急な策定	93
	○森林のCO ₂ 吸収機能を高める施策の推進	94
	○環境対策への投資	98
	○環境シンボルの保全・再生活動に対する支援	100
	○地上デジタル放送の円滑な移行	121

平成23年度重点提案・要望項目一覧

最重点事項

●北陸新幹線の早期認可と県内整備促進	2
●高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進	4
●敦賀港の日本海側拠点港および重点港湾の選定	6
●原子力発電所の安全確保対策	9
●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う 地域振興の充実・強化	19
●地方の自主・自立に向けた分権改革の推進	30

重点事項

1 新産業の育成と地域経済活性化	42
2 ふるさとを元氣にする交流・観光・定住の促進	54
3 「総合的な学力」を育む教育環境の充実	64
4 生み育てやすい社会環境の整備	76
5 健康で安心な暮らしを支える医療・介護の確保について	82
6 地球温暖化防止対策の推進	91
7 農林水産業の経営安定による農山漁村の再生	100
8 地方の創意工夫を活かすスポーツ・文化の振興	112
9 県民の安全確保と災害対策の充実・強化	118

最 重 点 事 項

- 北陸新幹線の早期認可と県内整備促進
- 高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進
- 敦賀港の日本海側拠点港および重点港湾の選定
- 原子力発電所の安全確保対策
- エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実・強化
- 地方の自主・自立に向けた分権改革の推進

北陸新幹線の早期認可と県内整備促進

国土交通省、財務省、総務省

◆ 提案

政府の整備新幹線問題検討会議および調整会議では、まず最優先で新規着工区間を決定し、その上で、整備新幹線全体の課題として、並行在来線支援や地方負担軽減について方向性を示すべきであり、認可に向けた検討を急ぎ、以下のとおり、早期に実現すること。

(1) 新規着工決定

優先着工すべき路線として、敦賀まで（白山総合車両基地・敦賀間）の認可を早期に決定すること。

○新規着工要望区間

白山総合車両基地・敦賀間 113km (うち県内区間 74km)

事業費 約 8,500 億円 (平成 15 年 4 月価格)

(2) 財源

貸付料、鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金などの活用により、整備財源を確保し、まず新規着工に充当すること。

◆ 現状と課題

- 北陸新幹線は、首都圏と関西圏を日本海側経由でネットワークし、東海道の代替補完機能といった国土計画上重要な機能を持ち、沿線人口の集積、鉄道需要が大きい路線であり、国家的見地からスピードをもって優先整備する必要
- 福井駅部は昨年に完成済、新幹線を前提とした沿線のまちづくりへの影響、地域格差の観点からも、認可の遅れは地元へ多大な影響
- これまで政府の調整会議において、沿線自治体、JR、有識者からの意見聴取が行われ、一通り終了。今後、具体的に議論される予定
- 平成 22 年度予算で、新規着工が決定した場合の事業費として 90 億円確保

【参考】

北陸新幹線の敦賀延伸に伴う整備効果

北陸新幹線沿線、関東、関西、中京間の交流人口	4,360万人	→	4,890万人
北陸への経済波及効果	960億円	(雇用創出効果)	8,600人分)
関西への経済波及効果	280億円	(雇用創出効果)	2,300人分)
全国への経済波及効果	1,940億円	(雇用創出効果)	14,000人分)

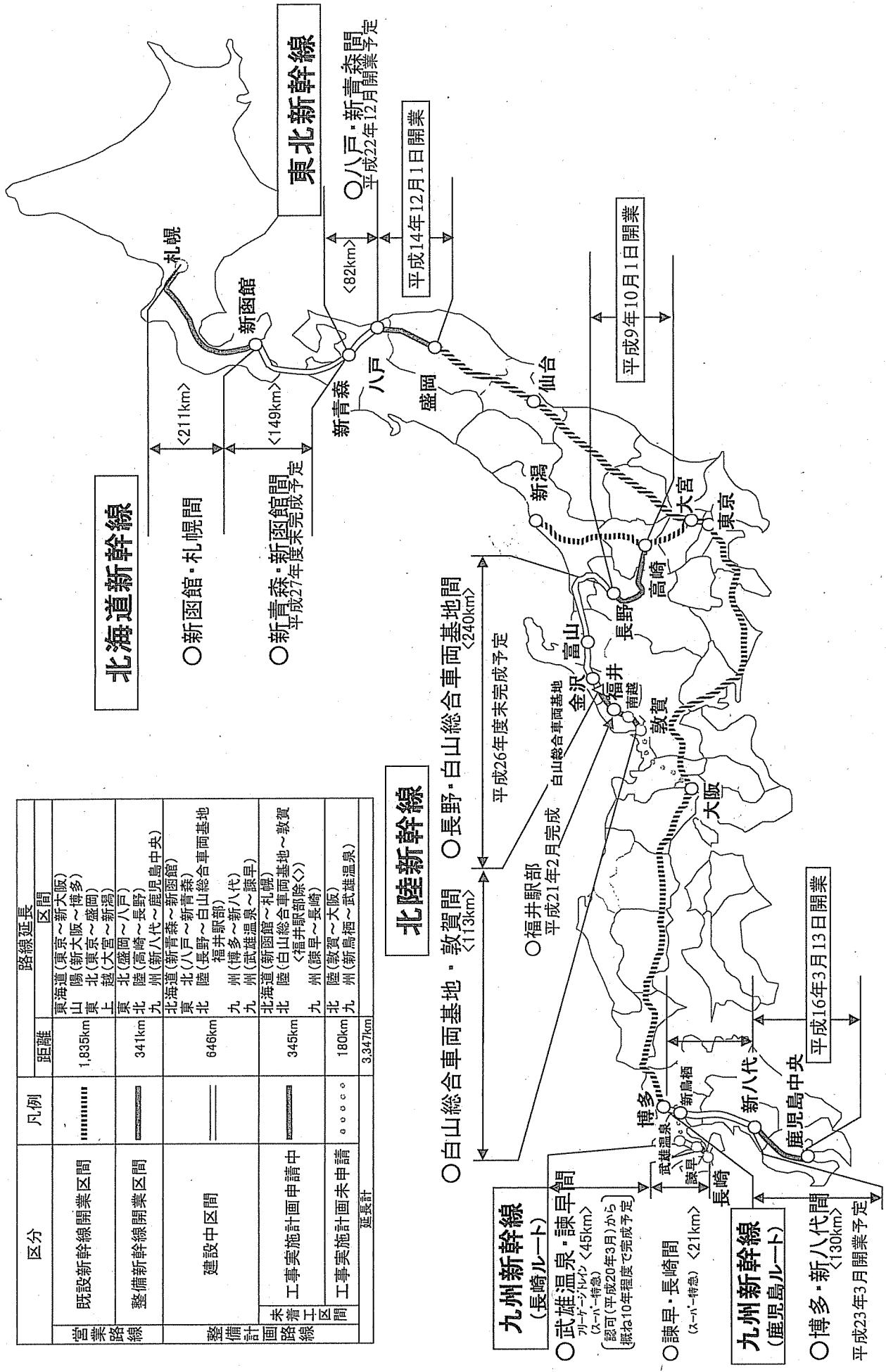
北陸経済連合会、関西経済連合会、福井商工会議所の共同調査結果

◆ 担当部課

総合政策部新幹線建設推進課

新幹線現状

区分	凡例	距離	路線延長 区間
既設新幹線開業区間	■■■■■	1,835km	東海道(東京～新大阪) 山陽(新大阪～博多)
整備新幹線開業区間	■■■■■	341km	北陸(東京～新潟) 東北(新潟～盛岡) 東北(盛岡～八戸) 東北(八戸～長崎) 北陸(長崎～新潟)
建設中区間	=====	646km	北海道(新青森～新函館) 東北(新潟～新青森) 北陸(長野～新潟) 北陸(長野～新潟) 北陸(新潟～札幌) 北陸(新潟～新潟) 北陸(新潟～新潟) 九州(博多～新八代)
整備計画未着手工区間	工事実施計画申請中	345km	北陸(新潟～札幌) (福井駆除区)
工事実施計画未申請	○○○○○	180km	九州(諫早～長崎) 北陸(敦賀～大阪)
延長計		3,347km	

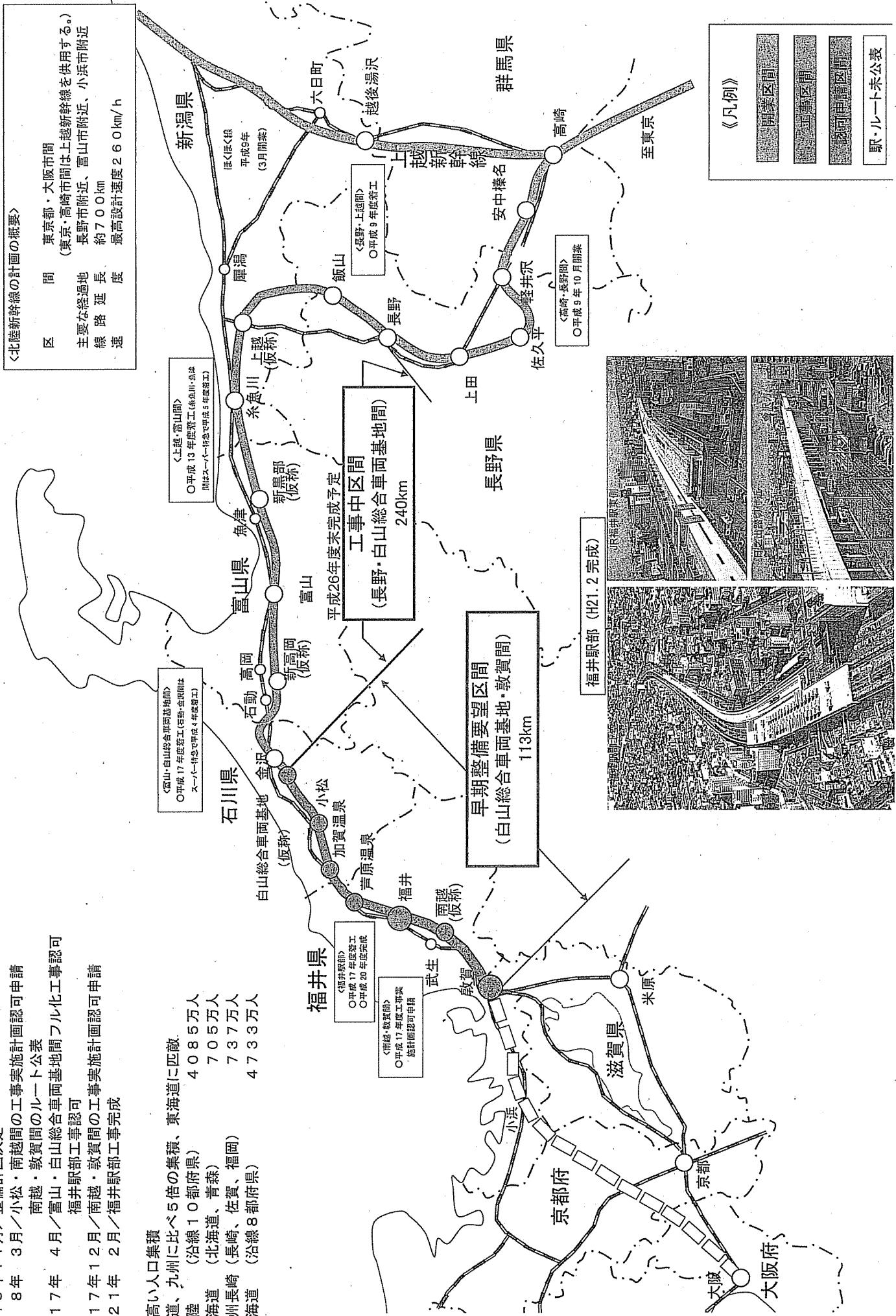


北陸新幹線の概要

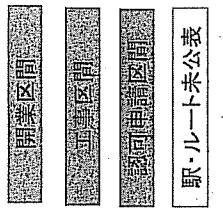
- 北陸新幹線の経緯
 - ・昭和48年11月／整備計画決定
 - ・平成8年3月／小松・敦賀間の工事実施計画認可申請
 - ・平成17年4月／富山・白山総合車両基地間フル化工事認可
 - ・平成17年12月／南越・敦賀間の工事実施計画認可申請
 - ・平成21年2月／福井駅部工事完成

○沿線は高い人口集積

北海道、九州に比べ5倍の集積、東海道に匹敵。
 北陸 (沿線10都府県) 4085万人
 北海道 (北海道、青森) 705万人
 九州長崎 (長崎、佐賀、福岡) 737万人
 東海道 (沿線8都府県) 4733万人



《凡例》



高規格幹線道路の早期開通に向けた建設促進

国土交通省

◆ 提案

■ 中部縦貫自動車道の早期開通

(1) 永平寺大野道路の早期全線開通

平成24年度開通が示された勝山・大野間(7.8km)の確実な開通を図るとともに、平成28年度までの早い時期に全線開通を図ること。

(2) 大野油坂道路の速やかな工事着手

未事業化区間(大野・大野東間、和泉・油坂峠間)の一日も早い事業化の決定を行い、今後10年～15年での全線開通を図ること。特に、新規事業化された大野東・和泉間(14km)については、調査設計を促進し、速やかに用地買収・工事に着手すること。

■ 舞鶴若狭自動車道の早期開通

平成23年夏の開通が示された小浜西・小浜間(11km)の確実な開通と、平成26年度開通予定の小浜・敦賀間(39km)の一日も早い開通を図ること。

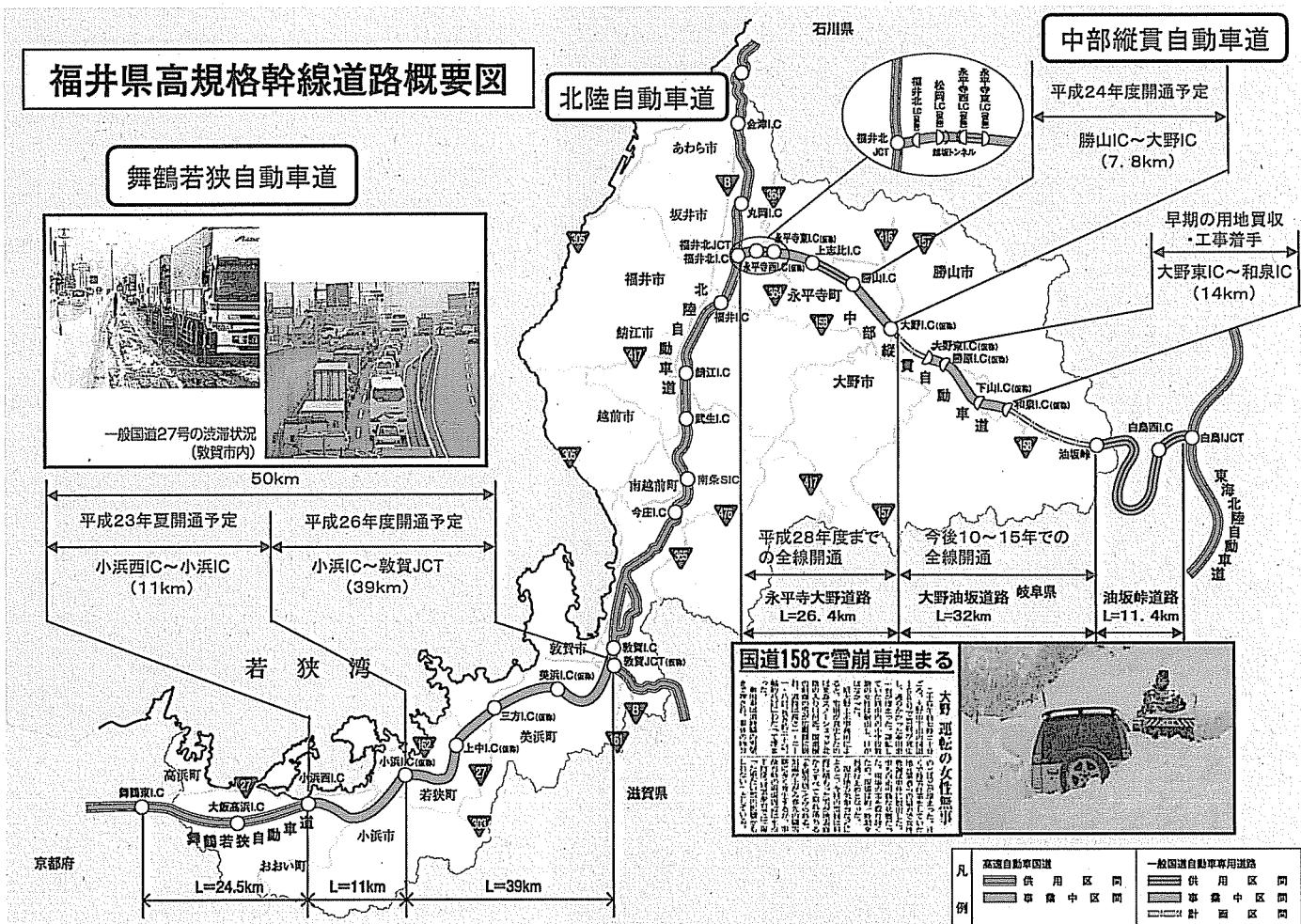
◆ 現状と課題

- 中部縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道の整備は、本県の観光・産業の振興のみならず、国土の東西軸の強化につながる国にとっても重要なプロジェクトであり、「真に必要な道路」として着実に整備促進される必要
- これらの整備により、東海北陸自動車道や北陸自動車道、名神高速道路等と一体となった大環状ネットワークが形成され、首都圏、近畿圏、中部圏、北陸圏相互の経済交流の拡大が期待
- 中部圏や近畿圏の太平洋側で大規模な災害が発生した場合、関東方面から中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道を経て関西に抜けるルートは、我が国の東西交通の代替補完機能を発揮する重要な道路ネットワーク

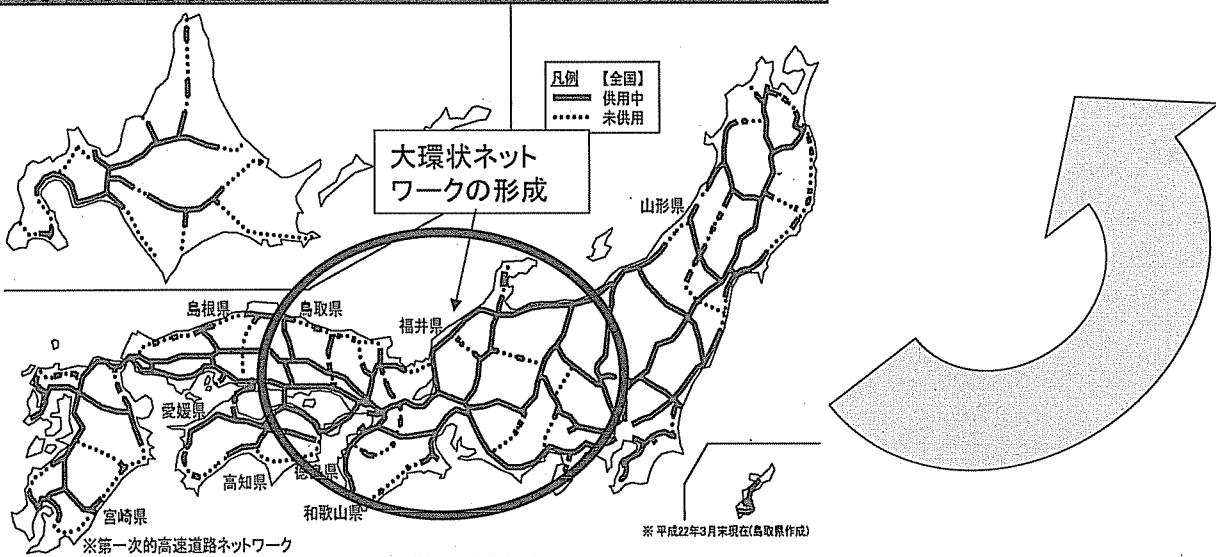
◆ 担当部課

土木部高規格道路推進課

中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道の早期開通



第一次的高速道路ネットワークの欠落箇所



敦賀港の日本海側拠点港および重点港湾への選定

国土交通省

◆ 提案 ◆

敦賀港は、日本海側の他の港湾と比較し高い優位性を有しているため、日本海側拠点港および重点港湾に選定し、重点的な整備を進めること。

◆ 現状と課題 ◆

敦賀港は他の日本海側の港に対して以下の点で優れている。

● 関西や中京の大都市圏と最短の箇所に位置

敦賀港は、関西や中京の大都市圏に最短の箇所にあり、これらの地域と韓国や北東アジアなど対岸諸国との貿易に時間的に優位

● 充実した内航ネットワーク

日本海側最多の内航船就航便数（週16便）を有しており、内航ネットワークを活かした対岸諸国向け貨物の中継が可能

● 充実した港湾施設機能

日本海側最大の水深－14mの岸壁の整備が完了し、今秋、新ターミナルが本格供用開始

● 効率的な港湾管理体制

全国で唯一、民間ノウハウを活かした港湾管理とポートセールスを一体的に行う体制（港湾物流会社など民間12社、県、市が参画）を確立

【参考】

● 平成20年の取扱貨物量（速報値）は本州の日本海側第2位

第1位	新潟港	3,207万トン
第2位	敦賀港	1,538万トン
第3位	伏木富山港	1,148万トン

● 敦賀港の定期航路路線

(内貿航路)

フェリー 敦賀～苫小牧東 週7便

敦賀～新潟～秋田～苫小牧東 週3便

週6便

RORO船 敦賀～苫小牧西

週3便

(外貿航路) コンテナ船 韓国航路（釜山まで）

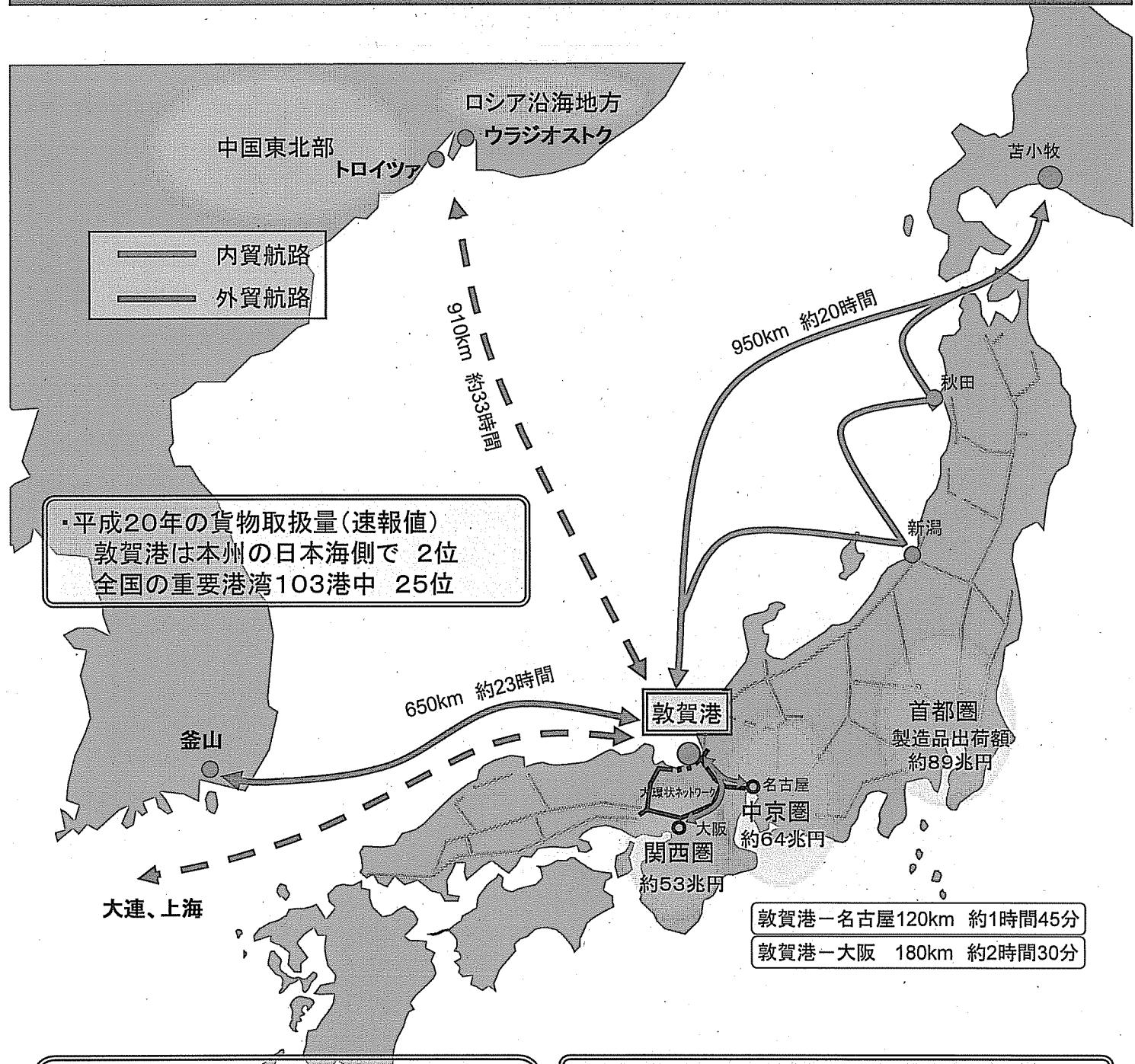
週2便

RORO船 韓国航路（釜山まで）

◆ 担当部課 ◆

土木部港湾空港課

敦賀港の優位性



- ・関西、中京に近接
 - ・高速ICまで3分、鉄道が直結
 - ・日本海側最多の内航便数
フェリー:週10便(毎日)、
RORO船:週6便(月~土)
 - ・釜山コンテナ定期便が週5便(火木金土)
- ⇒関西、中京圏の日本海側のゲートウェイ
⇒内航ネットワークを活かした対岸諸国向け貨物の中継も可能

・日本海側最大水深-14mのコンテナターミナル
・水深-14mのバルクターミナルを整備予定
⇒5万トン級の大型船舶が接岸可能

・全国で唯一、港湾管理とポートセールスを一体的に行うターミナル会社を昨年設立
⇒民間ノウハウを活かしたサービス提供

・敦賀湾内に立地する天然の良港
⇒水深が深いため浚渫の費用が不要
(秋田港、新潟港、金沢港は毎年浚渫実施)

原子力発電所の安全確保対策

- 「もんじゅ」の安全確保および国民理解
- プルサーマル計画への慎重な対処と国民理解
- 原子力発電所の安全性、信頼性の向上
- 原子力防災体制の充実強化
- 広聴・広報活動や教育の充実を通じた国民合意の形成

原子力発電所の安全確保対策

内閣府、文部科学省、経済産業省

◆ 提案

■ 「もんじゅ」の安全確保および国民理解

(1) 国民理解の推進

我が国のエネルギー政策の根幹をなす「もんじゅ」については、安全確保と地元の信頼を前提に、国自らが確固たる意志をもって着実に推進し、広く国民の理解を得ること。

(2) 国の責任ある対応

「もんじゅ」については、事業者である原子力機構が安全確保に全力を尽くすことはもとより、様々な事態に対して、国自らが前面に立って、直接、責任をもって地元等に対応する体制を構築すること。

(3) もんじゅ関連協議会の開催

「もんじゅ」が安全・安定運転するまでの数年間は、「もんじゅ」に関する重要事項について協議する「もんじゅ関連協議会」を性能試験の主要な節目等において開催すること。

(4) 「もんじゅ」の安全確保対策の強化

性能試験の段階毎に、設備健全性、試験の実施体制等に係る事前の安全確認を徹底すること。特に、発電を伴う40%出力試験、出力上昇試験においては、水・蒸気系設備等において、経年劣化の影響も含め、その健全性を厳正に確認すること。

◆ 現状と課題

(運転再開までの経緯)

4月26日 知事、川端文部科学大臣、直嶋経済産業大臣の3者による「もんじゅ関連協議会」が開催され、「もんじゅ」の安全確保と地域振興策を要請

4月27日 知事と敦賀市長が面談し、敦賀市として「もんじゅ」の運転再開を認める旨の考えを確認

4月28日 地元敦賀市の意見、これまでの県議会の議論や「もんじゅ関連協議会」で示された國の方針等を総合的に勘案し、運転再開を了承することを文部科学大臣と原子力機構理事長に伝達

4月30日 県の関係部による「もんじゅ総合対策会議」を設置

5月 6日 「もんじゅ」の性能試験を再開

(安全を確保するまでの課題)

- 原子力機構が安全確保に万全を期すことはもとより、万が一の事態が生じた場合には国自らが前面に立って、直接、責任をもって対応することが重要
- 「もんじゅ」が安全・安定運転するまでの数年間は、「もんじゅ関連協議会」を常設化し、様々な問題について、国と県が常に協議できるようにすることが必要
- 「もんじゅ」は14年間の長きにわたり停止していたプラントであり、今後、運転の各段階において、安全の確保に最大限の努力を傾注することが必要
- 運転再開後に発生したトラブルについては、しっかりとした調査を行い、再発防止対策を講じるとともに、事象の重大性のレベルなどを明らかにし、国および原子力機構は、県民・国民に対して分かりやすく説明することが必要

◆ 担当部課

安全環境部原子力安全対策課

原子力発電所の安全確保対策

内閣府、経済産業省

◆ 提案

■ プルサーマル計画への慎重な対処と国民理解

(1) プルサーマル計画への慎重な対処

高浜発電所3、4号機のプルサーマル計画については、今後とも国の責任において、安全性の確保を第一として、輸入燃料体や事業者の品質保証体制を厳格に審査し、必要に応じて改善指導を行うなど、慎重に対処すること。

(2) プルサーマル計画の国民理解

プルサーマル計画の必要性や経済性について、積極的かつわかりやすい広報を行い、県民・国民の理解の促進に努めること。

◆ 現状と課題

(1) プルサーマル計画への慎重な対処

- 国への輸入燃料体検査の補正申請について、県と高浜町は平成21年11月12日と16日に関西電力および製造元である原子燃料工業に対し現地調査を行い、燃料製造や品質保証活動が計画通り行われたかどうか等について、県独自に確認
- 県原子力安全委員会での審議・確認を経て、平成21年12月24日に輸入燃料体検査補正申請に係る燃料検査や品質保証活動の結果は妥当である旨、関西電力へ伝達
- MOX燃料は、6月30日にフランスからの輸送完了
- 燃料装荷前に、国の輸入燃料体検査が行われる。
- 関西電力は、高浜3号機については2010年秋に、4号機については2011年の早い時期に燃料装荷したいとの意向

(2) プルサーマル計画の国民理解

- プルサーマル計画については、県民のより一層の理解が得られるよう、計画の進捗状況について、これまで以上にオープンな姿勢で県民に詳細に説明することが必要

◆ 担当部課

安全環境部原子力安全対策課

原子力発電所の安全確保対策

内閣府、文部科学省、経済産業省

◆ 提案

■ 原子力発電所の安全性、信頼性の向上

(1) 監督・検査体制の充実強化

原子力の安全規制に一元的責任を有する国においては、原子力発電所の高経年化対策や耐震安全性の確保など安全対策に万全を期するため、事業者を厳格に規制・監督し、審査・検査体制のさらなる充実強化を図るとともに、高経年化原発の長期継続運転について、国のエネルギー政策の必要性や重要性を明確に示し、県民・国民の理解の促進に努めること。

また、現行の規制体制が全体として、より有効に機能するよう、関係者との意見交換や検証を十分に行い、県民・国民に信頼される実効性の高い規制体制を確立すること。

(2) 原子炉廃止措置研究センター「ふげん」の安全確保

平成20年2月に認可を受けた廃止措置計画の実施に当たつては、安全確保に万全を期すこと。

また、解体に伴い発生する放射性廃棄物については、その処分先が早期に確保され、適切な処理・処分が着実に行われるよう国が責任を持って事業者を指導すること。

(3) 高経年化研究等の推進

「ふげん」を活用した福井地域の研究機関における高経年化研究および廃止措置研究開発などを積極的に推進し、これらの成果を踏まえ、高経年化対策等の改善・充実に努めること。

(4) 保修に関する資格制度等の創設

品質管理を含めた保修に関する資格制度、教育訓練制度を創設するなど関係者の安全に対する管理水準の向上を積極的に図ること。

(5) 自治体への迅速かつ的確な通報連絡

事故・トラブル発生時の関係自治体への迅速かつ的確な通報を事業者に厳しく指導するとともに、通報義務を法的に位置付けること。

◆ 現状と課題

(1) 監督・検査体制の充実強化

- 国の委員会では、見直した基準地震動に対する主要施設の耐震安全性を審議中であり、信頼性のある審査を迅速に実施することが必要
- 我が国の運転開始後30年以上のプラントは54基中18基で、本県については13基中8基である。(平成22年6月30日現在)
- 敦賀1号機については、今後3年間の保安状況を国が確認し、その結果を県に説明する、新たな「中間安全確認」のシステムを導入
- 11月28日で運転開始後40年を迎える美浜1号機について、関西電力は、6月28日、県に対し、「地球温暖化対策、需要動向や経済性等を勘案し、今後10年程度運転したい。具体的な停止時期については、来年秋頃に示したい」また、「後継機の設置可能性についても地元の理解を得て開始したい」と説明。
- 原発の長期継続運転の必要性、重要性を国が明確に示すとともに、高経年化プラントの安全性向上を図り、県民・国民の安心感・信頼感を一層高めることが必要
- 発電所の安全確保は立地自治体として最大の課題であり、国がその使命と役割を果たすことが重要

(2) 原子炉廃止措置研究センター「ふげん」の安全確保

- 平成20年2月に認可を受けた廃止措置計画では、平成40年度の完了を目指し、段階的に解体を行うこととしているが、廃止措置の実施に当たっては、周辺環境と従事者の安全確保に万全を期すとともに、計画に基づき着実に作業を進めていくことが重要
- 発生する放射性廃棄物が県内に残るのではないかという県民不安を払拭するため、処分先を早急に確保することが必要

(3) 高経年化研究等の推進

- 「ふげん」は、本県のエネルギー研究開発拠点化計画において、廃止措置技術の研究拠点と位置付けられており、「ふげん」の実機材を活用して、県内の研究機関において、高経年化や廃止措置の研究が着実に推進されることが重要

(4) 保修に関する資格制度等の創設

- トラブルや事故の根本原因には事業者の不十分な保守管理・品質保証体制があることから、品質管理を含めた保修に関する国家資格制度が必要

(5) 自治体への迅速かつ的確な通報連絡

- 事故やトラブル発生時の事業者から関係自治体への通報連絡は、安全協定により行われているのが現状であり、法的な義務付けが必要

◆ 担当部課

安全環境部原子力安全対策課、総合政策部電源地域振興課

原子力発電所の安全確保対策

内閣府、文部科学省、経済産業省

◆ 提案

■ 原子力防災体制の充実強化

(1) 原子力総合防災訓練の実施

原子力災害対策特別措置法に基づく国の原子力総合防災訓練を「もんじゅ」を対象に実施すること。

(2) 避難道路の整備

原子力発電所周辺での地震等の自然災害時において、住民の安全・安心や発電所での実効的な防災体制が十分確保されるよう、敦賀半島先端部の交通不能区間等の避難道路や高浜原子力発電所を迂回する道路の整備などに対し、国として積極的に財政支援すること。

◆ 現状と課題

(1) 原子力総合防災訓練の実施

- 万が一の事故を想定し、事業者である原子力機構や、国、県、市町、関係機関が一体となって実施する原子力防災訓練は、県民の安全・安心の確保にとって極めて重要
- 特に、「もんじゅ」は平成7年のナトリウム漏れ事故を経験しており、事故時の対応や連絡通報の漏れ等が大きな社会問題となった経緯がある。

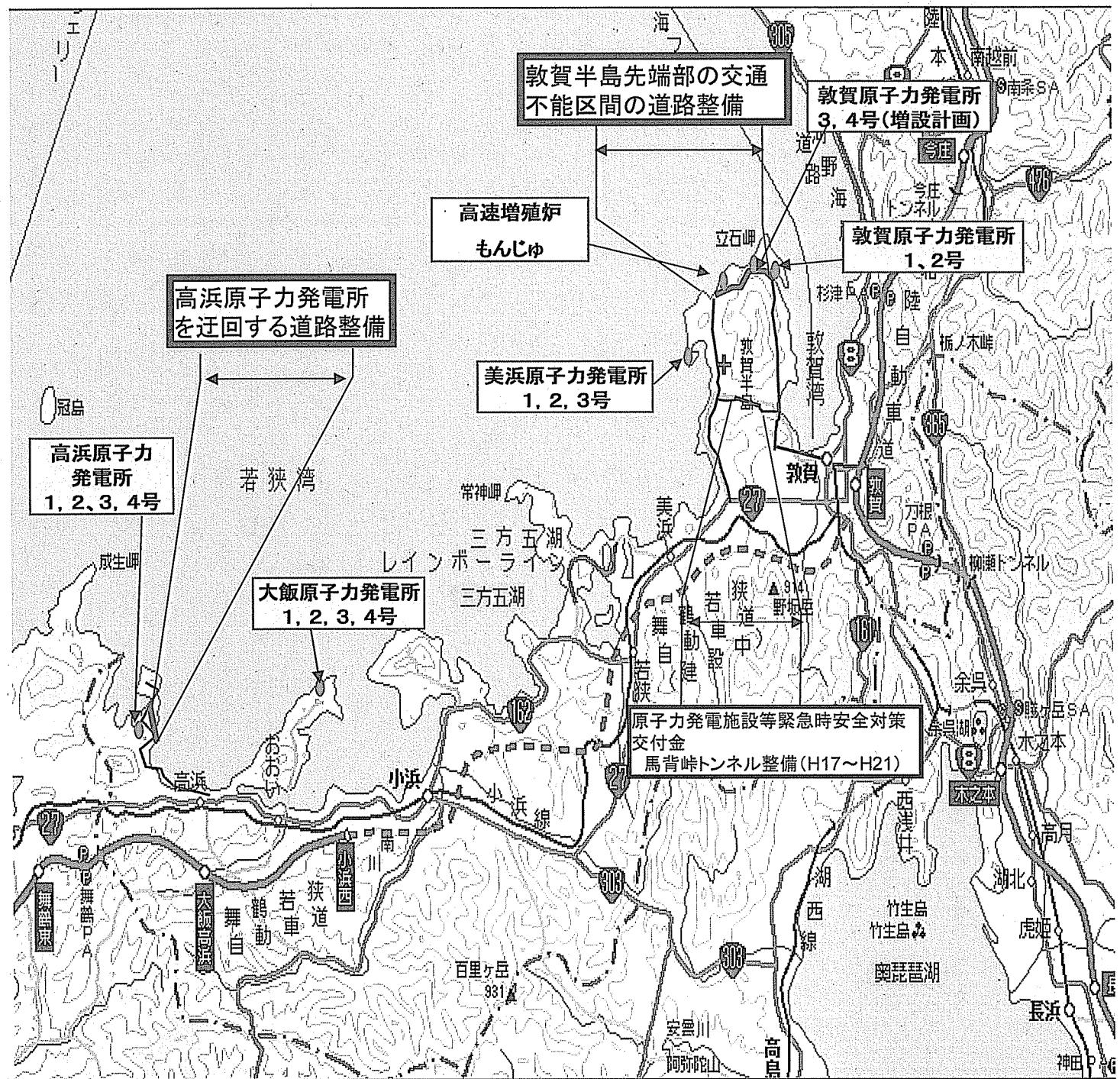
(2) 避難道路の整備

- 近年の原子力発電所周辺での地震発生、発電所の高経年化の動きの中、半島に立地する原子力発電所周辺の住民の安全・安心や発電所での実効的な防災対応が十分確保されるよう、避難道路や迂回路を確保し、その整備に対する財源等に対し、国として積極的な支援が必要

◆ 担当部課

安全環境部危機対策・防災課、原子力安全対策課、土木部道路建設課

原子力発電所周辺の避難道路等の整備



原子力発電所の安全確保対策

内閣府、文部科学省、経済産業省

◆ 提案

■ 広聴・広報活動や教育の充実を通じた国民合意の形成

原子力の意義、役割等について、国民全体の理解を深めるために、国自らが電力の大消費地を含めて広聴・広報活動を充実・強化するとともに、積極的な情報公開を行うこと。

放射線や原子力を含めたエネルギー問題について、小・中・高等学校における指導の充実や学校教育を支援する制度の充実を図ること。

◆ 現状と課題

- 原子力を巡る様々な課題を解決するためには、国民合意の形成が不可欠
- 特に、原子力発電所の供給安定性、発電過程での二酸化炭素を排出しないことなどについて、国民全体の理解を深めることが重要
- 安全確保のための活動の透明性の確保が重要であり、原子力発電所について積極的な情報公開が必要
- 今後とも、国の教育体系のひとつとして、原子力・エネルギー問題を総合的に判断するための教育を進めすることが必要

◆ 担当部課

安全環境部原子力安全対策課、教育庁義務教育課、高校教育課

エネルギー研究開発拠点化計画の推進 および原子力発電所の立地に伴う地域 振興の充実・強化

- エネルギー研究開発拠点化計画の推進
- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長
- 電源地域三法交付金・補助金の制度拡充
- 原子力発電所立地に伴う税制等の見直し

エネルギー研究開発拠点化計画の推進および 原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実・強化

文部科学省、経済産業省

◆ 提案

■ エネルギー研究開発拠点化計画の推進

(1) 国際原子力人材育成の拠点形成

国の原子力人材育成戦略の中で、「国際原子力人材育成センター」の設置を進めている本県を人材育成の中心に位置づけること。

同センターを活用した海外研修生・研究者の受入制度を創設して受入れを倍増するとともに、原子力機構から、受入れのための人員も同センターに派遣すること。

(2) 広域の連携大学拠点の形成

福井大学国際原子力工学研究所を中心に、大阪大学、京都大学、名古屋大学による連携大学院設立構想を取りまとめるこ

と。連携大学院を実現していくため、必要な専任教員を確保するとともに、研究運営・施設等の整備に対して、十分な予算措置を行うこと。

(3) 最先端研究を行う研究所等の本県への集積

高速増殖炉を中心とした国際的な研究開発拠点の形成やレーザー共同研究所等をスケジュールどおり着実に整備すること。

国の研究機関と若狭湾エネルギー研究センターとの共同研究などを積極的に行い、原子力発電所立地地域における研究体制等の整備や世界的な研究機能の集積を促進させること。

(4) 原子力関連技術を活用した産業の創出・育成

レーザー共同研究所や電子線照射施設などを活用し、新たな産業を創出していくため、原子力関連技術に特化した研究開発に対する支援制度を創設すること。

(5) 原子力関連業務に従事する人材の育成

原子力発電所の点検・保修業務において、県内企業の技術力を向上し、新たな業務への参入が促進されるよう、原子力関連業務に従事する人材の育成を積極的に支援すること。

◆ 現状と課題

(1) 国際原子力人材育成の拠点形成

- 海外研修生の半数以上は施設見学で、本県の研修機能が有効活用されていない。 平成20年度海外研修生等受入数：本県71名
- 今後本県に整備される予定の研修等施設
 - ・原子力安全研修施設（日本原子力発電㈱） 敦賀市沓見
平成24年度開設予定、国内最大級の規模
 - ・福井大学国際原子力工学研究所敦賀キャンパス 敦賀市駅西地区
平成23年度開設予定（福井市文京キャンパスから移転）
- 平成23年4月に、国内外の研修生等の受け入れ総合窓口となる「国際原子力人材育成センター」を設置予定

(2) 広域の連携大学拠点の形成

- 平成21年4月に福井市内に開設した福井大学国際原子力工学研究所には専任教員が少なく、十分な研究・教育体制ができておらず、連携大学院実現に向けての方策が必要
 - ・福井大学国際原子力工学研究所
(教員 8名 客員教員等 30名 学生なし)
平成23年度の敦賀キャンパス移転後の次のステップとして、京都大学、大阪大学、名古屋大学との連携大学院設立構想の取りまとめが必要

(3) 最先端研究を行う研究所等の本県への集積

- 高速増殖炉を中心とした国際的研究開発拠点の形成のため、国内外の研究者が集い、地域の発展・活性化に貢献する施設を整備
 - ・プラント実環境研究施設 （平成24年度目途開設） 敦賀市白木
プラントの実際の環境を模擬し、ナトリウム取扱技術の高度化等の研究開発を実施
 - ・新型燃料研究開発施設 （平成27年度目途開設） 敦賀市白木
日仏米の共同研究によるFBRの新型燃料を研究開発する施設
 - ・プラント技術産学共同開発センター （平成24年度目途開設） 敦賀市街
県内企業や広域の連携大学拠点等と一緒に、地域産業の発展につながる研究開発を実施
 - レーザー共同研究所（既存施設の充実） 研究者11名→15名程度
 - プラントデータ解析共同研究所 研究者10名程度
 - 産業連携技術開発プラザ 研究者5名程度

(3) 最先端研究を行う研究所等の本県への集積

- 研究体制の整備や研究機能の集積を進めるには、国の研究機関と若狭湾エネルギー研究センターとの共同研究が必要
 - ・理化学研究所との植物等の品種改良研究
 - ・放射線医学総合研究所との陽子線がん治療等研究
 - ・産業技術総合研究所との材料開発研究

(4) 原子力関連技術を活用した産業の創出・育成

- 拠点化計画では、レーザー、電子ビーム等の技術を県内産業に移転するための施設整備を推進。こうした施設を活用した产学研官共同研究をさらに進め、原子力関連技術を地域産業として根付かせることが必要
 - ・レーザー共同研究所
　県内企業と原子力発電施設内配管のレーザー補修装置の共同研究等
　平成24年度に「プラント技術产学研共同開発センター」に移設予定
 - ・電子線照射施設
　電子ビームにより、繊維やプラスチックなどの素材の改質や滅菌等を行う施設
　平成22年度末に開設予定

(5) 原子力関連業務に従事する人材の育成

- 原子力発電所の点検・保修業務等を担う県内企業の技術力向上を図るため、国の支援を得て、研修事業を実施
 - 〔平成21年度末までの実績〕
 - ・受講生 延べ約5,000人
 - ・原子力発電の業務に関連する資格試験の合格者 313人
- 当該研修の受講企業のうち元請に参入した企業は、これまで4社であり、さらに県内企業の参入を進めるため、技術力向上のための研修を進めることが必要

◆ 本県独自の取り組み

- ・「福井大学国際原子力工学研究所」、「原子力安全研修施設」の整備
- ・「原子力関連業務従事者研修（文部科学省）」、「原子力関連業務人材育成実務研修（経済産業省）」を実施

◆ 担当部課

総合政策部電源地域振興課

エネルギー研究開発拠点化計画の推進および 原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実・強化

内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省

◆ 提案

■ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長

(1) 法の期限の延長

平成22年度末に失効する現行法の延長措置を講ずること。

(2) 新たな具体的支援措置

振興計画に盛り込まれた各種事業を着実に実施するため、財源の特別枠を創設するなど、財政上、金融上および税制上の新たな具体的支援措置を講ずること。

(3) 対象事業および対象業種の拡大

振興計画の対象事業、国の補助割合等の特例対象事業および不均一課税の対象業種の拡大を行うこと。

◆ 現状と課題

(1) 法の期限の延長

● 県、地元市町とも計画の進捗に鋭意努めてきたが、地方財政の厳しさが増す中、法の失効する平成22年度末までの事業完了は困難な見通し

・振興計画事業の進捗状況（平成22年5月末）

振興計画に位置づけた事業数	203事業
完了予定事業（A）	110事業
未完了の事業（B）	93事業
進捗率（B/A）	54.2%

● 電源立地地域の生活環境、産業基盤の総合的かつ広域的な整備を図るために、法期限を延長することが必要

(2) 新たな具体的支援措置

- 財政上、金融上および税制上の措置は、国の努力規定となっているが、特別な道路整備費枠の創設など、具体的な支援策を明確にすることが必要

第9条

国は、前2条に定めるもののほか、振興計画を達成するために必要があると認めるときは、振興計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上、金融上および税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 対象事業および対象業種の拡大

- 振興計画の対象事業に観光開発や文化振興事業を、また特例対象事業に鉄道、農道、林道、体育施設等を、不均一課税の対象業種に旅館業などを追加することが必要

◆ 担当部課

総合政策部電源地域振興課

エネルギー研究開発拠点化計画の推進および 原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実・強化

文部科学省、経済産業省

◆ 提案

■ 電源三法交付金・補助金の制度拡充

(1) 交付金制度の拡充

本県で実施された国内初の40年超の運転継続に関して新たな交付金を創設すること。また、長期発展対策交付金については、40年加算の限度額を増額し継続的に交付すること。

プルサーマルを対象にした交付金については、従前の核燃料サイクル交付金の交付限度額を復活し、地元受入れ期限を撤廃すること。

なお、交付金制度の見直しを行う際には、あらかじめ関係自治体の意見を聞くこと。

(2) 交付金の自主的、弾力的活用

自主的、弾力的な活用がより一層図られるよう、制度を改善するとともに、地方における一般財源化に向けた積極的な取組みを行うこと。

(3) 割引制度の全県下適用および適用期間の延長

電気料金割引制度の全県下適用や発電所の完全撤去までの適用期間延長、水力交付金の運転終了までの交付など、必要な予算を確保すること。

◆ 現状と課題

(1) 交付金制度の拡充

① 40年超の運転継続に対する新たな交付金について

原子力発電施設の固定資産税評価に係る耐用年数は15年であり、40年超の運転継続という実態に即していない。これまでの固定資産税収逸失相当分を考慮して新たな交付金の創設等が必要

参考：原子力発電施設立地地域共生交付金

30年を経過した原子力発電施設が所在する都道府県に対して25億円交付

② プルサーマルを対象とした交付金について

プルサーマルの導入時期の遅れは自治体側に責任はなく、自治体の同意の時期により交付限度額が減額されるため、核燃料サイクル交付金制度の見直しが必要

参考：核燃料サイクル交付金（60億円）は、平成21年3月末までの自治体同意が必要。代わりに立地地域特別交付金が交付対象となるが自治体同意の時期により交付限度額が減少する仕組み（30億円⇒5億円）

③ 電源立地地域対策交付金について、経済産業省において実際の発電電力量に応じて傾斜配分する方式への見直しを検討中

(2) 交付金の自主的、弾力的活用

① 平成22年度から国の予算補助事業（農業集落排水施設整備事業 等）への交付金の充当制限が撤廃

② 今後は、基金の目的変更の制限の撤廃や、国の法定補助事業（教育施設整備事業 等）への充当制限の撤廃を行うとともに、事務手続き簡素化が必要

③ 地方が自己決定・自己責任の原則のもとに地域経営を行っていくためには、地方における一般財源化等が必要

(3) 割引制度の全県下適用および適用期間の延長

① 「ふげん」は、完全撤去となる平成40年度まで電源三法交付金の対象とすることが必要

② 水力発電施設周辺地域交付金は、平成22年度末には5市町で交付期間が終了するため、交付期間の延長措置が必要

◆ 本県独自の取り組み

電源三法交付金は、子育てや高齢者対策、子ども安全確保など県民の生活に密着したソフト事業や、原子力と地域が共生することを目的に策定した「エネルギー研究開発拠点化計画」を推進する施策に活用

◆ 担当部課

総合政策部電源地域振興課

エネルギー研究開発拠点化計画の推進および 原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実・強化

総務省、財務省、経済産業省

◆ 提案

■ 原子力発電所立地に伴う税制等の見直し

(1) 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

電気供給業に対する収入金額課税制度を堅持すること。

(2) 法人事業税における電気供給業の分割基準の変更

電気供給業の分割基準を、法人の事業活動規模を的確に反映する「発電可能電力量」に変更すること。

(3) 債却資産の耐用年数の延長

原子力発電所に関する税法上の償却資産の耐用年数（現行15年）について、実際の耐用年数に沿って延長すること。

◆ 現状と課題

(1) 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

● 経済産業省は、現行の収入金額課税に外形標準課税を組み入れる方式に変更する税制改正要望を行っているが、これは国民生活を支えている電源立地地域の財政に大きな悪影響。

法人事業税の課税標準

事業の区分		課税標準
電気供給業、ガス供給業、保険業		収入金額
上記以外	資本金または出資金が1億円超の法人	付加価値額、資本金等の額 所得金額
	資本金または出資金が1億円以下の法人	所得金額

収入金額課税見直しと本県への影響

- ・経済産業省の要望内容による場合

△15億円（21年度税収における試算）

3/4 収入金額、1/6 付加価値額、1/12 資本金等の額

※付加価値額：収益配分額（報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料）+単年度損益

(2) 法人事業税における電気供給業の分割基準の変更

- 現行の分割基準（4分の3 発電所の固定資産の価額、4分の1 固定資産の価額）では、新規の設備投資等により税収に大きな変動。

分割基準	
現行	3/4 発電所の固定資産価額 1/4 固定資産価額
見直し案	3/4 発電可能電力量 1/4 固定資産価額

見直しによる本県への影響額

+ 25億円 (21年度税収における試算)

(3) 債却資産の耐用年数の延長

- 県内には、30年以上運転している原子力発電所が8基存在。うち2基は、今年運転開始から40年経過。
- 債却資産に対して課税する固定資産税の収入は、耐用年数の長さに左右されるため、実際の耐用年数に沿って延長が必要

◆ 担当部課

総務部税務課、市町村課

地方の自主・自立に向けた分権改革の 推進

■ 新しい地方制度のあり方

■ 地方税財政の充実

■ 税源の偏在の是正

■ 道州制

地方の自主・自立に向けた分権改革の推進

内閣府、総務省、財務省、国土交通省

◆ 提案

■ 新しい地方制度のあり方

(1) 適切な権限の充実と国の関与の縮小

義務付け・枠付けの見直しや地方への事務権限の移譲、地方自治法の抜本見直し等については、地方の意見を十分に踏まえ、地方の自由度を確保すること。

特に、事務の移譲については、財源の確保が何より重要であり、必要な財源を一体的に移譲すること。

(2) 地方との十分な協議に基づく新施策の実施

国がマニフェスト実現のために実施する新たな施策について、財政負担を一方的に転嫁しないよう、地方との十分な協議を行うこと。

(3) 国直轄事業負担金の見直し

平成23年度に維持管理負担金の全廃が確実に行われるようすること。

また、直轄事業負担金の廃止により、中部縦貫自動車道などの国土の基幹ネットワークの整備に遅れが生じることのないよう、国の責任において財源を確保すること。

(4) 「大都市圏戦略基本法（仮称）」の制定等について

大都市の国際競争力を向上させるための「大都市圏戦略基本法」の制定等に当たっては、都市圏と意欲ある地方とがともに発展可能となるよう、地方の高速交通ネットワークをはじめとする社会基盤整備の着実な推進など適切な措置を講ずること。

◆ 現状と課題

(1) 適切な権限と国の関与の縮小

●制度を改正すれば課題が解決するかのような前提で、結論を得るまでの日程等も一方的に示されるなど制度改正ありき、かつ国主導で実施

●条例の内容を拘束する国の基準が一方的に決定され、十分な説明も行われないなど、自治体の自由度や住民自治を高める姿勢に疑問

・地域主権戦略会議（地方分権改革推進本部を廃止し設置）

① 目的 「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施

② 日程等 平成22年6月22日、地域主権戦略大綱を閣議決定

平成24年夏をめどに地域主権推進大綱（仮称）を策定
戦略大綱の主な項目

ア 義務付け・枠付けの見直し イ 基礎自治体への権限移譲
ウ ひも付き補助金の一括交付金化 エ 国の出先機関の原則廃止
(抜本的な改革)

③ 根拠等 閣議決定（平成21年11月） 所管：内閣府

④ その他 地域主権改革推進一括法で法定化の予定（国会審議中）

・地方行財政検討会議

① 目的 地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案の取りまとめ

② 日程等 平成23年通常国会への地方自治法の改正案の提出を目指し平成22年11月をめどに方向性を提示

引き続き地方政府基本法に向けた検討を行う予定(25年度)

(主な検討内容：平成22年6月現在)

第一分科会 地方自治体の基本構造のあり方、住民参加のあり方
議会・執行機関の自由度の拡大

第二分科会 財務会計、財政運営の見直し、財務規定の自由度の拡大

③ 根拠等 総務大臣決定（平成22年1月） 所管：総務省

(2) 地方との十分な協議に基づく新政策の実施

●国が新たな施策を実施するため、財政負担を一方的に地方に転嫁した例
・子ども手当（児童手当の継続）

・児童福祉施設に入所する親のいない子ども等への子ども手当相当分
(安心こども基金で対応)

・高校授業料無償化における地方の減免実施相当分

(3) 国直轄事業負担金の見直し

●直轄事業負担金の建設費を廃止するの方針が、中部縦貫自動車道など真に必要な道路等の整備の事業費削減の口実とされる懸念がある。

◆ 担当部課

総務部財務企画課、総合政策部政策推進課

適切な権限の充実と国の関与の縮小

○地域主権改革を推進する主な枠組み

- ◇ 地域主権戦略会議において、地域主権推進一括法や地域主権戦略大綱等を協議
- ◇ 地方行財政検討会議において、議会制度、監査制度等の地方自治法の抜本見直しを協議

- ・地方の意見の反映
- ・制度やシステムの見直しが中心

○国の関与の縮小

◇義務付け・枠付けの見直し

見直し検討対象条項数（第2次勧告）	4,076条項
見直しを勧告した条項数（第3次勧告）	892条項
一括法（第1次）等で対応する条項数	121条項

※戦略大綱で528条項を決定

- ・条例に対する国の関与を縮小し地方の自由度を拡大

◇基礎自治体への権限移譲

見直しを勧告した条項数（第3次勧告）	384条項
--------------------	-------

※戦略大綱で207条項を決定

- ・基礎自治体の意向に基づくべき

○国の行財政改革と地方への権限等の移譲

◇国の出先機関改革

※事務事業のムダを排除する国の行政改革の問題

国・地方一般行政職員の比較

	H13	H20	H20-H13	増加率
国	530,120人	520,152人	△9,968人	△1.9%
地方	1,113,58人	976,014人	△137,57人	△12.4%

- ・地方に転嫁せず国の責任において確實に実施すべき

- ・全国一律ではなく地方の実態や意向を踏まえるべき

◇事務権限の移譲

※財源と一体的に

- ・一級河川の管理・直轄砂防事業
- ・直轄道路の整備・保全
- ・ハローワーク等の無料職業紹介事業 等

地方の自主・自立に向けた分権改革の推進

財務省、総務省

◆ 提案

■ 地方税財政の充実

(1) 地方交付税の増額

地方交付税の法定率を引上げ、交付税総額を増額すること。

また、発行額が増加している臨時財政対策債について、元利償還金の交付税措置を確実に行うとともに、その際、他の基準財政需要額が圧縮されないようにすること。

(2) 地方に配慮した一括交付金の制度設計

一括交付金化に際しては、省庁縦割りでない政策目的に応じた分野（括り）を設定し、分野内での使途の制限をなくすなど、地方の自由度が拡大するようすること。

また、その配分に当たっては、年度間の調整、インフラ整備状況、地方団体の財政状況などを十分勘案し、配分総額が削減されないようにすること。

なお、電源立地関係の交付金は国のエネルギー政策に大きく貢献する原子力発電所等所在地に対して国が支払う負担金的な性格のものであり、一括交付金の対象から外すこと。

◆ 現状と課題

(1) 地方交付税の増額

- 本県においても、三位一体の改革により、地方交付税が大幅に削減。
- 地方交付税の復元・増額がなければ、県民の生活を守る行政サービスの安定的・継続的な供給に支障が生じる恐れ（平成22年度1.1兆円の増額であったが、単年度の措置）。
- 「地方一般財源は、平成23～25年度は22年度水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と政府の財政運営戦略に規定
- 地方一般財源の総額は、二度と三位一体改革の轍を踏まないよう、社会保障経費などの増嵩する地方の財政需要を適切に積み上げた地方財政計画を策定し、必要額を確保すべき。
- 臨時財政対策債は、地方交付税の振替財源であり、地方交付税法により、償還に対して交付税で措置することを規定

(2) 地方に配慮した一括交付金の制度設計

- 国は平成22年度夏に「地方主権戦略大綱」において、一括交付金化の制度をまとめ、平成23年度から実施予定

◆ 担当部課

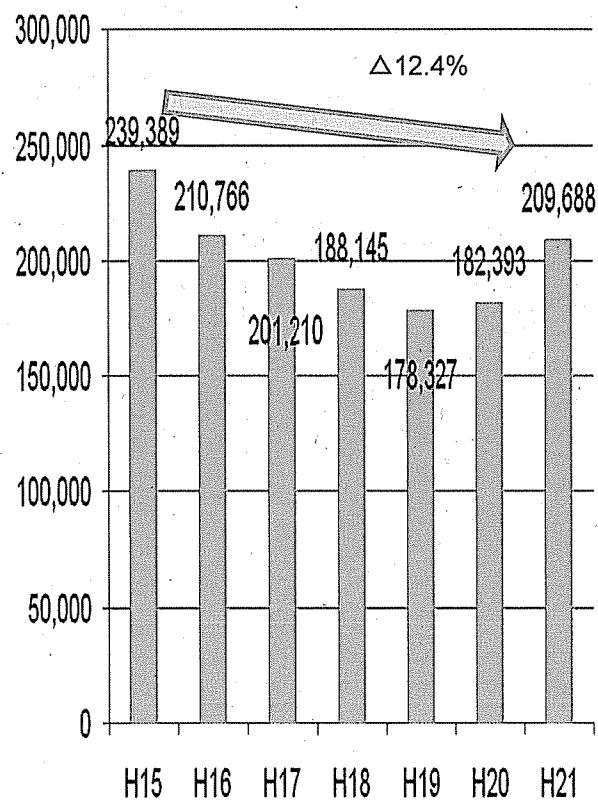
総務部財務企画課

地方交付税の増額について

地方交付税推移(臨時財政対策債含む)

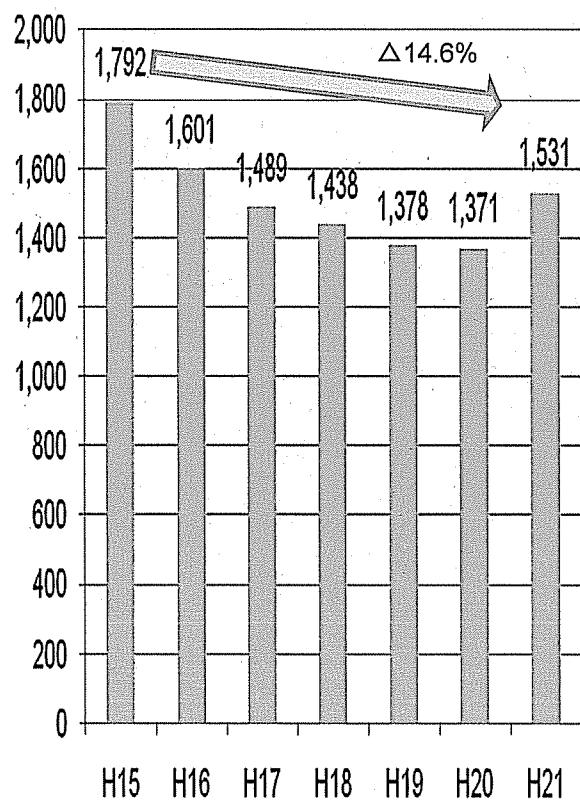
【全国(地財計画)】

単位:億円



【福井県】

単位:億円



地方の自主・自立に向けた分権改革の推進

総務省、財務省

◆ 提案

■ 地方税制の抜本改正

(1) 地方消費税の充実

国と地方の最終支出の割合に対する税収の割合のアンバランスを解消する税財源の見直しを行うこと。見直しにあたっては、安定的で偏在性の小さい地方消費税を充実させること。

(2) 地方法人特別税の廃止

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置であり、税制の抜本改革を行い、早急に法人事業税として元に復すこと。

(3) 地方間の税源偏在の是正

地方間の税源偏在是正のため、次の是正措置を講ずること。

- ・ 法人県民税の分割基準（従業者数）を法人事業税の分割基準（従業者数と事務所数）と同様にすること。
- ・ 地方消費税の清算基準を「人口」と「従業者数」のみにすること。

◆ 現状と課題

(1) 地方消費税の充実

- 国と地方の最終支出 国：地方 = 4 : 6
税 収 国：地方 = 5. 4 : 4. 6

● 住民サービスを提供する地方の自主的、安定的な財政運営には、地域偏在性や景気変動の影響が比較的少ない地方消費税の充実確保が必要

(2) 地方法人特別税の廃止

- 財政力の豊かな自治体が増収となる一方、財政力の弱い本県が4億円の減収
- 法人事業税のみに着目して偏在是正を行うのは不合理

(3) 地方間の税源偏在の是正

- 法人県民税の分割基準は、昭和29年の創設以来見直しがなく、偏在大（人口一人当たり税収格差：県民税8.7倍、事業税6.2倍）
- 地方消費税の清算基準に使われている統計は、多様化する消費の実態を正しく捉えているとは言えない。（人口一人当たり税収格差：1.8倍）

◆ 担当部課

総務部税務課

地方法人特別税の廃止について

○制度の内容

- (目的) 地域間の税源偏在の是正に早急に対応
(暫定措置) 消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置
(制度概要) ①法人事業税の4.5%相当額を地方法人特別税として国税化
②人口(1/2)と従業者数(1/2)の割合により、地方法人特別譲与税として再配分

○21年度実績

・財政力が弱い本県が減収となり、財政力が豊かな自治体が、大幅な増収となっている。

地方法人特別税を早急に廃止し、法人事業税として元に復する必要

※減収となっているのは本県を含む5都府県

都道府県名	実質税率 増減 (億円)	減収額 全国順位	財政力 指数 (H20)	財政力指数 全国順位
東京都	△856	1位	1.40598	1位
大阪府	△105	2位	0.82541	3位
愛知県	△50	3位	1.09710	2位
京都府	△39	4位	0.65084	10位
福井県	△4	5位	0.42450	29位

兵庫県	+39	40位	0.63054	11位
千葉県	+41	41位	0.80058	5位
福岡県	+64	44位	0.62905	12位
群馬県	+66	45位	0.61365	15位
埼玉県	+95	47位	0.76926	6位

●法人事業税

「受益」と「負担」の観点から、「分割基準」に基づき各都道府県に適正に帰属を図る。

●地方法人特別税

税収の4.5%を国税化し、分割基準とは異なる「譲与基準」で再配分を行う。

法人事業税の趣旨
に反する

地方間の税源偏在の是正について

人口一人当たりの税収格差（平成20年度決算）

地 方 税 計 : 最大(東京都) / 最小(沖縄県) : 3. 0倍

法 人 二 税 : 最大(東京都) / 最小(奈良県) : 6. 6倍

地方消費税（清算後）：最大(東京都) / 最小(沖縄県) : 1. 8倍

地方間の税源偏在を
是正するため、可能
なものから是正措置
を講じること

○法人県民税の分割基準 の見直し

	(現行)	(見直し案)
分割基準	従業者の数 ※昭和29年の創設以来、見直しが行われていない	【例：非製造業の場合】 $\frac{1}{2}$ 事務所の数、 $\frac{1}{2}$ 従業者の数 ※企業活動の実態に合わせて、数度の見直しが行われている法人事業税の分割基準と同様にする
人口一人当たりの税収格差(試算)	8. 7倍	6. 2倍

○地方消費税の清算基準 の見直し

	(現行)	(見直し案)
清算基準	①小売年間販売額 48.3% ②サービス業対個人事業収入額 26.7% ③人口 12.5% ④従業者の数 12.5% ※①②の統計は、多様化する消費の実態を正しく捉えているとは言えない	①人口 50.0% ②従業者の数 50.0%
人口一人当たりの税収格差(試算)	1. 8倍	1. 5倍

地方の自主・自立に向けた分権改革の推進

総務省

◆ 提案

■ 道州制

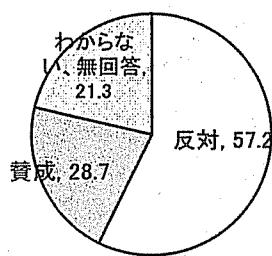
道州制については、地方自治の根幹を担う基礎自治体の意向を踏まえること。

また、国民の理解も得られていないことから、慎重に対応すること。

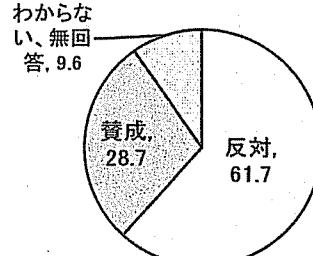
◆ 現状と課題

- 全国町村会は、導入に反対
 - 政府への意見書の提出（平成 21 年 6 月）
 - 特別決議の採決（平成 20 年 11 月）
- 全国および本県では、約 60% が道州制に反対

道州制に関するアンケート結果（福井県）



道州制に関する世論調査結果（日本世論調査会）



○ 反対の理由

- ・今の都道府県に親しみや愛着があるから 36.5%
- ・きめ細かな行政ができなくなるから 26.6%
- ・地方分権につながるとは限らないから 22.6%

■ 全国町村会特別決議（H20.11）抜粋

「仮に道州制が導入されても、地域間の格差が解消されることは到底言い難く、むしろ新たな中央集権体制を生み出すことになりかねず、道州政府と住民との距離も一段と遠いものとなる。」

「道州制の導入によりさらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていく。」

◆ 本県独自の取り組み

道州制について、8県知事と共同で慎重な対応を求める要請活動を実施
(平成 21 年 7 月)

◆ 担当部課

総合政策部政策推進課

重 点 事 項

- 新産業の育成と地域経済活性化
- ふるさとを元氣にする交流、観光、定住の促進
- 「総合的な学力」を育む教育環境の充実
- 生み育てやすい社会環境の整備
- 健康で安心な暮らしを支える医療・介護の充実
- 地球温暖化対策の推進
- 農林水産業の経営安定による農山漁村の再生
- 地方の創意工夫を活かすスポーツ・文化の振興
- 県民の安全確保と災害対策の充実・強化

新産業の育成と地域経済活性化

- データセンター・IT産業の立地促進
- 成長産業の集積等への支援
- 海外との効率的な物流に向けた港湾整備
- 海外販路開拓への支援制度の充実
- 中小企業の経営改善と雇用安定

新産業の育成と地域経済活性化

経済産業省、内閣府、総務省、財務省

◆ 提案

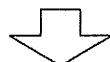
■ データセンター・IT産業の立地促進

クリーンエネルギーの供給県である本県の電源立地地域をアジアにおけるクラウドコンピューティングサービスの拠点として、データセンターの立地を促進すること。

そのため、モデル地域として、電力料金を一層軽減する仕組みや優遇税制などの措置を講じるとともに、地域のIT産業などに波及効果を生じるような仕組みを作ること。

◆ 現状と課題

- データセンターでは膨大なデータを処理するためのサーバの維持管理や設備冷却のために、大量の電気が必要
- 電気を遠隔地に送電する場合には、送電ロスが発生するため（ロスは距離に比例）、大量の電気を使用する企業は電源地域への立地が合理的
- 世界のIT企業などは、アジア地域においてシンガポールや台湾などにデータセンターを建設
- アジアからの誘致も視野に入れたクラウドサービス拠点を形成するためには、アジア諸国との立地上の競争優位性を確保する必要があり、電力料金とともに特別償却など税制面での優遇措置も必要



- データセンターの立地を契機として、地域のIT企業の人材育成を支援する制度の創設など、地域に波及効果が生じる仕組みが必要

※ クラウドコンピューティング

ネットワーク経由でソフトや設備を活用する手法

(個人がソフトを自分のパソコンに搭載せずにネット経由で利用したり、企業がシステムを自前で作らずに外部のシステムを利用したりする手法)

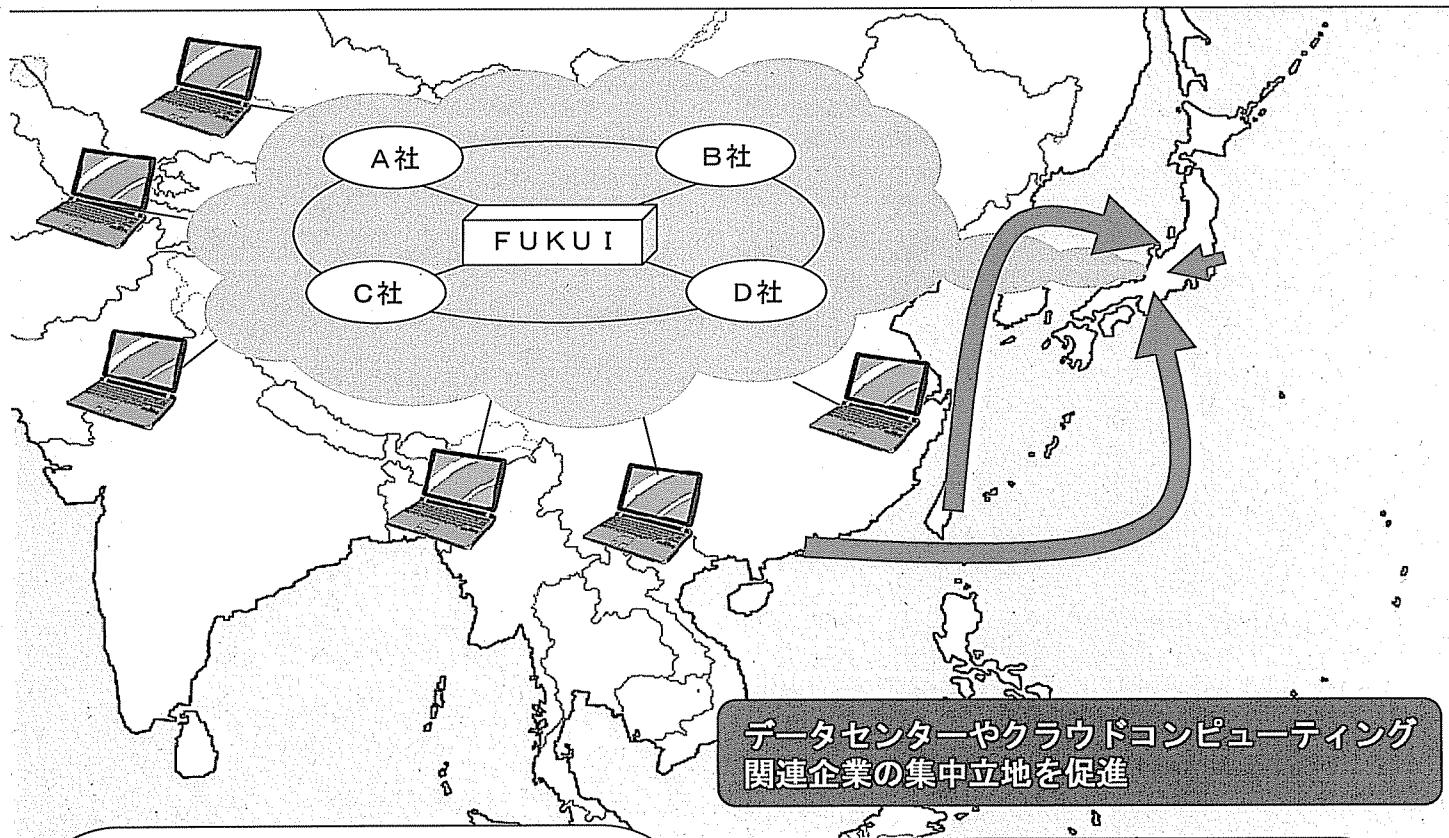
◆ 担当部課

産業労働部商業・サービス業振興課、企業誘致課、総合政策部電源立地地域振興課

クリーン・クラウド・モデル

環境にやさしい”クリーンエネルギー”によるクラウドコンピューティングサービス

アジアからの誘致も視野に入れたクラウドサービス拠点（モデル地域）の形成



データセンターの立地効果

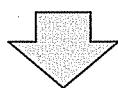
- ・センター建設に伴う投資
- ・センター運営の雇用
- ・周辺産業（例：機器保守）の雇用など

データセンターの電力消費量

- ・約7,000 kW
(10名程度雇用するセンターの場合)

【波及効果のある制度（例）】

- I T企業の人材育成やクラウドコンピューティングサービスの活用にかかる研修会の開催を支援
- 地域の I T企業がデータセンターを活用する際の利用料の軽減



I T産業の振興・地域の活性化

※立地促進には電気料金を一層軽減する仕組みや特別償却など優遇税制が必要

新産業の育成と地域経済活性化

財務省、経済産業省

◆ 提案

■ 成長産業の集積等への支援

(1) クリーンエネルギー関連企業の集積促進

リチウムイオン電池や太陽光発電に関する研究開発など低炭素社会に貢献する企業が、クリーンエネルギー供給県に進出する場合に、法人税の特別償却の拡充などの優遇策を講じること。

また、環境・エネルギー分野の研究開発費の税額控除や温室効果ガス排出抑制のための設備導入に関する特別償却など税制上の優遇策を講じること。

(2) 研究開発助成制度における地方枠の創設

現行の产学研官連携促進の研究開発助成制度の中に、地方の中小企業が優先的に助成制度を活用できる地方枠を創設すること。

(3) 農産物工場の立地促進に向けた支援

農産物工場について、企業立地促進法の優遇税制の対象業種とすること。

◆ 現状と課題

(1) クリーンエネルギー関連企業の集積促進

- 送電ロスを抑え、電力を供給地域で消費する、いわゆる「電気の地産地消」を進めることが低炭素社会に向けて重要
- 環境・エネルギー分野の企業がクリーンエネルギーを利用することは、温室効果ガスの発生を相乗的に抑制
- 企業がこれまで以上に低炭素社会に向けた活動を推進するためには、研究開発や設備投資に対する減税や特別償却などの税制の優遇が必要

(2) 研究開発助成制度における地方枠の創設

- 地方の中小企業においては、優れた技術を持っていながら、資金的な理由などから研究開発が行えない現状
- 地方の中小企業が利用しやすい研究開発助成の仕組みとして地方枠が必要

<国の公募型研究事業の提案、採択状況>

平成21年度 提案10件 うち採択4件（環境エネルギー関連は1件）

(3) 農産物工場の立地促進に向けた支援

- 現行の企業立地促進法では、製造業等の立地には優遇措置があるが、農産物工場は産業分類上では「農業」であるため、優遇税制の対象外
- 製造の過程や技術は工業製品と同じであるため、製造業と同様の優遇税制が必要

◆ 本県独自の取り組み

(1) クリーンエネルギー関連企業の集積促進

- 産学官による実用化研究を進め関連産業の集積を図るため、「福井クールアース・次世代エネルギー産業化プロジェクト」として、電力貯蔵分野など4つの研究分野の共同研究を実施

(2) 研究開発助成制度における地方枠の創設

- 環境エネルギー分野等の今後の成長分野への事業展開を目指すものづくり中小企業に対して、技術開発から商品開発、販路開拓までを一貫して支援する「次世代技術製品開発支援補助金」を平成22年度に創設

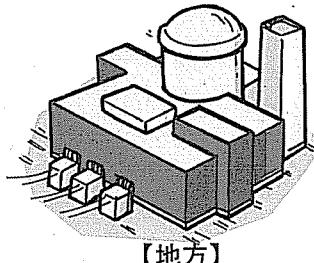
(3) 農産物工場の立地促進に向けた支援

- 企業立地促進法に基づく基本計画について、農産物工場関連産業を集積業種として指定。企業立地促進補助金において農産物工場も優遇対象

◆ 担当部課

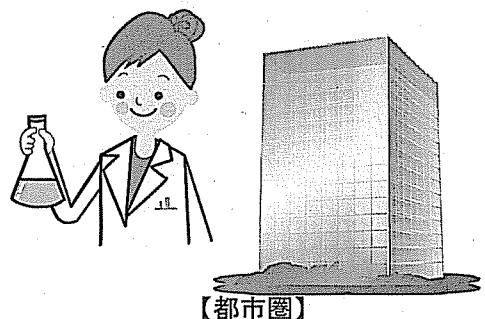
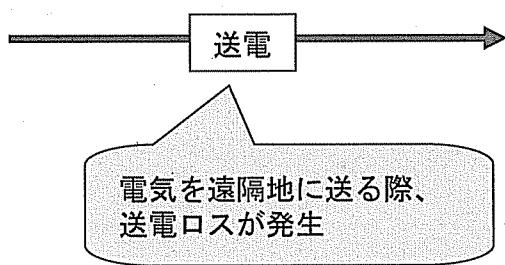
産業労働部企業誘致課、地域産業・技術振興課

クリーンエネルギー関連企業の集積促進



原子力発電所から

クリーンエネルギーを供給



環境・エネルギー分野の研究開発

地方にも環境・エネルギー分野の技術を持つ企業がある

「福井クールアース・次世代エネルギー産業化プロジェクト」参加企業

送電ロスは距離に比例

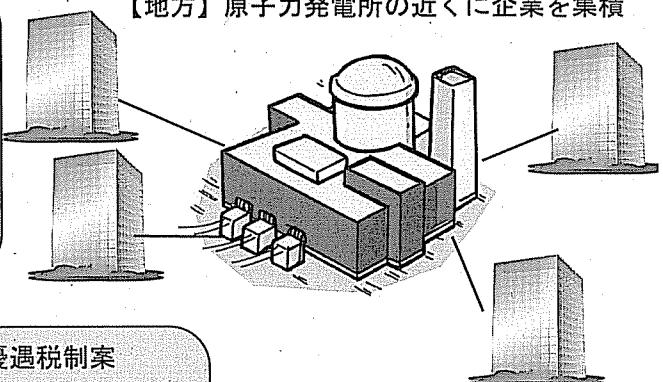
総発電量の約5%がロス



※原子力発電所の近くに環境・エネルギー分野に関する研究開発を行う企業を集積

【効果】

- 送電ロスを減少
- 環境・エネルギー分野を研究開発する企業がクリーンエネルギーを利用することは、温室効果ガスの発生を最小にする相乗効果
- クリーンエネルギー供給県の地域活性化



◆クリーンエネルギーを供給している県に進出する企業への優遇税制案

(対象: 環境・エネルギー分野に関する研究開発を行う企業)

※企業立地促進法に定める企業立地計画への優遇税制

	法人税	固定資産税
優遇税制(案)	特別償却制度の拡充 【建物等10% 機械設備20%】 (現行:建物等8% 機械設備15%)	5年間分免除 (現行:3年間分免除)

◆企業への支援

- ・環境・エネルギー分野の研究開発費に関する税額控除
- ・温室効果ガス排出抑制に資する設備導入に関する特別償却

ハード面とソフト面から支援により、企業の集積促進

「福井クールアース・次世代エネルギー産業化プロジェクト」に参加する企業が拡大

新産業の育成と地域経済の活性化

経済産業省

◆ 提案 ◆

■ 海外販路開拓への支援制度の充実

(1) 現地における信用調査の支援

中小企業では困難な現地企業の信用調査を支援すること。

(2) 現地における商取引の環境改善の働きかけ

海外との取引に係る代金不払い等のトラブル事例について全国規模で調査を行い、必要な情報を公開すること。

また、問題事例が多く発生している相手国政府・関係機関に対し、商取引の環境を改善するように働きかけること。

(3) セミナー等の充実

貿易実務講座や債権回収セミナーの内容の拡充、開催地・開催回数の増加を図ること。

また、具体的な債権回収に係る相談体制を整備すること。

◆ 現状と課題 ◆

● 海外販売・営業の課題は、「代金回収・支払など資金面が不安」が最多

※福井商工会議所アンケート調査（2009年）（271社回答）

問) 海外販売・営業を行う上での課題は何か

答) ①代金回収・支払など決済面が不安 46.4%

②情報不足や商習慣などがわからない 38.6%

● 福井県経済新戦略検討会議においても、複数の委員（企業関係者）から、

代金が納入されないなどの債権管理が、中国等との商取引の大きなネックになっていることが指摘

● 商談会・展示会で知り合った現地企業に商品を納品したが、代金が振り

込まれないといったラブルに巻き込まれる県内企業があり、商取引の環境改善が必要。

◆ 本県独自の取り組み ◆

中国の法律事務所と提携し、県内企業からの紹介に対して法律情報を提供

（初回の1時間分無料）

◆ 担当部課 ◆

観光営業部国際・マーケット戦略課

新産業の育成と地域経済活性化

国土交通省、経済産業省

◆ 提案

■ 海外との効率的な物流に向けた港湾整備

(1) 敦賀港における国際貨物の物流効率化

ICタグを用いて貨物の状況を常時把握できるシステムを開発するに際しては、敦賀港を日本海側のモデル港として選定すること。

(2) 福井港の重要港湾への格上げ

地域の物流の中核を担う港として、重要港湾に格上げし、大型船の係留可能な岸壁等の整備や航路水深の確保など、港湾機能の強化について支援を拡大すること。

◆ 現状と課題

(1) ITを用いた国際貨物の物流効率化

- 電子タグ等を用いた国際コンテナ貨物の状況を常時把握できるシステムの開発については、中国側では上海港が採用される予定
- 敦賀港は関西地域や中部地域と北東アジアを結ぶ日本海側の玄関口であるとともに、北海道や秋田、新潟を結ぶ内航航路との結節点として機能
- 敦賀港では、中国への定期航路の開設を検討中
- 敦賀港は上海港と比較的近く、大規模港湾に比べコンテナ貨物量も少ないため、試験運航が容易であり、日本海側のモデル港として適合

(2) 福井港の重要港湾への格上げ

- 県内最大の工業団地（テクノポート福井）が背後に立地
- テクノポート福井の立地企業から、アルミニウムや石膏等の輸入の効率化を図る観点から、大型船舶が係留できる岸壁（-13m）整備や航路の増深（-10mから-13m）について要望有り
- 毎年浚渫を実施しているが、九頭龍川からの堆砂が進み、-10m水深の航路幅確保が困難

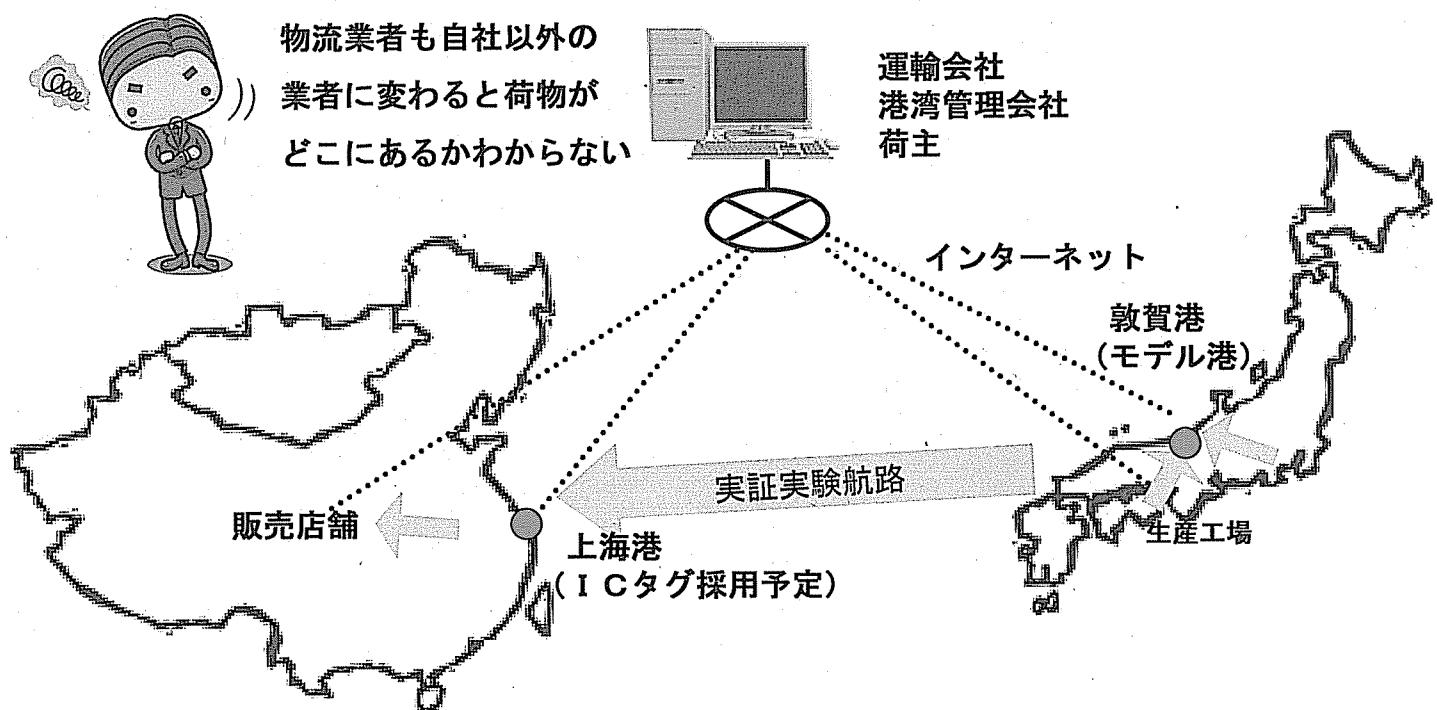
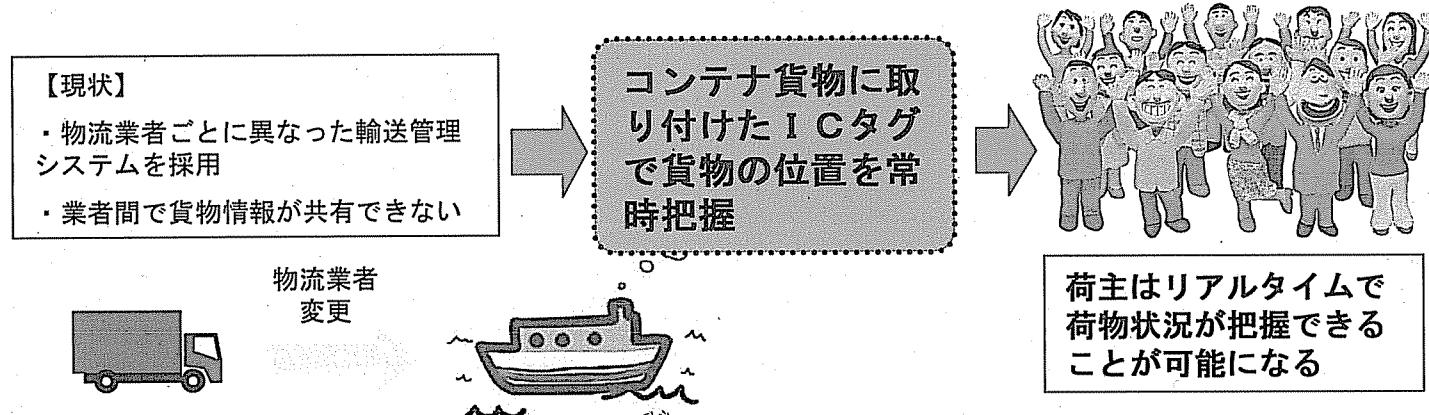
◆ 本県独自の取り組み

- ・ 敦賀港では、「敦賀港国際ターミナル株式会社」による民間のノウハウを活かした効率的な貨物集荷および港湾運営を実施するとともに、-14m岸壁を備えた新ターミナルが今秋本格供用予定
- ・ 産学官が共同してICタグの研究開発を実施（H22 国の戦略的基盤技術高度化支援事業に採択）
- ・ 福井港の航路埋没の軽減対策を、研究機関〔（独法）港湾空港技術研究所〕で検討中

◆ 担当部課

産業労働部企業誘致課、土木部港湾空港課

ITを用いた国際貨物の物流効率化



敦賀港

- ・関西や中部と北東アジアを結ぶ日本海側の玄関口
- ・ICシステムの実験に適当な規模であり、早期に整備することが可能

【メリット】

- 1 先進的なシステム導入により利便性向上
- 2 貨物の常時把握により信用性向上
- 3 利便性、信用性向上により、荷物量の増加が見込める

新産業の育成と地域経済活性化

◆ 提案 厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省

■ 中小企業の経営改善と雇用安定

- (1) 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の金利負担軽減
厳しい状況が続く小規模事業者の資金繰りを支援するため、マル経融資の金利負担を軽減すること。
- (2) 代位弁済時における保証協会に対する損失補償の拡充
全国信用保証協会連合会の信用保証協会に対する損失補償割合を拡充するとともに、同連合会の損失補償に係る基金を十分に造成すること。
- (3) 中小企業緊急雇用安定助成金の助成率の引上げ
小規模・零細企業を対象とする中小企業緊急雇用安定助成金の助成率を引き上げること。

現在の助成率 80% (解雇を行っていない場合は90%)
↓
引上げ後の助成率 90% (解雇を行っていない場合は95%)

■ 国発注事業における県内建設業者への発注の促進

地域経済の効果的な活性化のため、工事の発注に当たっては、県内建設業者の受注機会の増大および早期発注を進めること。

◆ 現状と課題

- (1) 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の金利負担軽減
- 厳しい経済状況の中、小規模な企業ほど資金繰りに苦しむ企業が多い。
 - 本県では、全国に先駆けて「マル経融資」の利子補給を実施したことにより、福井商工会議所では融資件数、金額ともに前年度比の伸び率が全国1位となるなど、融資実績が伸びた結果、倒産件数が前年より低下
- (2) 代位弁済時における保証協会に対する損失補償の拡充
- 本県の信用保証協会の収支は赤字が続き厳しい状況にあり、今後も継続的に的確な保証を続けていくために、経営基盤を強化する必要

〈保証協会の収支(単位:億円)〉

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
代位弁済額	66.2	66.0	77.9	129.5	93.5
収支	0.3	1.6	1.5	▲4.9	▲3.0

- 緊急保証に係る借入金の償還に行き詰まり、倒産する企業が今後増加することが懸念されるため、全国信用保証協会連合会の損失補償に係る基金を十分に積み増す必要

(3) 中小企業緊急雇用安定助成金の助成率の引上げ

- 本県の有効求人倍率（5月）は、0.73倍と全国2位の水準にあるものの、依然として1倍を大きく下回る厳しい状態が継続
- 国の雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の計画届件数（県内）は、5月が1,227件と12か月連続で1千件を超え、そのほとんどを中小企業（5月分 1,213件：全体の99%）が占める。
- 本県では、全国に例のない雇用調整助成金等に対する上乗せ助成を昨年4月から実施（上乗せ助成率5~10%、上限100万円／社）
上乗せ助成の利用企業の約半数が小規模・零細企業（従業員数9人以下）
- 早期の雇用安定を図るために、小規模・零細企業の雇用維持に係る負担軽減が必要であり、国の雇用政策として助成率の引上げが不可欠

(4) 国発注事業における県内建設業者への発注の促進

● 国発注工事の県内建設業者の受注率（金額ベース）

	平成21年度	平成20年度
国土交通省	48% (67億円/138億円)	41%
農林水産省	11% (20億円/180億円)	5%

- 分離・分割発注の促進、入札参加条件における県内を対象とした地域要件の設定、総合評価落札方式における地域貢献度・地域精通度等に対する加算点の引上げなど、県内建設業者の受注機会の増大に努めることが必要

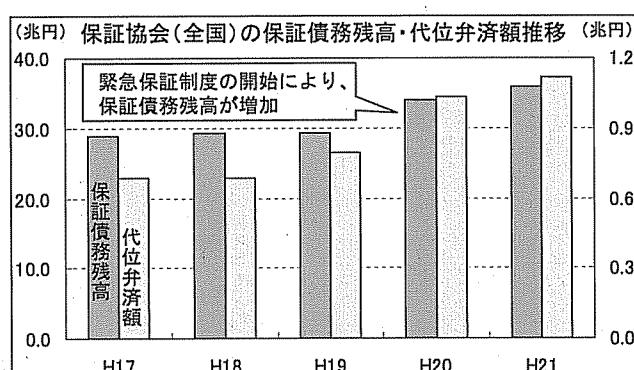
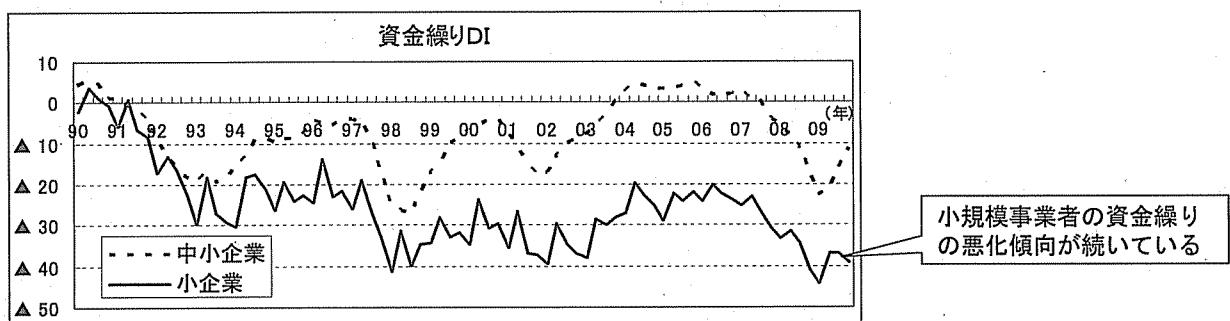
◆ 本県独自の取り組み

- ・平成21年7月からマル経融資の利子補給（0.5%）を実施
- ・地域防災力の維持の観点から、地域の建設業者等の育成、支援に配慮した入札制度に改正
- ・分離、分割発注による地元発注の促進、県産品（県産資材）の活用、県内建設業者の下請への活用

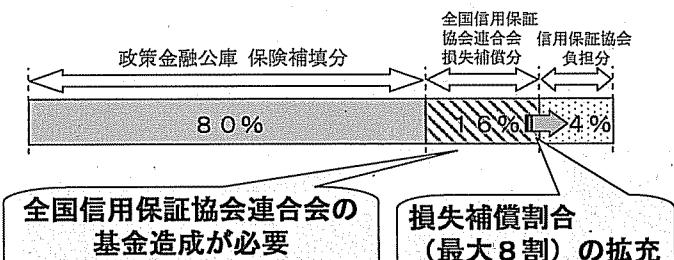
◆ 担当部課

産業労働部経営支援課、労働政策課、土木部土木管理課

中小企業の資金繰り対策の強化



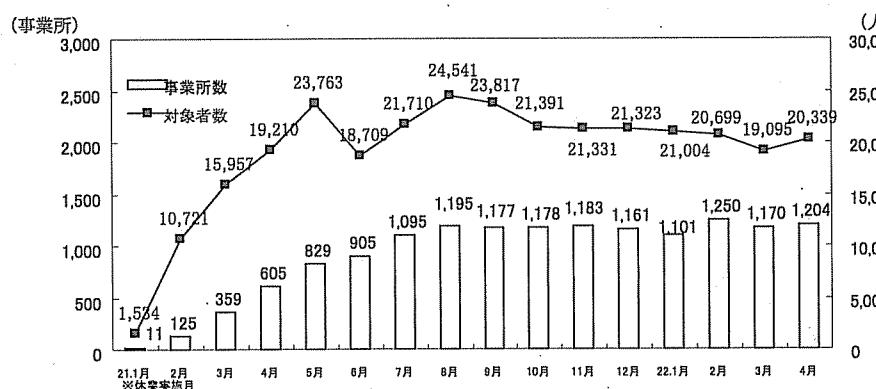
緊急保証代位弁済時における負担構成



作成者：産業労働部経営支援課

中小企業緊急雇用安定助成金の助成率の引上げ

国の雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届け受理状況の推移



福井県の常用雇用者規模別法人企業数

常用雇用者規模	企業数	割合
0～9人	8,826	72.3%
10人～	3,381	27.7%
合計	12,207	

福井県雇用維持緊急助成金の支給状況

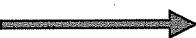
（平成21年度末、実数）

平成21年度目標 31,850人

実績 対象事業所数 1,336社

対象者数 33,700人

支給額 338,202千円



従業員規模	企業数（件）
0～9人以下	634 47.5%
10～49人以下	504 37.7%
50～99人以下	93 7.0%
100～299人以下	77 5.8%
300人以上	28 2.1%
計	1,336 100.0%

出典：平成18年事業所・企業統計調査

ふるさとを元氣にする交流、観光、定住の 促進

■ 國際化時代の多様な観光

■ 地方鉄道の充実・強化

■ 「ふるさと政策」の推進

■ 地方への人材の定着・育成

ふるさとを元氣にする交流・観光・定住

国土交通省、外務省

◆ 提案

■ 国際化時代の多様な観光

(1) 「アジアフライト&レイルパス（仮称）」の導入

海外からの観光客が、アジア域内の航空機や鉄道を安価で自由に利用できる「アジアフライト&レイルパス（仮称）」を導入すること。

また、海外からの観光客を地方に誘導するため、地方空港を利用する際のバスの価格を安く設定すること。

(2) 医療観光の振興

滞在ビザについて、日本での長期治療が可能となるよう、「医療滞在ビザ（仮称）」を創設すること。

また、医学用語を理解し、病状を正確に伝えることのできる「医療通訳士（仮称）」を国家資格または公的機関が認定する資格として整備すること。

(3) 短期滞在ビザの免除拡大

韓国、香港などに認めている短期滞在ビザの免除を、他のアジア各国にも拡大すること。

◆ 現状と課題

(1) 「アジアフライト&レイルパス（仮称）」の導入

● 外国人観光客の日本滞在中の不満の多くは、交通の利便性や交通費
(日本政府観光局 JNTO 調査)

● 成田・中部国際・関西の各空港と比べ、地方空港の航空運賃が割高。

(2) 医療観光の振興

● 現行制度では、中国人の観光ビザによる日本滞在日数は15日以内。
● 医療過誤、医療事故などを未然に防止するため、医療通訳士は不可欠
● 本県では平成23年度に陽子線がん治療施設が開設

(3) 短期滞在ビザの免除拡大

● 短期滞在ビザ免除は、アジアでは一部の国・地域に限られている。(韓国、香港、台湾、マカオ、シンガポール、ブルネイ)
● 平成22年7月から、中国人への個人観光ビザ発給を富裕層(年収25万元:約350万円)から中間層(約6万元:約85万円)に拡大。対象世帯は10倍増の1600万世帯となる見通し。

◆ 担当部課

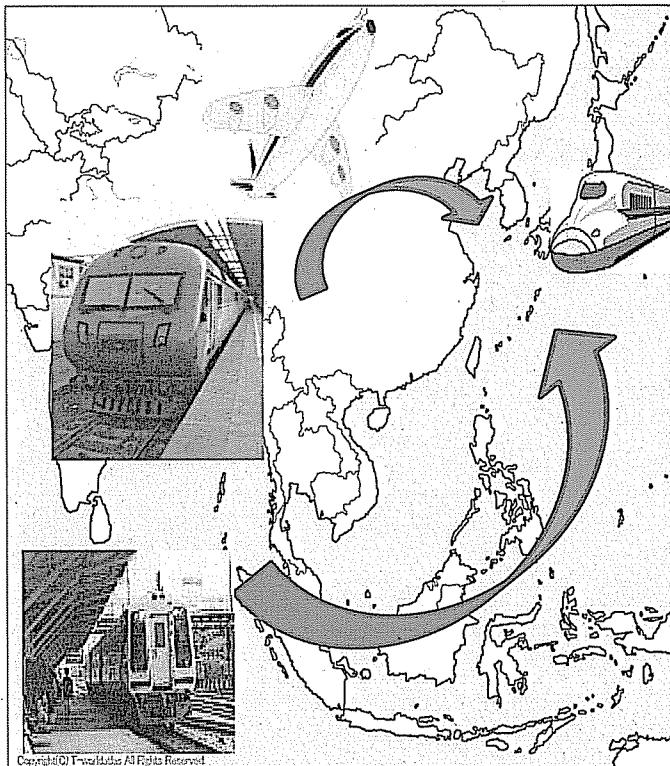
観光営業部観光振興課、国際・マーケット戦略課、健康福祉部地域医療課

ASIAフライト&レイルパス

[特長]

- 1枚のパスカードで一定期間(※)、アジア各国間の航空機と鉄道が乗り放題
- ※1週間/2週間/3週間周遊パス
- 定額(率)の割引料金が適用
→ 地方空港活用で割引率アップ

- 自国通貨での決済が可能



アジアの鉄道会社

- JR各社
- 韓国鉄道公社
- 中国国鉄
- 台湾高速鉄路公司
- フィリピン国有鉄道
- マレーシア鉄道公社
- タイ国有鉄道 etc.

アジアの航空会社

- 日本航空、全日空
- 大韓航空、アシアナ航空
- 中国国際、東方、南方航空
- キャセイ・パシフィック
- 中華航空
- フィリピン航空
- シンガポール航空
- マレーシア航空
- タイ国際航空
- LCC(格安航空会社) etc.

例えば…南京在住の中国人Aさんが、6泊7日で日本を個人旅行

- ◆ 中国国鉄(南京→上海) ◆ 中国東方航空(上海→小松)
- ◆ JR各社 (小松→金沢【1泊】→福井【1泊】→京都【2泊】→東京【2泊】→成田)
- ◆ 中国東方航空(成田→上海) ◆ 中国国鉄(上海→南京)

- 通常料金は… 10,000元(約13万円)
- AFRパス(1週間)利用だと… 6,000元(約7.5万円)
 国際空港発着 40% off
- AFRパス(1週間)利用だと… 4,000元(約5万円)
 地方空港活用 60% off

※ 1週間パス：国際線往復、渡航先の鉄道は乗り放題
(いずれも宿泊費は除く)

[期待される効果]

- ・アジア域内での人の流動化が促進(アジア人観光客の増)
- ・地方空港の活性化と利便性の向上(海外直行便の増)
- ・地域経済の活性化が促進
- ・「東アジア共同体構想」の前進

ふるさとを元氣にする交流・観光・定住の促進

国土交通省

◆ 提案

■ 地方鉄道の充実・強化

(1) 地域の意向を踏まえた鉄道運行のあり方

住民生活に影響のあるJRの地方路線や地方鉄道路線ダイヤ改正など、鉄道運行のあり方について、鉄道事業者と自治体による協議の場の設置を法定化し、JRの地方路線や地方鉄道の確保・充実を図ること。

(2) 鉄道設備整備支援の充実・強化

低床型車両の導入が円滑に進められるよう、十分な予算を確保すること。

地域鉄道の再構築を支援する「幹線鉄道等活性化事業」により整備した鉄道資産について、固定資産税の軽減措置を講じること。

(3) 地方におけるIC乗車券の普及

地方においてもIC乗車券の普及が進むよう、地域交通の中核となる事業者が先導的に導入する対策を講じること。

◆ 現状と課題

(1) 地域の意向を踏まえた鉄道運行のあり方

●鉄道事業者のダイヤ変更による運行本数の削減や運行時刻の変更は、住民生活に影響。特に代替交通手段が少ない地方では大きな影響

(平成22年のJRダイヤ改正時：普通列車が7便減、2便が区間短縮)

●住民生活に必要な鉄道サービスをそれぞれの地域で確保・充実を図るため、政府で検討中の「交通基本法」の趣旨である「交通弱者の移動手段の確保」という観点からの仕組みが必要

(2) 設備整備支援の充実・強化

●低床型車両の導入には1編成で約3億円が必要であり、国の補助メニュー「地域公共交通活性化・再生総合事業」(平成22年度：4,020百万円)において十分な予算確保が必要

●国の補助事業「幹線鉄道等活性化事業」により整備した鉄道資産には固定資産税の軽減措置がなく、移管を受ける鉄道事業者の負担が大きい。同じ再構築事業の一つである「輸送対策事業」と同様に、固定資産税軽減の特例措置が必要

(3) 地方におけるIC乗車券の普及

● IC乗車券の導入には数億円を要し、地方の鉄道事業者は二の足。地域交通の中核となるJRなど大手事業者がまず導入し、二次的に地方都市に波及させることが有効。

JR西日本によるICOCA読み取り機の設置状況

北陸本線の場合 大阪～近江塩津間 利用可能

新疋田から北 利用不能

※石川県内や富山県内も利用不能

◆ 担当部課

総合政策部交通まちづくり課

自治体と鉄道事業者による協議の場を法定化

G

一方的に

運行本数の削減

運行時刻の変更

○協議会での協議事項

- 利便性の維持、向上策
- ▷運行本数の増便および減便
- ▷運行時刻(始発、終電等)変更
- ▷バス等、他の交通機関との連携
- 鉄道利用の促進策
- ▷地域の商店街、企業と連携した利用促進策など

検討中の交通基本法の趣旨
「交通弱者の移動手段確保」

↓
鉄道の利便性の確保・向上

対応策

ダイヤ編成について自治体の「要請」から「協議制」に移行

○自治体と鉄道事業者による協議会の設置を法定化

□ダイヤ編成の協議を実施

- ▷ダイヤ変更時には鉄道事業者に対し協議を義務付け
- ▷協議において、鉄道事業者には事業情報の提供義務あり
(事業情報=駅別の乗降客数、行先別乗客数、列車別乗客数 等)
- ▷地域の鉄道利用促進策も協議

□自治体、鉄道事業者は協議会での決定事項について尊重義務あり

(ダイヤ運用は広域調整が必要なため、協議会は県単位で設置)

ふるさとを元氣にする交流・観光・定住

財務省、総務省、経済産業省

◆ 提案

■ 「ふるさと政策」の推進

1 「ふるさと納税」の促進

納税者にとってさらに使いやすい制度とするため、給与所得者の場合は、年末調整により控除できる仕組みを実現すること。

また、個人住民税の特例控除額の上限(個人住民税所得割額の1割)の引上げを行うこと。

さらに、個人住民税の適用下限額(5,000円)を所得税の適用下限(2,000円)にあわせ引き下げる。

2 ふるさと元気税制の創設

(1) ふるさと貢献企業の継承

①後継者のいない中小企業を存続・発展させるため、買収する地元企業への投資および買収する地元企業が自ら行う投資に対する優遇措置を講じること。

②親族以外の従業員が事業を継承した場合の贈与税の優遇措置を講じること。

(2) ふるさと起業等への応援

①ソーシャルビジネスを開拓するためにふるさと起業する企業への投資に対して優遇措置を講じること。

②三大都市圏以外の地方でのふるさと起業に伴う初期費用に対して優遇措置を講じること。

③過疎地域での日用品販売店舗の取得等、生活機能を維持するための地域を挙げた活動に対し財政的支援を行うこと。

3 企業の地方分散促進

①産業の全国的な活性化や少子化の全国的な改善、企業の経営リスクの分散を図るため、大都市に立地する企業の本社機能や研究開発機能を地方に移転するため措置を講じること。

②家族と一緒に暮らすことができる社会を実現するため、単身赴任手当の見直しなど国内の異動・転勤に伴う単身赴任を減らすための対策を講じること。

◆ 現状と課題

1 「ふるさと納税」の促進

- 「ふるさと納税」が将来にわたって国民に理解され、利用される制度として定着するため、確定申告の手続の煩わしさをなくし、特例控除の上限を引き上げるなど、制度の改善が必要

2 ふるさと元気税制の創設

- 景気低迷による雇用情勢の悪化、人口減少による過疎化の進行、後継者不足による廃業事業所の増加等により元気が低下している地域を活性化するための仕組みづくりが急務。

(1) ふるさと貢献企業の継承

- ふるさと貢献企業：地場産業や伝統工芸等、地域の活力や雇用を守る上で欠かせない企業。（例：めがね、機械、繊維、打刃物、和紙等）
- 県内の廃業事業所 703 件、従業員数約 4,000 人（平成 20 年度。製造業のみ）
- 優秀な技術を持った企業が、後継者がいないため廃業に追い込まれるケースも多く、事業継続への支援が必要。

(2) ふるさと起業等への応援

- 「ふるさと起業」：地域社会の課題の解決を業とするソーシャルビジネスを始めること。（ソーシャルビジネスの例：高齢者世帯への買い物・除雪サービス、地域の素材を使った農家レストラン）
- ベンチャー企業への投資を促進するエンジェル税制があるが、ソーシャルビジネスを行う「ふるさと起業」を促進する税制が必要
- 地域生活の維持が困難になっている過疎地域や高齢化が著しく進む集落において、日用品販売等の生活維持のための活動を応援する必要

3 企業の地方分散促進

- 企業や産業の過度な集中により、人口も都市に集中
- 都市への集中は、災害時における企業活動の継続にも問題
- 我が国の少子化対策として、子育てをしやすい地域での企業立地促進が有効
- 本社機能の一部の地方移転を誘導するため以下のようないくつかの対策が必要
例：移転企業に対する一定期間の法人税減免
地方での新規投資に対する課税軽減
- 単身赴任を解消して、家族と一緒に地方へ赴任することを促進するため、以下のような対策が必要
例：単身赴任手当など国の制度の見直しや「家族いっしょに手当」（仮称）の創設
「家族と地方赴任モデル企業」（仮称）への支援

◆ 本県独自の取り組み

(1) 「ふるさと納税」の促進

- ・「ふるさと福井応援サイト」の開設【19年度～】
インターネット上で寄付申出手続き、クレジットカードによる寄付
- ・県および県内市町の寄付共同受入窓口の開設【20年度～】
- ・「ふるさと納税情報センター」の開設【20年度～】
県内および全国自治体の状況などを集約するとともに情報提供を行う。

◆ 担当部課

観光営業部ふるさと営業課、総務部税務課、産業労働部企業誘致課

「ふるさと納税」制度の改善

現行

- 給与所得者は確定申告で寄付金控除
- 個人住民税の特例控除額の上限が個人住民税所得割の1割
- 税額控除の適用下限額が5,000円

提案

- 給与所得者は年末調整で寄付金控除
- 個人住民税の特例控除額の上限である個人住民税所得割の1割を引上げ
- 税額控除の適用下限額の引下げ



寄付したいけどな
あ…

- ・サラリーマンなので、確定申告が面倒
- ・個人住民税の特例控除額の上限があるので、あまり寄付できない
- ・5,000円の自己負担は痛い



これなら、負担を気にせずふるさとへの想いを形にしやすいよ！

寄付件数・金額の増大

教育振興

文化振興

ふるさとの活性化

福祉向上

まちづくり

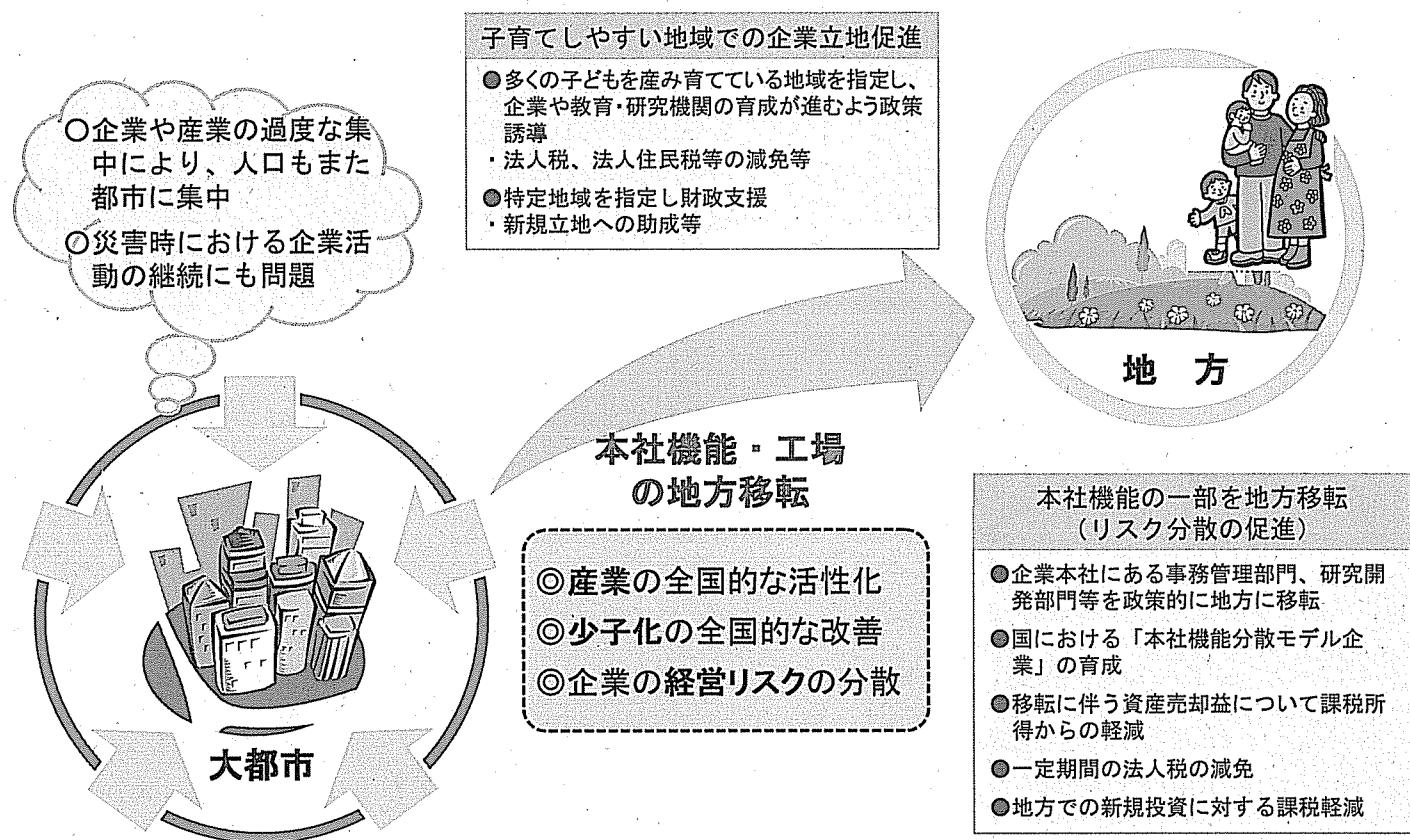
ふるさと元気税制の創設

ふるさと元気税制等の概要

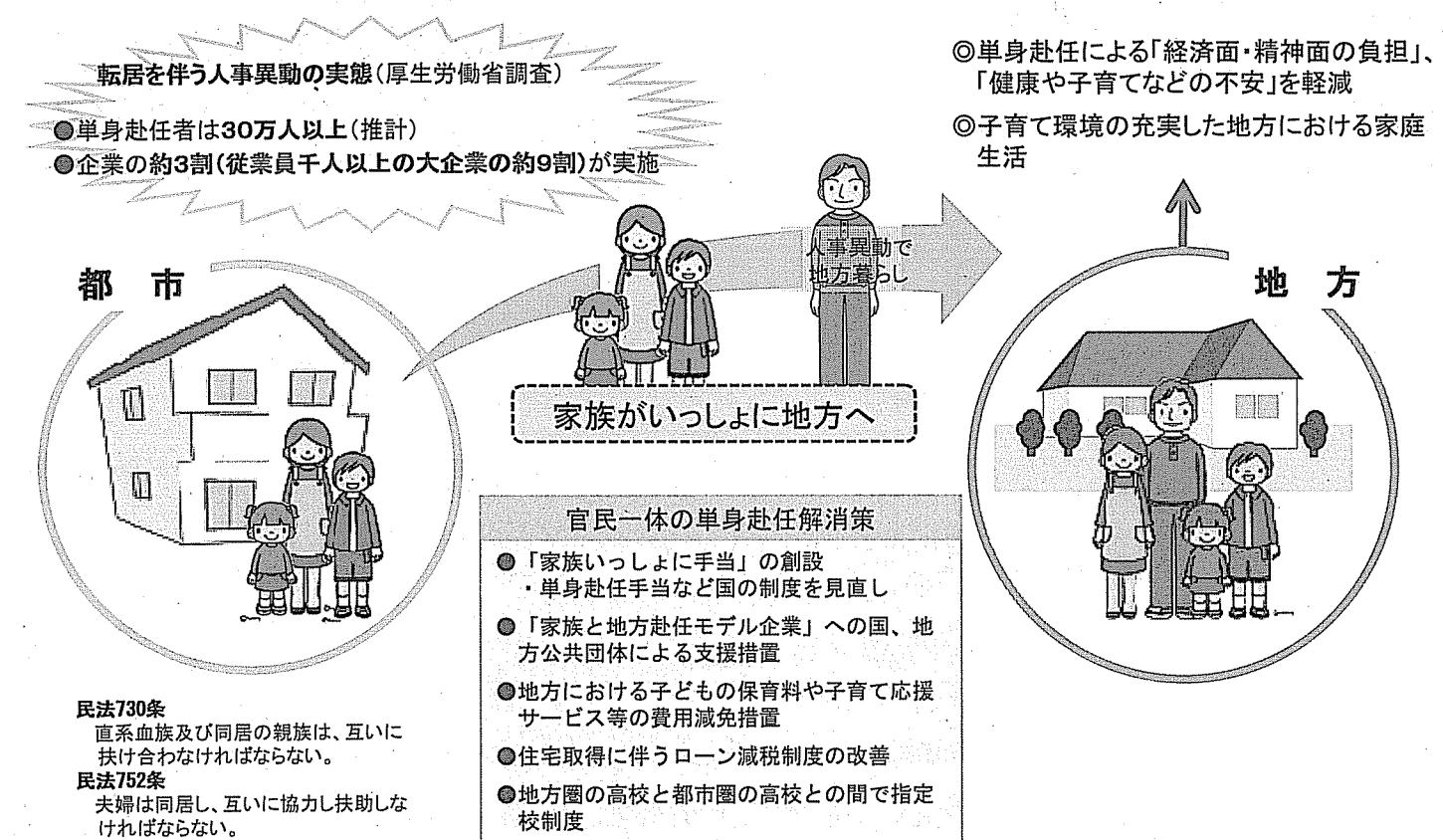
項目	現行	要望【ふるさと元気税制等】
ふるさと 貢献企 業の繼 承	投資優遇	<p>個人、企業の投資を優遇</p> <p>個人: 投資額をその年の総所得金額から控除 (エンゼル税制と同様)</p> <p>企業: 投資額をその年の法人所得から控除</p>
	贈与税の納税猶予	<p>贈与税</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員を対象に追加 親族が事業を継承した場合に準じ、課税価格の80%に対応する贈与税の納税猶予
ふるさと 起業	投資優遇	<p>個人のみ対象</p> <p>ベンチャー企業に対する投資を総所得金額から控除 【エンゼル税制】</p>
	不動産取得税等免除と減収分の交付税措置	<p>対象地域を三大都市圏以外の地方に拡大</p> <p>農工法、過疎、都市開発区域等のみ</p>
地域の 生活機能維持	地域の活動への支援	<p>店舗取得および事業継承等への支援</p>
	不動産取得税等免除と減収分の交付税措置	<p>生活機能維持に必要な事業活動に適用</p>

企業の地方分散促進

(1) 大都市に立地する企業を、多くの子どもを産み育てている地方などに移転することにより、人口の地方分散と少子化の改善、経営リスクの分散を促進



(2) 「家族いっしょに手当」の創設など、国内の異動・転勤に伴う単身赴任を減らすための対策を実施し、家族がいっしょに暮らすことができる社会を実現



ふるさとを元氣にする交流・観光・定住

◆ 提案

文部科学省、総務省

■ 地方への人材の定着・育成

(1) 地元大学への進学促進

地方への優秀な人材の定着・育成を促進し、ふるさと振興を図るため、地元大学に入学する県内学生の入学料や授業料を優遇した場合、その減収分を補填する制度を創設すること。

(2) 国立大学法人運営費交付金等の確保

福井大学が地域社会で果たしている役割や大都市圏にある大学と比較して財政基盤が脆弱な地方大学の特性に十分配慮し、国立大学法人運営費交付金について必要な額を確保すること。

また、私立大学等の個性・特色を活かした教育研究の質の向上、経営の健全性の向上等を図るため、私立大学等経常費補助金についても必要な額を確保すること。

◆ 現状と課題

(1) 地元大学への進学促進

- 本県では毎年、3000人が県外の大学に進学。就職等で戻るのは約1000人
- 公立大学の多くは地元出身者に対する入学料優遇制度を導入しているが、その減収分は地方交付税の対象外
- 国立大学や私立大学では、授業料減免に対する国の財政支援があるが、地元出身者に対する優遇措置はない。

(2) 国立大学法人運営費交付金等の確保

- 福井大学は、福井県の教員数の4割、医師数の3割、エンジニア・科学研究者の3割を輩出するなど本県地域社会で大きな役割
- 国立大学法人運営費交付金は、平成16年度からの6年間で約830億円が削減。福井大学においても約11億円が削減。私立大学等経常費補助金についても、平成18年度からの4年間で約90億円削減。
- 外部資金獲得が難しい地方の国立大学や私立大学は特に厳しい状況にあり、経費節減努力もほぼ限界。
- 6月末に閣議決定された財政運営戦略により今後3年間、政策的経費について毎年8%の削減が課せられることになれば、大学の運営が困難。

◆ 担当部課

「総合的な学力」を育む教育環境の充実

■ 子どもと向き合う時間を増やす教育環境の充実

■ 新しい時代に対応した教育の実施

■ きめ細かな教育体制等の整備

■ 私立高校に通う低所得世帯への支援

総合的な学力を育む教育環境の充実

文部科学省

◆ 提案

■ 子どもと向き合う時間を増やす教育環境の充実

(1) 小中学校の学級編制標準の見直し

標準法上の学級編制標準を引き下げ、教員定数支援を強化すること。

(2) 学級編制の弾力化維持

県独自の弾力的な編制ができるように弾力化を維持すること。また、国の財政負担による加配教職員定数や外部人材活用事業を拡充し、弾力化による地方の財政負担を軽減すること。

(3) 小規模校による合同授業の促進

小規模学校において、子どもの社会性や競争力を高めるため、複数の小規模校による効果的な共同授業の実施方法の研究や、学校間の連絡調整を行う教員の負担軽減および生徒の学校間の移動に要する費用等に対して支援すること。

(4) 高等学校における標準法による定数の緩和

生徒一人ひとりの学習意欲や進路意識の向上のため、画一的な教職員の法定数配置の見直しを図ること。

(5) 高校再編への対応

再編を伴う学科の見直しにより、再編前後の学科が混在する期間について、授業の実施を円滑に行うため、教員を加配すること。

また、再編により必要となる施設・設備整備に対して、補助率や補助単価の嵩上げを行うこと。

◆ 現状と課題

(1)、(2) 小中学校的学級編制基準

●福井県の学級編制

学 年		国 の 学 級 編 制 標 準	福井県の学級編制基準 (新笑顔プラン)	22年度 実施内容
小学校	1、2年	40人	40人 非常勤講師の配置 ボランティアの導入	非常勤講師 161人 うち、(国庫) 51人 (県負担) 110人 ボランティア 5,500人
	3、4年		40人 T・T、少人数指導の強化	
	5、6年		36人	
	1年		30人	教員加配442人 うち、(国) 315人 (県) 127人
	2、3年		33人 (23年度までに32人へ引き下げ)	

- 国において、加配教職員定数の措置や退職教員等を活用する外部人材活用事業を実施しているが不十分
- 国の中央教育審議会初等中等教育分科会では、公立小中学校的学級編制標準の引き下げと教職員定数の改善を求める提言案をまとめている。

(3) 小規模校による合同授業の促進

- 1校当たりの学級数が6以下の小学校 67校 (全203校)
- 1校当たりの学級数が3以下の中学校 13校 (全 76校)
(うち分校2) (うち分校2)

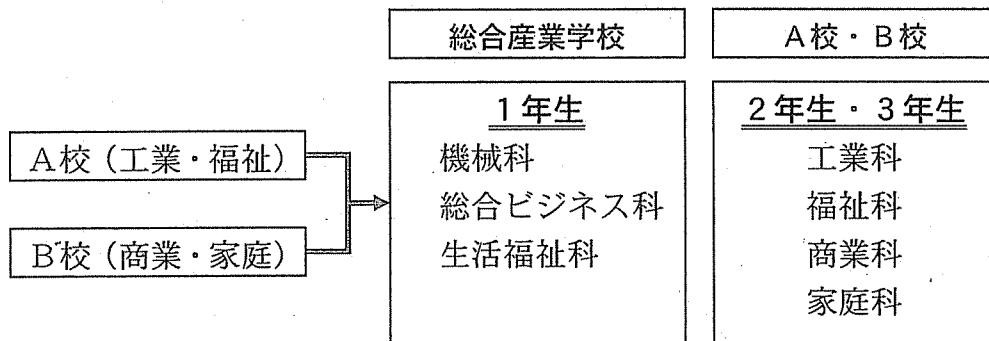
● 小規模学校において児童生徒の社会性や競争力を高めるため、小規模学校同士が合同して、多人数による授業を実施することも効果的であるが、学校ごとの教科の進度の調整や生徒の移動手段の確保等が課題。

(4) 高校教員の定数見直し

- 国の算定方法では、全校生徒数をベースに40人の学級編制を標準として教員配置数が決められる。
- 中学校卒業者数の減少により、学科を問わず40人の学級編制が困難
- 国の標準に基づく教員数で少人数学級編制を行うと、教員一人当たりの授業時間数が増加し、生徒一人ひとりに対する学習指導や授業研究に十分な時間がとれないおそれがある。

(5) 高校再編への対応

- 高校再編に伴う学科の見直しにより、再編直後の高校には、再編後の新学科で学ぶ1年生と、再編前の旧学科で学ぶ2、3年生が混在。再編後2年間について、教員の加配が必要。



●施設・設備整備

- ・現在の産業教育を行う学校施設整備の補助

補助率：1／3

実勢単価が約250千円／m²に対して補助単価が154千円／m²

◆ 本県独自の取り組み

少人数学級編制について、「元気福井っ子新笑顔プラン」を実施

小学5、6年生 40人→36人

中学1年生 40人→30人、中学2、3年生 40人→32人

◆ 担当部課

教育庁義務教育課、高校教育課

総合的な学力を育む教育環境の充実

総務省、文部科学省

◆ 提案

■ 新しい時代に対応した教育の充実

(1) サイエンス教育の充実

児童・生徒の理科、算数・数学に対する興味や関心を高め、学力の向上を目指す地方の特色あるサイエンス教育事業に対して、支援すること。

(2) 英語教育の充実

英会話力を高める教育を進めるため、小学校における外国語指導助手（ALT）配置の充実について支援すること。

また、小中学校および高校において、英会話番組等の授業への導入に対して支援すること。

(3) 職業系高校教員の資質向上

職業系高校の教員が新しい時代に対応した教育を行うため、最新技術の習得等、資質向上に必要な研修に対する支援制度を創設すること。

(4) 水産高校の遠洋航海実習の見直し

遠洋航海実習について、水産系大学の協力を得ながら、船舶運航に関する専門知識・技能を修得するための多様なプログラムを企画し、全国の水産高校から参加生徒を募集することにより、生徒同士が交流を深めることができるような実習を実施すること。

◆ 現状と課題

(1) サイエンス教育の充実

- 高度な「ものづくり」技術の確保のためには、理数教科能力を高めることが必要
- 本県では、小中高の各段階において、児童生徒に科学への関心を起こすため様々な事業を実施
 - ・ 放課後生活において遊びを交えた科学実験を実施するための出前実験室
 - ・ 全国や世界に通じる応用力と実践力を伸ばすための「ふくい理数グランプリ」

(2) 英語教育の充実

- 平成23年から小学校5, 6年において英語教育が必修化
- ※ 本県は20年度から段階的に小学校外国語活動時間を見直す。
20年度：20時間、21年度：25時間、22年度：30時間
- 本県の小学校でのALTの活動は、中学校配置のALTによる巡回訪問指導のみ（学期ごとに1回程度）

・ 県内のALT配置の推移 (人)

	19年度	20年度	21年度
中学校	50	50	48
高校	37	37	34

※ このほかに市町が独自に配置しているALTあり。

- ・ ALTの配置に対する交付税措置
ALT 1人当たり590万円
(20%分 単位費用(測定単位 人口) × 80% 密度補正)
- NHKの「英語ルーキーGABBY」や「えいごリアン」などの番組は短いコーナーに分かれており、授業に活用しやすい。こうしたNHKの番組や大学入試センター試験のリスニング問題は、英語を聞く・話す能力を高める教材として有効

(3) 職業系高校教員の資質向上

- 産業界の技術進展や職業系高校再編による新学科創設に対応する技術を習得するための教員研修が必要

(4) 水産高校の遠洋航海実習の見直し

- 小浜水産高校では、実習船を海洋科学科・専攻科の生徒が使用。
- 小浜水産高校への入学者は80名程度であり、専攻科では1～5名。少数の生徒に対して多額の購入費・維持管理費を遠洋航海実習船に費やす結果となっている。

◆ 本県独自の取り組み

(1) サイエンス教育の充実

- ・ノーベル賞科学者を招聘する「スーパーサイエンスフォーラム」の開催
- ・科学コンテスト「ふくい理数グランプリ開催事業」の実施

(2) 英語教育の充実

- ・平成20年度から段階的に小学校外国語活動時間を増加
20年度：20時間、21年度：25時間、22年度：30時間
- ・各県立高校にNHK番組DVDを1枚ずつ配付し、授業での活用を推進。
NHK番組を活用した授業について研究会を実施予定。

(3) 職業系高校教員の資質向上

高校教員先端教育研修（企業等での1年研修）【平成11年度～16年度】

◆ 担当部課

教育庁義務教育課、高校教育課

総合的な学力を育む教育環境の充実

文部科学省

◆ 提案

■きめ細かな教育環境の整備

(1) 全校を対象とした全国学力・学習状況調査の実施

全国学力・学習状況調査について、全ての児童生徒が調査結果をもとにした学習改善の効果を受けることができるよう、国の費用負担により、すべての小中学校を対象とする調査に戻すこと。

(2) 大学入試センター試験敦賀試験会場の新設

受験条件の公平化を図るために、新試験場設置の基準を緩和し、敦賀市内に試験場を新設すること。

(3) 学校図書館の充実支援

児童や生徒の読書意欲の向上などのため、学校図書館担当職員（学校司書）の配置の充実について、必要な財政的支援を講ずること。

◆ 現状と課題

(1) 全校を対象とした全国学力・学習状況調査の実施

- 学力・学習調査の実施により、各児童生徒の学力や各学校の学力状況を把握することができ、この結果をもとにきめ細かな指導が可能。
- 本県では国の抽出校以外の全小中学校が希望利用しているが、採点や集計等の事務は県が負担
- 全国の参加率は74%であり、自治体の財政力により受験できない児童生徒が生ずることは不公平

(2) 大学入試センター試験敦賀試験会場の新設

- 現在、敦賀地区の高校生は福井市内の福井大学で受験。天候不順等が懸念されるため、ほとんどの生徒が前日から福井市内に宿泊しており、受験生の心理的負担および保護者の経済的負担となっており不公平。

(3) 学校図書館の充実支援

- 読書が好きな児童生徒の方が学力調査の正答率が高い。また、「学校司書」が配置された学校の方が学校図書館へ行く児童生徒が多い。

(平成21年度全国学力調査から分析)

- 近年、「心の居場所」となる学校図書館づくりが進められており、「いつでも開いている図書館」「必ず誰かがいる図書館」の実現が求められる。

- 学校図書館担当職員の配置状況は、全国でも学校の半数に満たない。

小学校（全国39.5%、本県17.4%）、中学校（全国39.7%、本県30.1%）

◆ 本県独自の取り組み

(1) 全校を対象とした全国学力・学習状況調査の実施

全国学力・学習状況調査に県内すべての学校が参加。参加希望校分の採点・集計・分析についても学校現場の負担軽減のため県が一括して実施

(2) 学校図書館の充実支援

県で学校図書館担当職員研修を実施

◆ 担当部課

教育庁生涯学習課、義務教育課、高校教育課

総合的な学力を育む教育環境の充実

文部科学省

◆ 提案

■ 私立高校に通う低所得世帯への支援

(1) 高等学校等就学支援金の低所得加算の拡充等

私立高校の役割や授業料等負担の現状を踏まえ、加算対象者や加算額の拡大、授業料に準ずる経費の負担軽減を行うこと。

(2) 高等学校修学支援基金の見直し

各県が独自に授業料に準じる経費を減免する場合、所要額の全額を基金から充当できるようにすること。

◆ 現状と課題

(1) 高等学校等就学支援金の低所得加算の拡充等

- 私立高校には本県高校生の約1/4が在籍。
- 私立高校生の授業料等の経費負担（本県平均）約35万円。国の支援金を除いても約12万円から24万円の負担
- 低所得世帯への支援として、県独自の上乗せ減免や授業料に準ずる経費（特別授業料、実験実習費）の減免、入学金の減免を実施。

(2) 高等学校就学支援金の見直し

- 高等学校等就学支援金（平成22年度～）：私立高校生徒の授業料減免
- 高校生修学支援基金（平成21年度～23年度）
 - ・私立高校の授業料減免や高校生への奨学金貸与事業において、対平成20年度比増加分に利用
 - ・授業料に準ずる経費の減免額の1/2に充当可能

◆ 本県独自の取組み

低所得世帯の生徒に対する授業料・入学金・特別授業料等の減免を行う私立高校、専修学校（高等課程）に対し独自に助成。

◆ 担当部課

総務部大学・私学振興課

私立高校に通う低所得者世帯への支援拡充

●福井県の授業料等の現状

私立高校生徒は、特別授業料、実験実習費、施設設備費等の負担により国の支援金を除いても、約12～24万円の負担が残る。

(金額：円 H21文部科学省調査)

(医大進学校を除く私立高平均)

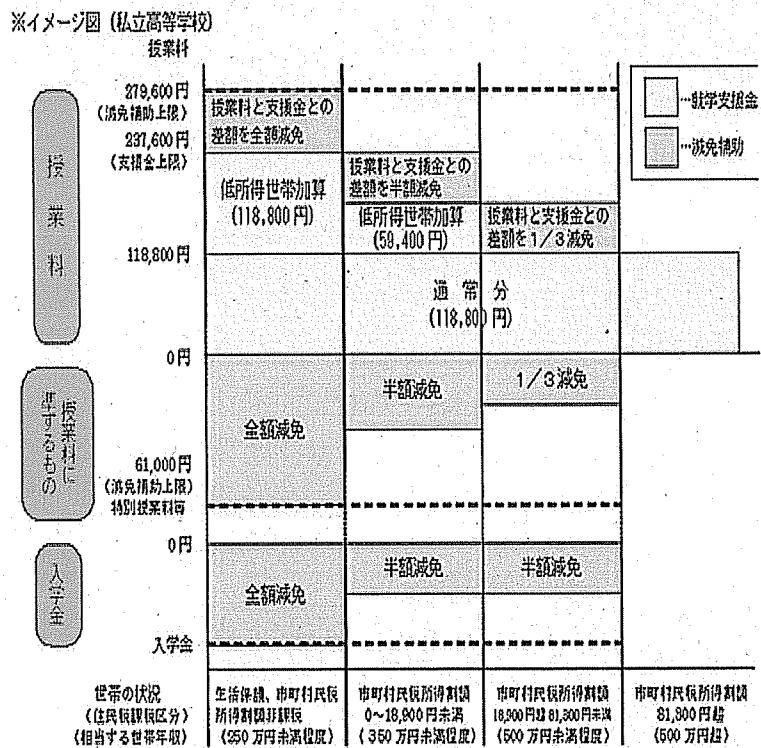
授業料 227,820	施設設備費等 133,056		
特別授業 料 10,675	実験実習 費 14,803	冷暖房 費 7,211	施設設備 費 100,367

●国の就学支援金踏まえてH22年度より新たに県の減免措置を実施

(県私立高校等就学支援事業の高校モデル)

高校生修学支援基金
(県に基金を設置H21から
3か年)

授業料に準じる経費を県
が新たに減免する場合、
基金から所要額の全額
(10/10) を充当できること
(現在は1/2)



生み育てやすい社会環境の整備

■ 子育てる家族への応援の充実

■ 保育環境、放課後活動の充実

生み育てやすい社会環境の整備

内閣府、総務省、厚生労働省

◆ 提案

■ 子育てる家族への応援の充実

(1) 子ども手当の全額国負担

平成23年度以降の子ども手当の制度設計にあたっては、国と地方による十分な協議を行うとともに、国が全額を負担すること。

(2) 妊婦健康診査に係る公費負担の継続

妊娠健康診査に係る公費負担の財源措置について、平成23年度以降も継続すること。

(3) 企業における仕事と子育ての両立支援について

男性労働者の育児参加を促進する第一歩として、全ての男性労働者が子どもの出産に合わせて、短期間の有給の休暇を取れるよう「出産時有給休暇制度」(仮称)を法令で創設すること。

◆ 現状と課題

(1) 子ども手当の全額国負担

- 平成 22 年度の県負担額（支給対象者数 124,194 人：平成 23 年 3 月末推計）

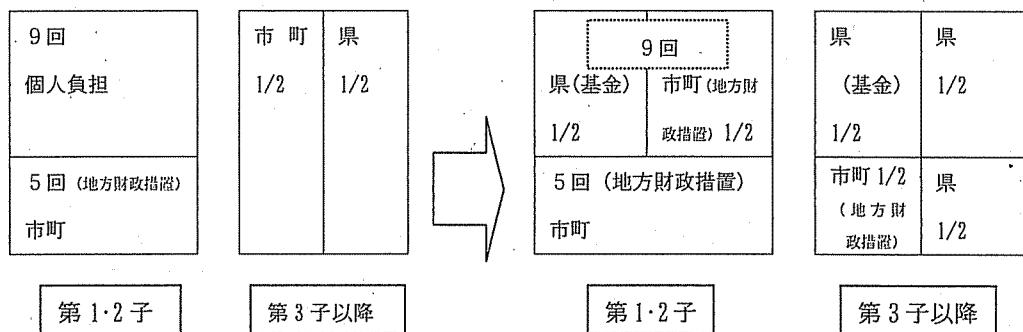
- ①現行の児童手当の県負担額 1,470,261 千円（県 10/10）
- ②所得制限撤廃に伴う県負担額 71,122 千円（地方特例交付金）
- ③児童養護施設入所者分 4,680 千円（安心こども基金）

合 計 1,546,063 千円

(2) 妊婦健康診査に係る公費負担の継続

- 平成 21 年度第 2 次補正予算により、妊婦健診に対する公費負担を拡充
- 福井県安心こども基金を造成し、市町の公費負担の拡充に対し助成
(平成 21 年 1 月 27 日～平成 23 年 3 月 31 日)
- 国では、同事業の平成 23 年度以降の取り扱いについて、全国の市町の実施状況を踏まえ今後検討

<妊婦健診助成のスキーム 左：従前、右：現行。いずれも第 3 子以降は県独自>



(3) 企業における仕事と子育ての両立支援

- 男性労働者の育児休業取得率 福井県 1.60% 全国平均 1.23%
- 現在の育児休業制度は、法令上、有給ではなく、また、一般に長期間休むというイメージが強い。
- 意識改革のためにも育児休暇以外に、有給の出産時有給休暇制度が必要
<育児休業制度の 22 年度改正ポイント>

	改正前	22 年度改正後
育児休業	特別な事情がない限り、取得は 1 度のみ	父親が 1 度目を出産後 8 週間以内に取得していれば再度取得可能
	原則、子どもが 1 歳になるまでに 1 年間取得可能	母親と父親の両方が取得する場合、原則子どもが 1 歳 2 か月になるまでに 1 年間取得可能
	労使協定があると、妻が専業主婦や育休中だと父親は取得できず	妻が専業主婦でも育休中でも父親は取得できる
育児休業給付	休業中は賃金の最大 30%相当額の「育児休業基本給付金」、職場復帰の 6 か月後に 20% 相当額の「育児休業者職場復帰給付金」を支給	休業中に賃金の最大 50%相当額の「育児休業給付金」を雇用保険から支給 (22 年 4 月 1 日～)

◆ 本県独自の取り組み

父親育休普及員が、県内中小企業に男性社員の育児休業等の取得を普及・啓発するとともに、育休代替員を紹介（紹介料は無料）（平成 22 年度～）

◆ 担当部課

健康福祉部子ども家庭課、健康増進課、産業労働部労働政策課

生み育てやすい社会環境の整備

内閣府、総務省、厚生労働省、文部科学省

◆ 提案

■ 保育環境、放課後活動支援の充実

(1) 保育施設整備への支援

保育施設等の整備については、安心こども基金終了後の制度概要を早期に示し、引き続き十分な予算を確保すること。

(2) 保育の質の維持に向けた保育所運営費の十分な確保

待機児童解消の一環として都市部において「居室面積基準」が緩和された場合、保育所運営費の助成が都市部に集中することになる。

地方において、保育の質の維持が図られるよう、十分な予算措置を講ずること。

(3) 「子ども教室」と「児童クラブ」との制度の一元化

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の制度を一元化し、すべての子どもが安心して放課後を過ごせる環境を整えること。

(4) 放課後児童クラブの補助要件の見直し

特例措置である開所日数200日以上に対する補助を継続するとともに、開所日数に応じた加算措置を設けること。

◆ 現状と課題

(1) 保育施設整備への支援

- 基金は平成22年度末まで。平成23年度以降の整備費補助は未定。
- 同基金に基づく県内の保育所、認定子ども園、子育て支援センターの整備状況（見込み）

平成21年度 7か所（保育所7件）

平成22年度 19か所（保育所15、認定子ども園3、センター1件）

(2) 保育の質の維持に向けた保育所運営費の十分な確保

- 「居室面積基準」について、東京等の一部の地域に限り、独自に定めることができるよう、地域主権改革推進一括法案を審議中。

● 居室面積基準

0,1歳児 乳児室：1.65m²/人 ほふく室3.3m²/人

2歳児以上 保育室または遊戯室 1.98m²/人 屋外遊技場3.3m²/人

- 延長保育や病児保育、一時預かりなどの予算に影響が及ぶ懸念

(3) 「子ども教室」と「児童クラブ」の制度一元化

- 現制度では、家庭環境（留守家庭かどうか）により利用が制限

(4) 放課後児童クラブの補助要件

- 放課後児童クラブの補助を受けるには、年間250日以上開所することが必要（現在は特例措置で年間200日開所となっている。）

- 本県で実施しているクラブのうち特例措置対象となる250日未満開所のクラブは3ヶ所

● 放課後児童クラブ補助制度（現行）

通常分（開所日数250日以上）

・事業費（1クラブ当たり）

1,885千円／年（年間平均児童20～35人）、3,026千円（36～45人）

・開所日数加算

13千円×（251～300日までの250日を超える日数）

特例分（開所日数200～249日）

・事業費（1クラブ当たり）

1,814千円／年（年間平均児童数20人以上）

◆ 本県独自の取り組み

(3) 教育委員会において両制度を一本化し「放課後子どもクラブ」として実施。

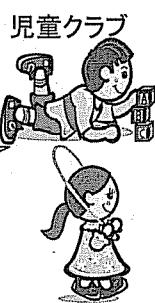
大野市5か所、勝山市10か所、南越前町4か所において、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的運営を実施

◆ 担当部課

健康福祉部子ども家庭課、教育庁義務教育課

放課後活動にかかる事業の一元化

放課後児童クラブ



希望者が入れない制度

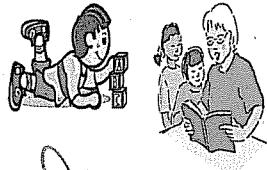
- 小学校3年生まで
- 18時まで
- 留守家庭を対象
- 学童保育
- 保護者負担あり
(6~8千円)

放課後子どもクラブ

小学校6年生までの希望する子どもたち
すべてが誰でも入れる安全安心な居場所



子どもクラブ



学習塾
水泳教室
スポーツ少年団

放課後子ども教室



子ども教室



- 小学校6年生まで
- 17時まで
- 子どもの居場所
- 社会勉強
- 保護者負担なし

- 小学6年生までの希望者
- 18時まで
- 子どもの居場所（宿題、社会勉強、
学童保育）
- 保護者負担あり

健康で安心な暮らしを支える 医療・介護の充実

■ 介護環境の充実

■ がん対策の推進

■ 地域医療の充実

■ 特定健康診査の実施に対する指導強化

健康で安心な暮らしを支える医療・介護の充実

◆ 提案

厚生労働省

■ 介護環境の充実

(1) 介護従事者の待遇改善

介護職員の待遇改善措置について、平成24年度以降も維持し、恒久的なものとすること。

また、待遇改善措置の実施に当たっては、保険料ならびに県や市町の負担が増加しないよう財源措置を講じること。

(2) 住所地特例の拡大

介護保険制度における住所地特例を、救護施設や知的障害者更生施設等の福祉施設にも拡大すること。

◆ 現状と課題

(1) 介護従事者の待遇改善

● 平成21年度に介護報酬改定 (+3%) を実施

● さらに、平成21年10月から、「介護職員待遇改善交付金」により県に基金を設置し、介護職員1人当たり1.5万円の賃金引上げに相当する額を交付 事業規模 国ベース約4,000億円

　　県歳入見込み：平成21年度 0.58億円

　　平成22年度約12.2億円、平成23年度約12.7億円

● 交付金対象事業者：介護職員1人当たりの交付金の額を上回る賃金改善を行うことを含む待遇改善計画を職員に周知の上、提出する事業者

● 長妻厚生労働大臣は、平成24年度以降も、介護職員の待遇改善に取り組む方針を表明

(2) 住所地特例の拡大

● 介護保険施設については、住所を移して介護施設に入所した場合、元の住所地の市町村が保険者（費用負担者）となる「住所地特例」が適用

● 他の市町村の住民を受け入れる福祉施設が多く所在する市町村では、財政負担が増加。市町村間の財政負担の適正化が必要

◆ 担当部課

健康福祉部長寿福祉課

健康で安心な暮らしを支える医療・介護の充実

厚生労働省

◆ 提案

■ がん対策の推進

(1) がん検診の実態把握

市町が行うがん検診受診状況に加え、職場等で行う検診も含めた地域全体の受診状況を把握する仕組みを国において整備し、その情報を地方自治体に提供すること。

(2) がん検診の受診促進

女性特有のがん検診推進事業について、平成23年度以降も継続して実施すること。

(3) 陽子線がん治療の推進

陽子線がん治療について、早期に医療保険を適用するとともに、適正な診療報酬を設定し、その普及促進に努めること。

◆ 現状と課題

(1) がん検診の実態把握

● 国のがん対策推進基本計画では「5年以内にがん検診の受診率50%以上」(平成19年6月)の目標を掲げているが、事業者や健康保険組合、人間ドックによるがん検診の受診状況は未把握(抽出調査に基づく推計のみ)

(2) がん検診の受診促進

● 一定の年齢の女性に無料クーポン、検診手帳を配布(平成21年度～)
(配布人数) 子宮がん約24,000人、乳がん約28,000人

● 補助率 平成21年度：国10/10 平成22年度：国1/2(市町1/2)

(3) 陽子線がん治療の推進

● 本県では陽子線がん治療施設を県立病院に整備中(23年3月治療開始予定)。240万円～280万円の治療費は全額患者負担(医療保険未適用)

◆ 本県独自の取り組み

- (1) 市町、医師会を通して、県内のすべてのがん受診状況について把握
- (2) 平成22年度から、市町の実施するがん検診への費用について、集団検診に加え個別検診への助成を追加。補助率1/2(平成22年度予算55,520千円)また、市町の実施するがん検診の未受診者に対し、受診券を発行するための経費の一部を助成。補助率1/2(平成22年度予算7,284千円)

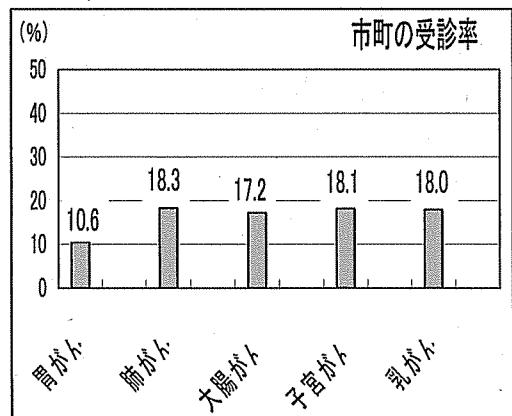
◆ 担当部課

がん検診の実態把握

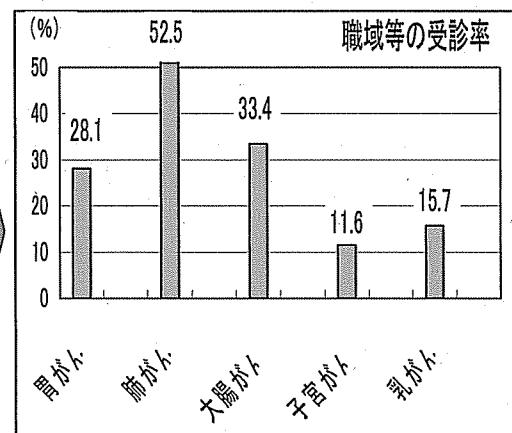
国	福井県
① 市町村による 健康増進事業 (努力義務)	毎年全数把握 (地域保健・健康増進事業報告)
② 事業者による 福利厚生事業 (任意)	3年ごとに約 30万世帯を サンプル調査 毎年全数把握 (本県独自)
③ 健康保険組合による 保険事業 (任意)	毎年全数把握 (本県独自)
④ 人間ドック (任意)	毎年全数把握 (本県独自)

全数を基に
受診率算定

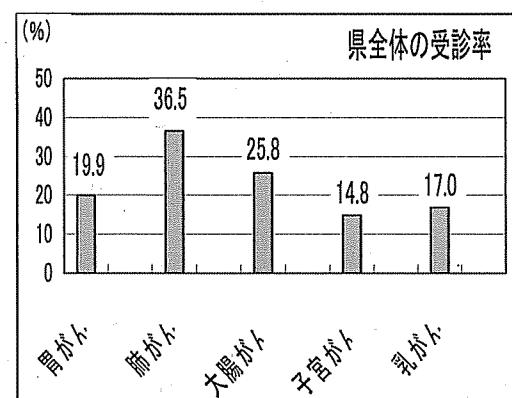
【平成20年度 福井県がん検診受診率】



全数を基に
受診率算定
(本県のみ)



上記の合計

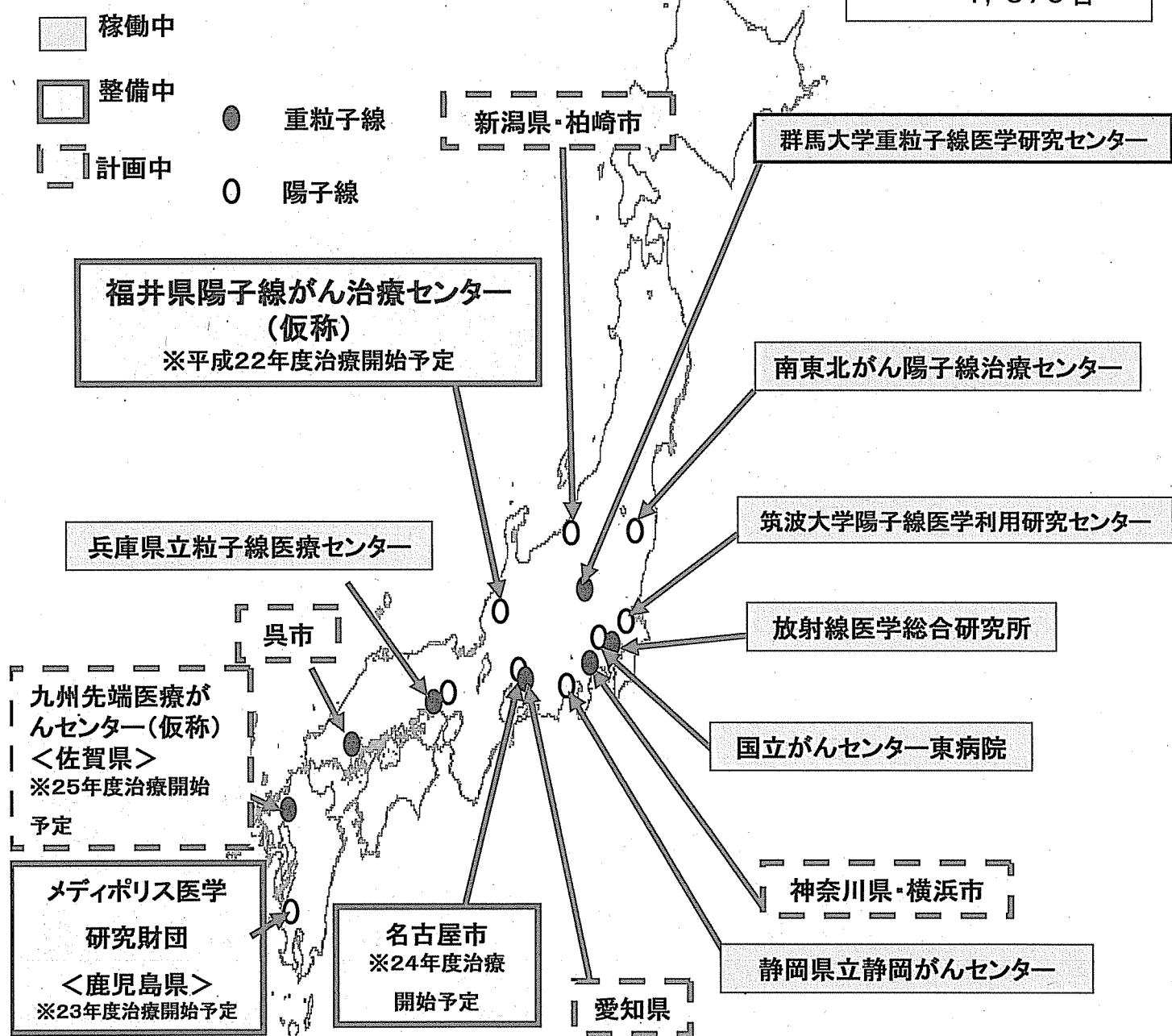


陽子線がん治療の保険適用について ～痛くない、辛くない、苦しくない最先端のがん治療～

- 粒子線がん治療施設は、現在7施設が稼働中(うち陽子線は5施設)
- 平成24年度までに新たに3施設が整備される見込み(3施設とも陽子線)

全国の粒子線がん治療(研究)施設

平成20年度の患者数
1,670名



健康で安心な暮らしを支える医療・介護の充実

厚生労働省、総務省

◆ 提案

■ 地域医療の充実

(1) 在宅医療体制の充実

複数の医師がチームを組んで在宅医療を提供する際に、副主治医として在宅医療に携わる医師に対して診療報酬を加算するなど、24時間安心して医療を受けられる在宅医療体制づくりを推進すること。

(2) 自治体病院の健全経営の確保

救急医療、周産期医療等については、平成22年度診療報酬改定において、評価が引き上げられたが、引き続き地方自治体の財政負担が大きい。

地域医療にとって必要不可欠なこうした医療を継続的に提供していくため、精神科医療への特別交付税の増額を含め、病院事業にかかる地方交付税措置の一層の充実を図ること。

(3) 医学部の定員増を実施した大学への支援

国の緊急医師確保対策や経済財政改革の基本方針に基づき、臨時的な医学部定員増を実施した大学に対して、定員増に伴い必要となる施設・設備整備や効果的な地域医療プログラムを実施するための財政支援を実施すること。

(4) 社会保険病院の公的病院としての存続

福井社会保険病院および社会保険高浜病院を引き続き、地域医療の中心的な役割を担う公的病院として存続させること。

◆ 現状と課題

(1) 在宅医療体制の充実

- 在宅医療の推進には、複数の医師によるチームによる体制構築が必要だが、診療報酬上の優遇措置を受けられるのは、在宅療養支援診療所に限定
- (参考) 在宅医療に係る診療報酬

		訪問診療	往診料	在宅時医学 総合管理料	在宅ターミナ ルケア加算
在宅主治医	在宅療養支援診療所	8,300 円	7,200 円	42,000 円	100,000 円
	上記以外	8,300 円	7,200 円	22,000 円	20,000 円
在宅副主治 医	在宅療養支援診療所	—	7,200 円	—	—
	上記以外	—	7,200 円	—	—

(2) 自治体病院の健全経営の確保

- 福井県立病院に対する交付税措置見込み（平成 21 年度）約 20 億円
- 平成 22 年度診療報酬に伴う県立病院への影響見込み 約 1 億円
- 平成 21 年度の一般会計繰入金と交付税措置額との差額（県費補填分）
約 7 億円

(3) 医学部の定員増を実施した大学への支援

- 福井大学医学部の定員
 - 平成 20 年度 10 名増（福井健康推進枠 5 名、一般入試（後期）5 名）
 - 平成 21 年度にさらに 5 名増（入学定員 110 名）
- 福井大学医学部には講義棟が 1 棟しかなく、定員増に伴い教室に学生が入り切らず、間仕切りの変更等の改修が必要な状態

(4) 社会保険病院の公的病院としての存続

- 社会保険病院を公的病院として存続させる「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」が第 174 回通常国会にて廃案となり、このままでは、本年 9 月末で社会保険病院の運営主体が不在となる恐れ

◆ 本県独自の取り組み

(1) 在宅医療体制の充実

複数医師のチームによる 24 時間の在宅医療体制づくりを推進

(3) 医学部の定員増を実施した大学への支援

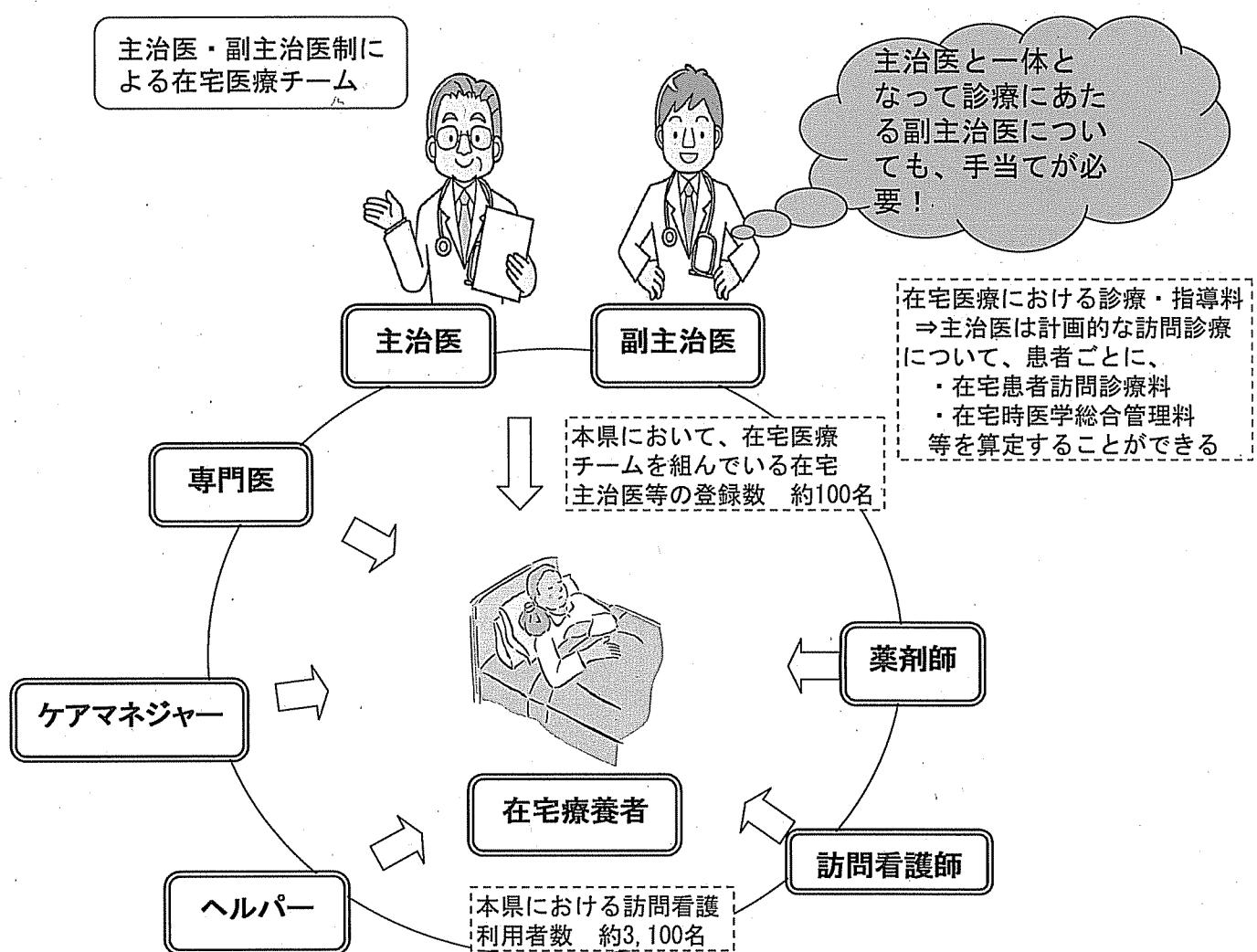
平成 21、22 年度に、講義棟内的一部講義室の改修を応急的に実施（事業費 約 27,000 千円（自己財源））。平成 23 年度概算要求にて、再度、講義棟改修の要求を行う予定（事業費 約 440,000 千円）

◆ 担当部課

健康福祉部地域医療課

在宅医療に携わる副主治医への手当創設

- ・本県では、主治医・副主治医を中心とした医療チームづくりを進め、24時間安心して在宅医療を受けられる環境づくりを推進
- ・副主治医として診療にあたる医師についても、医学管理料等の算定を認めるなど、在宅医療に積極的に取り組むためのインセンティブが必要



健康で安心な暮らしを支える医療・介護の充実

厚生労働省

◆ 提案

■ 特定健康診査の実施に対する指導強化

(1) 医療保険者に対する指導・監督の強化

特定健康診査について、医療保険者が適切に実施するよう指導監督を強化すること。

(2) 全国健康保険協会による未実施事業所の報告

全国健康保険協会が、各事業所による労働安全衛生法に基づく健康診断の実施状況を適切に把握し、未実施事業所を労働局に報告する仕組みを構築すること。

◆ 現状と課題

(1) 医療保険者に対する指導・監督の強化

- 本県では、県全体の特定健康診査受診率目標（平成24年度）として、70%以上と設定
- 目標受診率を達成するためには、県内特定健康審査対象者の4割近くを占める全国健康保険協会の被保険者が確実に受診することが不可欠

福井県における特定健診受診状況（平成20年度）

	対象者数(人)	実施者数(人)	受診率(%)
国民健康保険	125,369	30,577	24.4
国保組合	3,416	692	20.3
共済組合	20,015	13,742	68.7
健康保険組合	11,182	8,276	74.0
全国健康保険協会	144,559	36,568	25.3
県全体	304,541	89,855	29.5

- ・全国健康保険協会の被保険者は全対象者の約4割、受診率は約3割
- ・県全体の受診率を上げるには全国健康保険協会の受診率を上げる必要

(2) 全国健康保険協会による未実施事業所の報告

- 事業所が労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、全国健康保険協会がその結果を受領した場合、特定健康診査を受診したものとみなせるところから、労働安全衛生法に基づく健康診断結果を全国健康保険協会が確実に受領できる仕組みづくりが必要

◆ 担当部課

健康福祉部健康増進課

地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策基本計画の早急な策定
- 森林のCO₂吸収機能を高める施策の推進
- 地域別環境貢献度に基づく新たなCO₂排出量の削減対策
- 環境対策への投資と消費の拡大
- 環境シンボルの保全・再生活動に対する支援

地球温暖化対策の推進

環境省

◆ 提案

■ 地球温暖化対策基本計画の早急な策定

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方の意見も取り入れて、早急に国の基本計画を策定すること。

なお、基本計画の実施に当たっては、国が責任を持って財源を確保するとともに、地方公共団体が実施する独自の地球温暖化対策についても、十分な財政支援を行うこと。

◆ 現状と課題

- 2020年までに、温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減する目標を掲げた地球温暖化対策基本法案が、今後国会で審議される予定。法案には、国が地球温暖化対策に関する基本的な計画を定めることを明記
- 国の削減目標については、温室効果ガスの削減内訳や具体的な手法およびその財源は不明確

◆ 本県独自の取り組み

- ・ 地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」
　　わが家・わが社のエコ宣言の推進等
- ・ 福井型カーボンオフセット「環境ふくいCO₂削減貢献事業」
- ・ 次世代（省エネ）自動車の導入推進
　　EV・PHVの公用車への導入、急速充電器の設置等
- ・ ストップ乗りすぎプロジェクト
　　自動車走行距離削減運動の展開、みどりの自転車の活用等

◆ 担当部課

安全環境部環境政策課

地球温暖化対策の推進

農林水産省、環境省



提案

■ 森林のCO₂吸収機能を高める施策の推進

(1) 森林の公益的機能を評価した直接支払制度の創設

「森林管理・環境保全直接支払制度」の制度設計に当たっては、森林所有者の施業意欲の向上につながるよう、森林の公益的機能（CO₂吸収機能、水の貯留機能）を評価（通貨換算）し、早期に実施すること。

(2) 森林によるCO₂吸収量の市場取引制度の確立

国内の林業活動により確保された森林のCO₂吸収量の市場取引を活性化させ、森林の整備・保全のための資金として森林所有者や林業公社に還元する仕組みを作ること。



現状と課題

(1) 森林の公益的機能を評価した直接支払制度の創設

- 現在、国において森林整備に必要な費用を森林所有者に交付する「森林管理・環境保全直接支払制度」を検討中
- 森林所有者の施業意欲を向上させるためには、森林整備に要する経費を補填するだけではなく、公益的機能も評価・還元して、収益を確保する必要

【森林所有者が間伐をしない理由（福井県アンケート調査）】

第1位 収益が得られない 41% 第2位 経費がかかる 27%

【県民が森林に最も期待する機能（福井県アンケート調査）】

第1位 地球温暖化防止 23% 第2位 水を貯留する機能 21%

(2) 森林によるCO₂吸収量の市場取引制度の確立

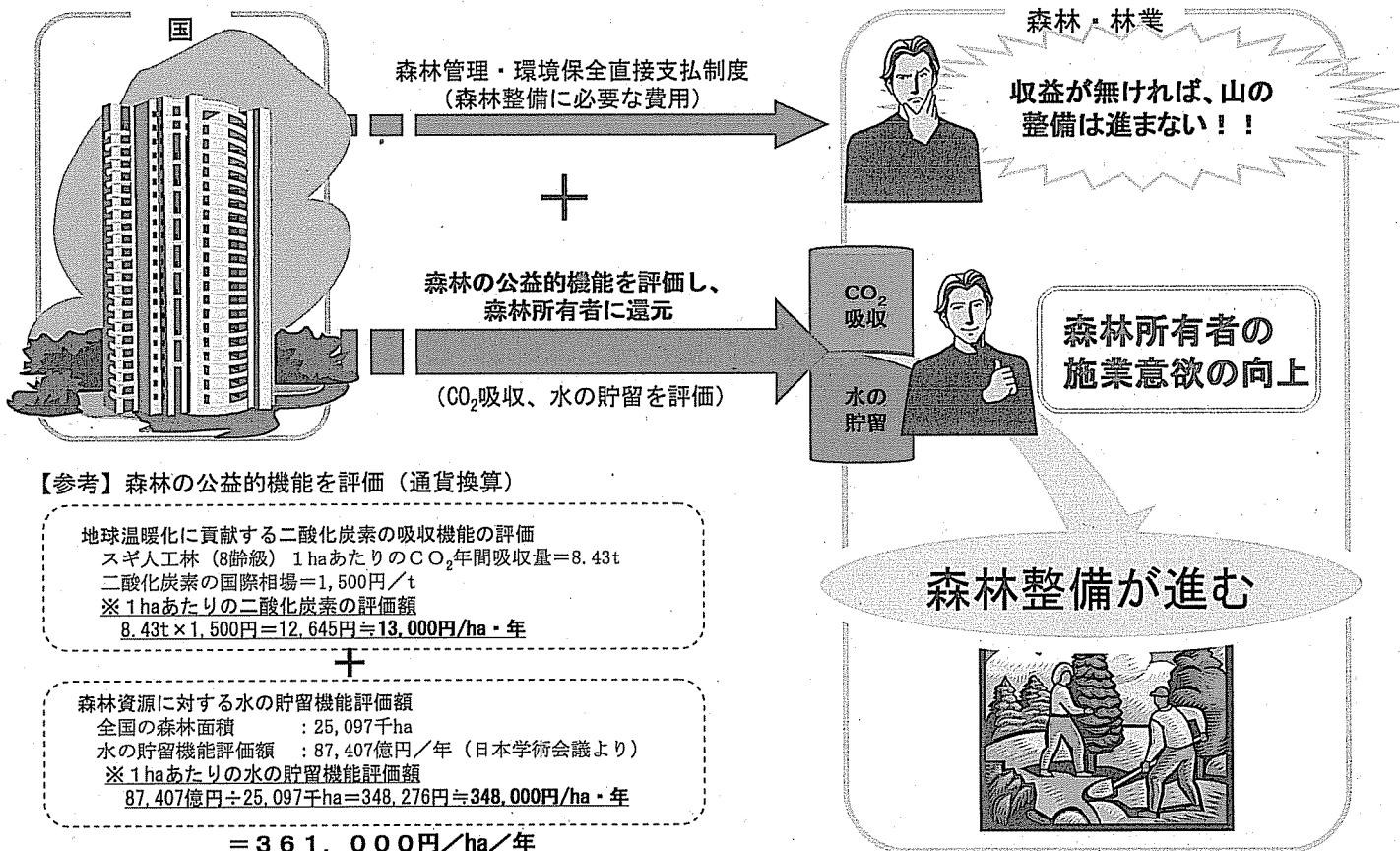
- 林業活動などで確保されたCO₂森林吸収量をカーボンオフセットに用いられるクレジットとして認証するJ－VER制度を国が創設（平成20年度）
- 現状としては、相対取引で行われ、企業などが取引に参加するインセンティブも弱く、J－VER制度が普及しているとは言い難い状況
- J－VER制度の検証とともに、企業など買い手側が積極的に参加し、CO₂の市場取引を活性化させるための新たな仕組み作りが必要



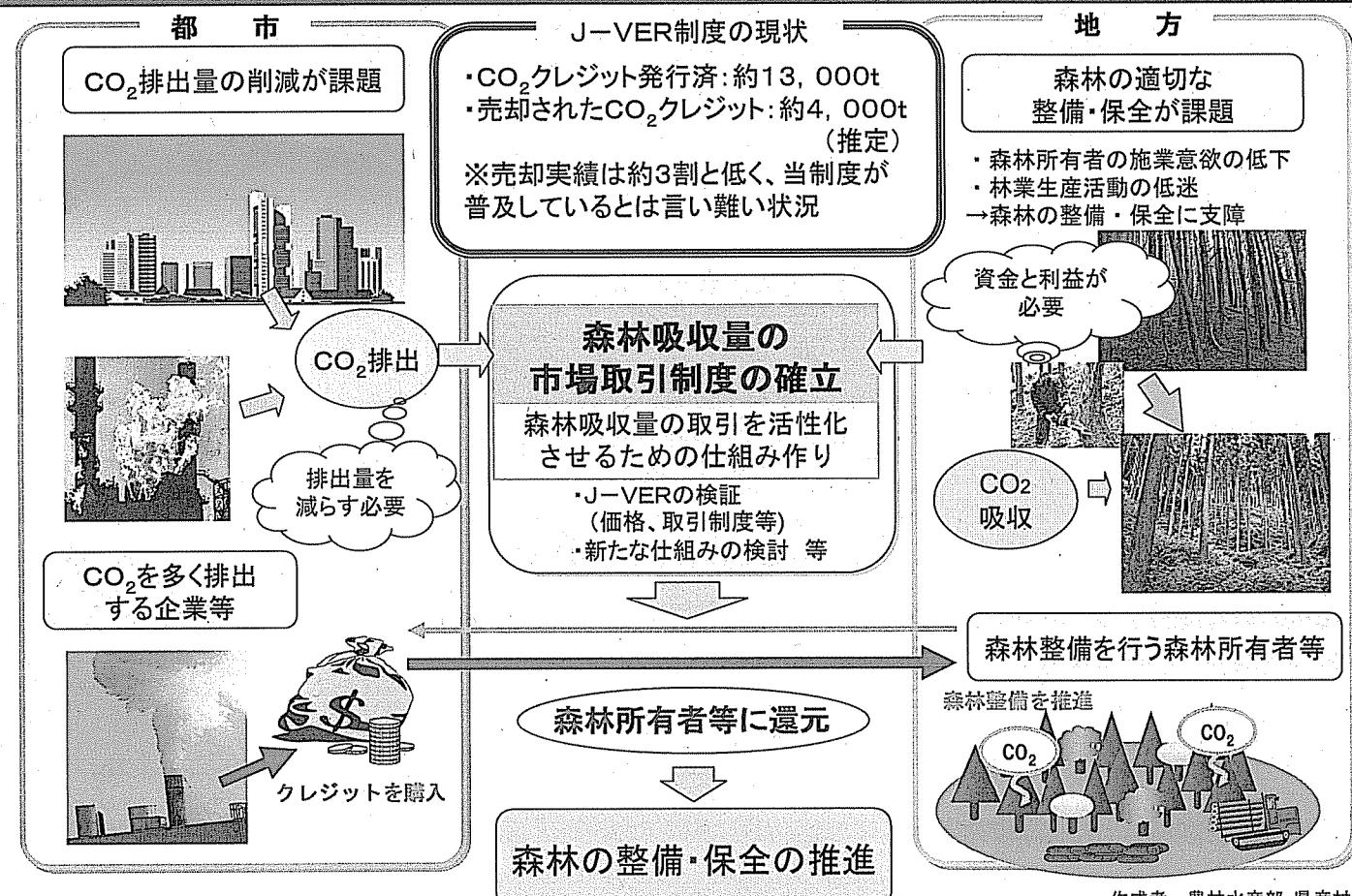
担当部課

農林水産部県産材活用課、安全環境部環境政策課

森林の公益的機能を評価した直接支払制度の創設



森林によるCO₂吸収量の市場取引の活発化



地球温暖化対策の推進

文部科学省、経済産業省

◆ 提案

■ 地域別環境貢献度に基づく新たなCO₂排出量の削減対策

環境政策の担い手である地方自治体に対して、CO₂排出量の削減に対する活動を評価する施策を実行すること。

その一環として、電力供給におけるCO₂排出量削減への地域の貢献度を評価し、電源立地地域対策交付金に反映させるため、交付限度額の算定にあたり、電源別の係数をCO₂排出量に応じて見直すこと。

◆ 現状と課題

- 原子力発電は、環境面での負荷が低く、長期固定電源としてCO₂の排出削減につながるもの、貢献度に見合う評価が明確になっていない。
- 県内における発電電力量が消費電力量の1.5倍以上の比率で上回る県には、電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金）が交付されており、この算定にかかる係数の算定根拠が不明確
- 原子力発電は、環境面での負荷が低くCO₂排出削減につながり、交付金の算定上、環境貢献度に対する評価を高めることが必要

現行の電力移出県等交付金の算定方式における係数

原子力：火力=1.6:1.0

〔発電量当たりのCO₂排出量を適用した係数の比率〕

原子力：火力=4.3:1

◆ 本県独自の取り組み

本県と慶應義塾大学が「地球温暖化環境貢献共同研究」を実施し、全国の自治体（都道府県別、市区町村別）毎の地域別環境貢献度を算出し公表
(平成20年度)

◆ 担当部課

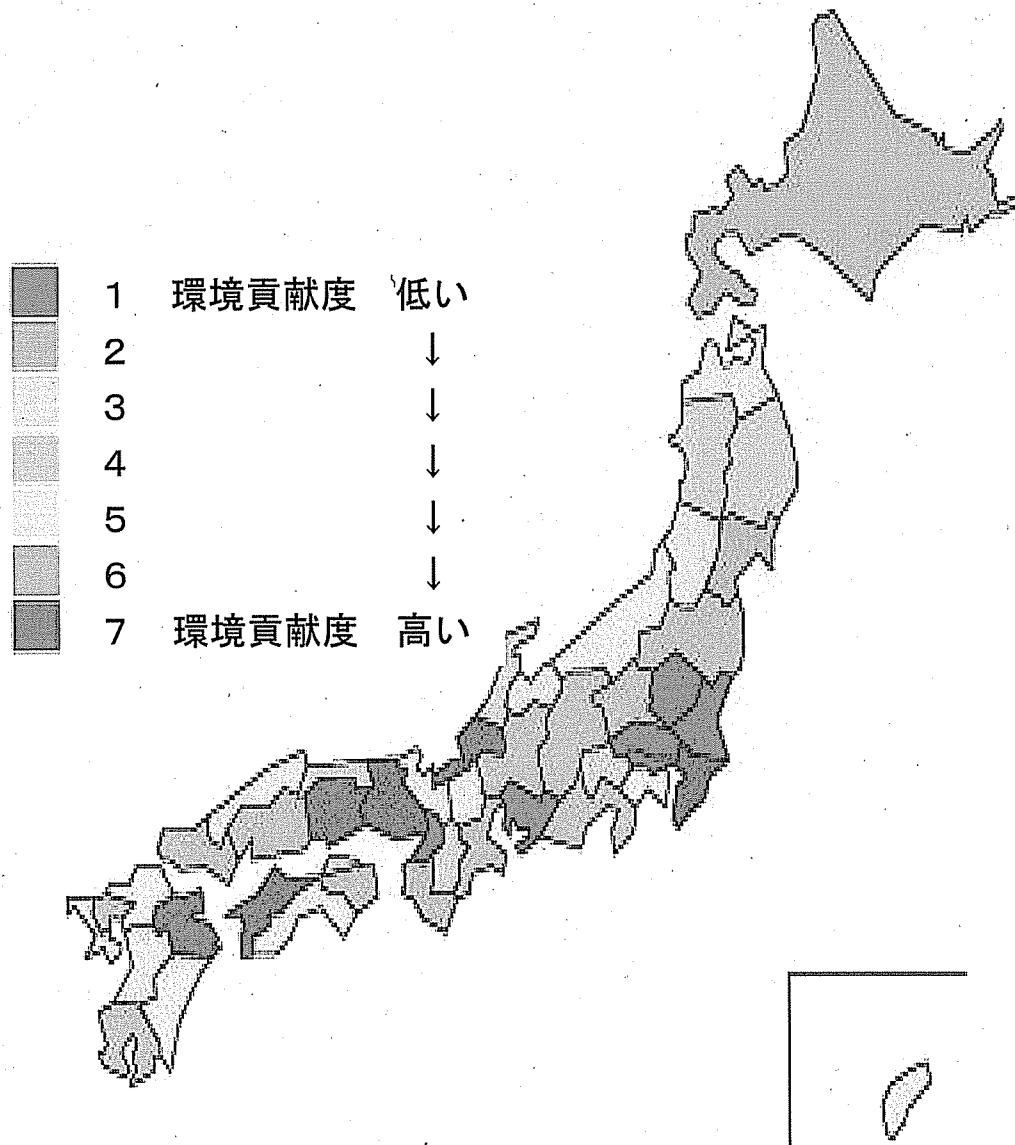
総合政策部電源地域振興課

環境貢献度マップ

運輸、家庭、業務、農業、製造の各部門におけるCO₂排出量と
電力供給でのCO₂削減について過去14年間の変化から分析

貢献度が高い県

⇒ 福井県、千葉県、兵庫県、岡山県、愛媛県、大分県



出典：福井県・慶應義塾大学編「地球温暖化と地域別環境貢献度」（2009年）

地球温暖化対策の推進

◆ 提案

文部科学省、経済産業省、環境省

■ 環境対策への投資

(1) 家庭のエコ化の推進

電気自動車普及のための社会基盤の整備や、一般家庭等への太陽光発電の導入、省エネ家電・高効率給湯器への買換え等を促進するため、積極的な対策を講ずること。

(2) エコスクール化の推進

児童生徒の地球温暖化対策教育の場として活用するため、学校施設の二重サッシ化や自然エネルギー設備導入支援など、エコスクール化の整備を推進すること。

◆ 現状と課題

(1) 家庭のエコ化の推進

- 一般住宅への太陽光発電設備の導入費用は平均約270万円(4kW)と高額であり、国や県、市町の補助制度を利用しても自己負担80%以上
- 国は、昨年から発電による余剰電力の買取制度を創設したが、設置後のコスト回収面では不十分
- 現在発売されている電気自動車の販売価格は450万円前後と高額であり、国の補助制度を利用してもベース車両価格の倍以上の300万円程度の販売価格であり、負担に見合うメリットを享受できないため普及が進まないことが懸念

<県内の普及状況>

	H20年度末	H21年度末
次世代自動車	3台	21台
太陽光発電設備(住宅)	2,585件	3,232件

(2) エコスクール化の推進

- 学校のエコスクール化を国はモデル事業として推進
 - ・エコスクール整備推進パイロットモデル事業
- 平成19年度からの5ヵ年事業。市町村がモデル校として認定した学校において、自然エネルギー発電施設整備、二重サッシによる断熱化等の省エネルギー化等の整備を支援

◆ 本県独自の取り組み

(1) 家庭のエコ化

・EV導入について、レンタカー会社へ100万円／台の助成（5台分）

・住宅用太陽光発電について、県単独補助（上限14.4万円）

(2) エコスクール化

・エコスクール整備推進パイロットモデル事業の実施校

19年度 南中山小（越前市）、朝日中（越前町）

20年度 三方中（若狭町）

21年度 鳴鹿小（坂井市）

◆ 担当部課

安全環境部環境政策課、教育庁学校教育振興課

電気自動車等の導入支援強化

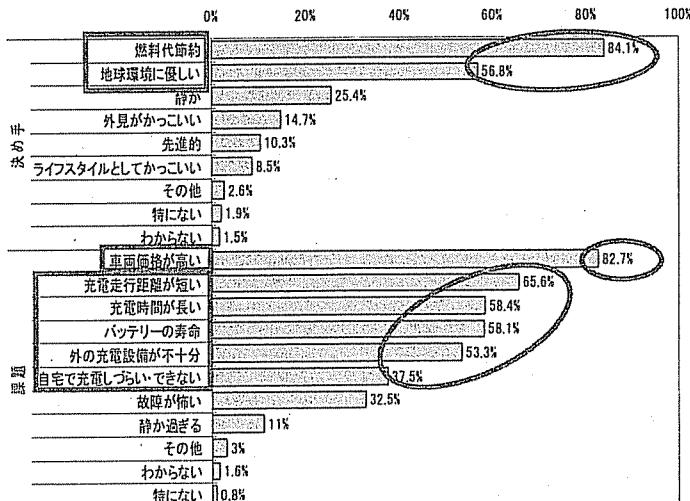
【現状】

- ①電気自動車等の購入補助
(21年～)
②充電設備の設置補助
(21年～)

【改善後】

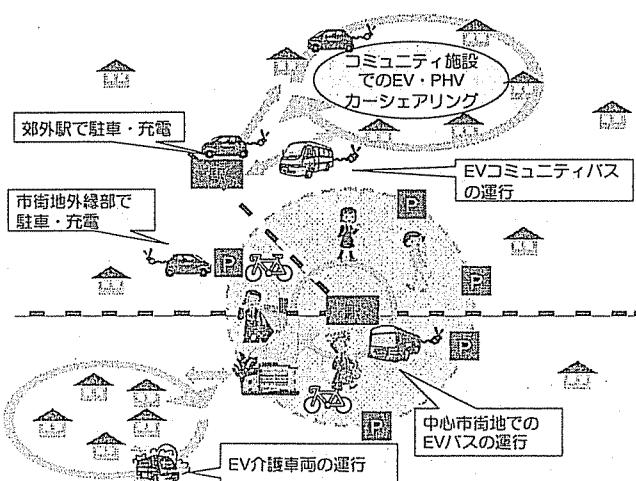
- 更なる支援策の充実により
・省エネライフスタイルが定着
・低炭素社会の実現

EVの購入の決め手と課題(n=1,034)



●電気自動車普及のための社会基盤の整備

（充電設備の整備、電気自動車購入者への経済的優遇策、安全対策等）



地球温暖化対策の推進

環境省

◆ 提案

■ 環境シンボルの保全・再生活動に対する支援

人間の豊かな生活の基盤となる地域の生態系・生物多様性を保全するため、里地里山や希少野生生物など地域の環境シンボルの保全・保護・再生に向け、地域団体等が主体的に実施するプロジェクトに対し支援を強化すること。

◆ 現状と課題

- 本県では、一昨年環境基本計画を策定し、全国に先駆けた「里地里山保全活用推進プロジェクト」を実施し、「重要里地里山30地区」を中心に、地域住民等が主体的に行う里地里山や希少野生生物の保全活用に向けた活動を応援
- コウノトリなど水鳥の餌場となる河川の自然再生が必要
- 学校を中心とした子どもと地域、生き物のネットワークの構築を推進するため、ビオトープや学校田などの整備への支援が必要

◆ 本県独自の取り組み

- ・ コウノトリを呼び戻す田園環境再生への支援を開始（H22年度～）
- ・ 湖の生物（ウナギ、コイなど）の生息に影響する環境要因とその改善方策についての総合研究を東京大学や県内の研究者、県試験研究機関等で実施。合わせて、湖岸の自然再生を行い、生き物の生息状況の調査し、効果を検証（H21年度～）

◆ 担当部課

安全環境部自然環境課

農林水産業の経営安定による農山漁村の再生

- 米の戸別所得補償の本格実施に向けた制度の充実
- 鳥獣害対策の拡充
- 林業公社の経営改善
- 漁業経営対策の充実・強化
- かんがい排水事業等の円滑な推進

農林水産業の経営安定による農山漁村の再生

農林水産省

◆ 提案

■ 米の戸別所得補償の本格実施に向けた制度の充実

(1) 農業者が意欲を持てる水田営農の推進

米と麦・大豆等を組み合わせた効率的な水田農業を行うことにより、農業者の所得を確保できる助成単価とすること

(2) 地域特産作物の産地化の推進

水田を活用した地域特産作物の産地を維持・発展させる助成単価とすること

(3) 意欲ある農業者に対する支援

農地集積やエコ農業の実践など、農業者の経営の安定化・高度化に対する加算措置を設定すること

◆ 現状と課題

(1) 水田農業

- これまで集落を基本として、米と麦を組み合わせたブロックローテーション栽培と麦跡への大豆・そばの作付けを推進
- 平成23年度以降の米や麦・大豆の助成水準が不明であるため、営農計画が作成できず、農業者は大きな不安を抱いている。

(2) 地域特産作物

- これまで水田を活用して、サトイモやスイセン等の地域特産作物の産地化を推進
- 平成22年度のモデル事業では地域特産作物に対する助成単価が低額(10,000円/10a)であり、平成23年度以降の助成水準が不明であるため、産地化が図られない。

(3) 意欲ある農業者への支援

- 平成22年度のモデル事業は、小規模農家が農業を継続しやすくなつたが、今後の営農の持続性を確保するためには、意欲ある農業者を確保・育成するための加算措置が必要

◆ 担当部課

農林水産部水田農業経営課

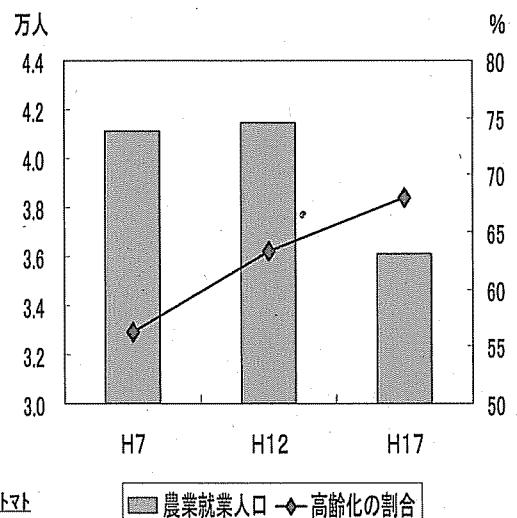
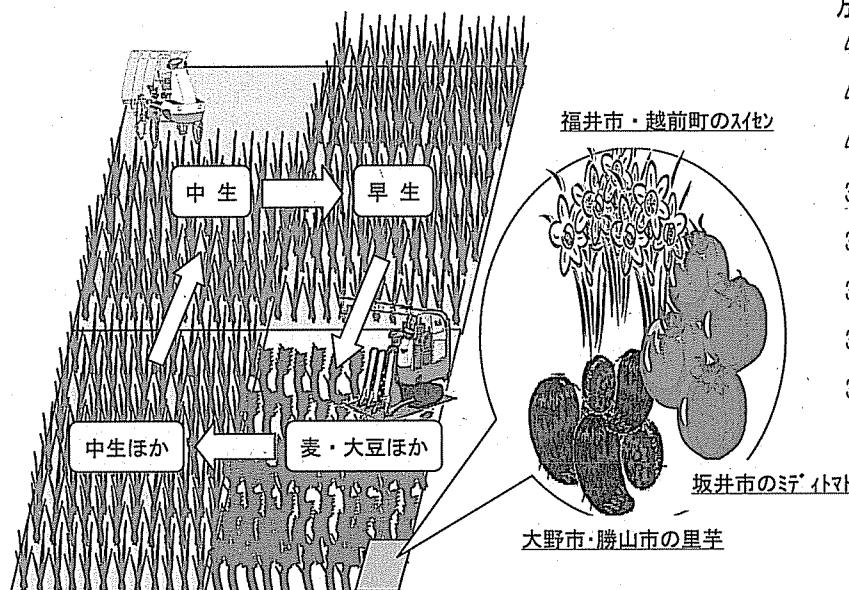
米の戸別所得補償の本格実施に向けて

福井県は水田地帯で、

- ・米、麦大豆等をブロックローテーションにより栽培
- ・地域特産作物の产地化

農家数は減少

- ・高齢化割合(65歳以上)は増加



戸別所得補償モデル対策の現状 (H22)

	単価(円/10a)
水稻	15,000
大麦(单作)	35,000
大麦+大豆	50,000
特産作物	10,000

注) 特産作物には、表中の単価に
激変緩和措置により市町単位
で加算有り

団地化や周年作など効率的な生産を促す
助成単価が必要

地域特産作物の产地を維持・発展させる
助成単価が必要

意欲を持って営農に取組めるような
支援策が必要

農林水産業の経営安定による農山漁村の再生

農林水産省

◆ 提案

■ 鳥獣害対策の拡充

(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保

鳥獣被害防止総合対策交付金を継続するとともに、市町の被害防止計画に基づく対策が確実に実施できるよう予算を確保すること。

(2) 県境を越える広域的な対策への支援

野生鳥獣は県境をまたがって生息しているため、近隣県と共同で行う調査・研究など、県の広域的な対策を支援すること。

◆ 現状と課題

(1) 現状

- 本県の農作物被害は、イノシシによる被害は県下全域で発生し、シカによる被害は滋賀県と京都府に隣接する嶺南地域を中心に発生し、増加傾向
- 鳥獣害は農林業への被害にとどまらず、嶺南地域では自動車との衝突事故が頻発

(2) 課題

- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、平成22年度が終期。また、今年度の予算額は前年度の8割に削減
- 県が行う広域的な調査などは当交付金の対象外

◆ 本県独自の取り組み

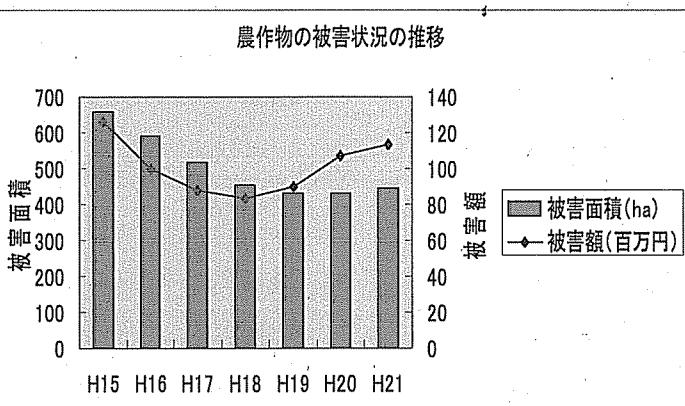
- ・日本まんなか共和国の4県（福井、岐阜、三重、滋賀）が共同研究会を設置して、隣県と連携して生息数調査など広域的な対策を講じる予定
- ・山ぎわの間伐と除間伐材を利用した障害物設置による緩衝帯の整備

◆ 担当部課

農林水産部農林水産振興課

鳥獣被害防止総合対策交付金の継続と拡充、予算の確保

本県の鳥獣害は、H19以降増加傾向にある

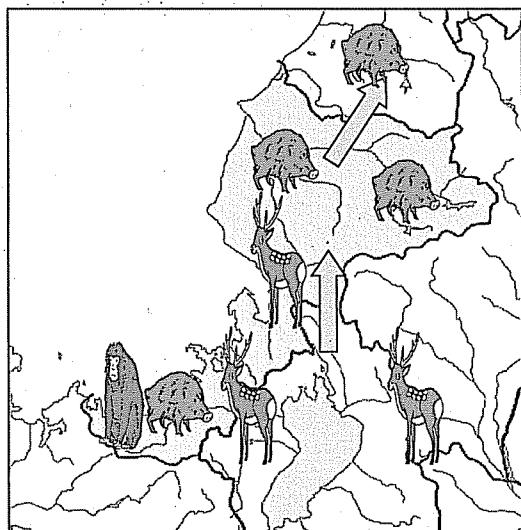


電気柵で被害が防ぎきれない地域では、国の事業を活用して恒久柵を整備



交付金は
H22が
終期

H22予
算は削減
(対前年
80%)



県が主体となって、隣県と連携した広域調査等が必要

H22.3.23(火)日刊県民福井 2面

鳥獣害対策で連携
日本まんなか共和国サミット 合同研究会設置へ
岐阜四県による第十回
日本まんなか共和国知事サミットが二十二日、勝山市の県立恐竜博物館で開かれ、各県で被害が深刻化している鳥獣害対策について、四県が連携して取り組むことを申し合わせた。各県で協議を深め、四県合同の対策研究会を開催するための四県合同研究会の設置、鳥獣害被害防止対策総合交付金の維持拡充を提案した。これに対し、野呂知事は「生物多様性の観点からも、各種の調査研究を共に実行すべき」とが必須、「嘉田知事

確実に効率的な手法を「凶情報の共有で、精度の高い出没予測ができる」から、地域観光の王子の高さで、近畿県の木の実の豊かさを誇りたい」と研究会の設置に賛同。西藤副知事も「独自の対策は限界で、地域連携が必要」と理解を示した。西川知事は、野生鳥の生息数や生息域の変化などの広域調査や、駆除方法を検討するための四県合同研究会の設置、鳥獣害被害防止対策総合交付金の維持拡充を提案した。これに対し、野呂知事は「生物多様性の観点からも、各種の調査研究を共に実行すべき」とが必須、「嘉田知事

(正道院)

農林水産業の経営安定による農山漁村の再生

総務省、農林水産省

◆ 提案

■ 林業公社の経営改善

(1) 森林整備に要する公社負担のゼロ化

「森林管理・環境保全直接支払制度」の制度設計に当たって、林業公社を対象とするとともに、公社林から産出される木材の運搬経費も対象とすること。

(2) 将来の利子負担解消のための金融措置

日本政策金融公庫からの有利子借入金について、無利子資金への借換制度の創設を図ること。

(3) 県の無利子貸付等に係る支援措置の強化

県の無利子貸付等に対する特別交付税措置については、算入率を引き上げること。

◆ 現状と課題

- 労働費の高騰や金利の上昇等により事業費が嵩み、林業公社の借入規模が増大。さらに、木材価格の下落により、最終的な債務の完済が困難な見通し
- 国は、林業公社の経営対策に対する支援として、第三セクター等改革推進債などを措置しているが、債務問題の解決には国のさらなる支援措置が必要

◆ 本県独自の取り組み

- 施業基準の見直し（平成11年度～）
 - ・拡大造林（新植）および6m枝打ちの中止
 - ・主伐期の延長（45年→80年）
- 県貸付金の無利子化（平成12年度～）
- 日本政策金融公庫からの高金利借入金の借換など（平成11～19年度）
 - ・低利な公庫資金への借換
 - ・低利な市中金融機関資金を活用した繰上償還

◆ 担当部課

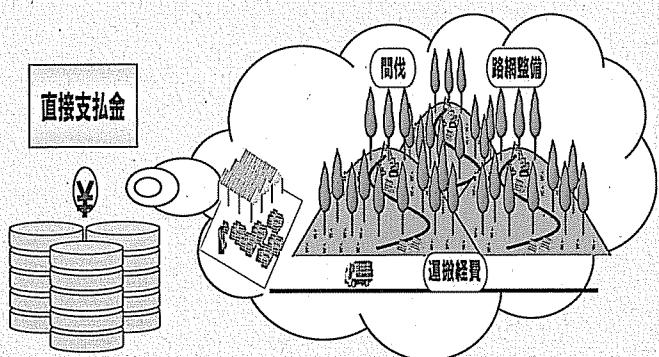
農林水産部森づくり課

林業公社の経営改善

経営安定化のための支援措置

「森林管理・環境保全直接支払制度」創設

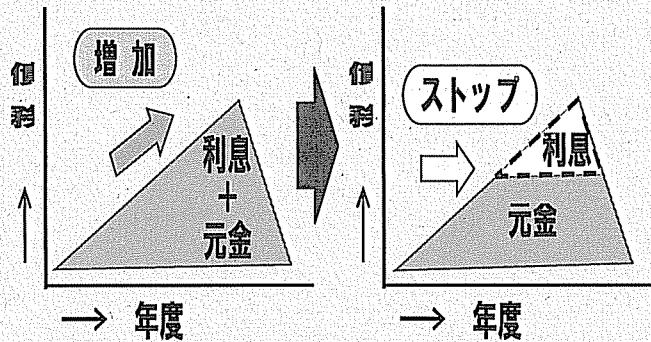
間伐や路網整備など森林整備に必要な費用
および木材運搬経費を直接支払



金融面での支援措置

「無利子資金への借換制度」創設

日本政策金融公庫等の有利子資金すべてを
無利子資金へ借換



「特別交付税措置」拡充 算入率50%の引き上げ

新たな借入金の伴わない森林整備と
伐採収入の向上

債務増加の
ストップ

財政負担の
軽減

林業公社の経営再生の推進

農林水産業の経営安定による農山漁村の再生

農林水産省

◆ 提案

■ 漁業経営対策の充実・強化

(1) 燃油高騰対策の強化

国が新たに実施する漁業用燃油価格安定対策について、国の積立額を増加して、漁業者への補てん額を増加すること

(2) 漁業者に対する直接所得補償制度

漁業者への直接所得補償制度の創設に当たっては、零細な沿岸漁業者も所得補償の対象とすること

(3) 省エネ型漁船の開発

漁船漁業の省エネ化のため、国においてエンジン、装備などの省エネ型漁船の開発を促進すること

(4) 大型クラゲ対策

日中韓3国が連携した大型クラゲ発生源水域での調査と大量発生防止対策を講じること

◆ 現状と課題

- 漁業用A重油の価格は、平成11年6月に32.9円/lであったが、本年5月には75円/lを越え、2倍以上の高騰が継続
- 国においては、平成22年度に行う実態調査を踏まえて漁業者への直接所得補償制度を設計する予定
- 漁業者は低速運転等の省エネに努めているが、低コストの操業には限界があり新技術が必要
- 大型クラゲの大量発生、沿岸への漂着による定置網等の漁業経営への影響が深刻

◆ 本県独自の取り組み

- ・ 燃油高騰により影響を受けている漁業者に低利資金を融資（末端金利1%）
- ・ 鮮度向上による地魚の商品力アップや直販事業への支援、省エネエンジンの導入支援
- ・ イカ釣り漁業におけるLED集魚灯を用いた省エネ操業試験の実施
- ・ 大型クラゲの駆除支援や低利資金の融資（末端金利1%）

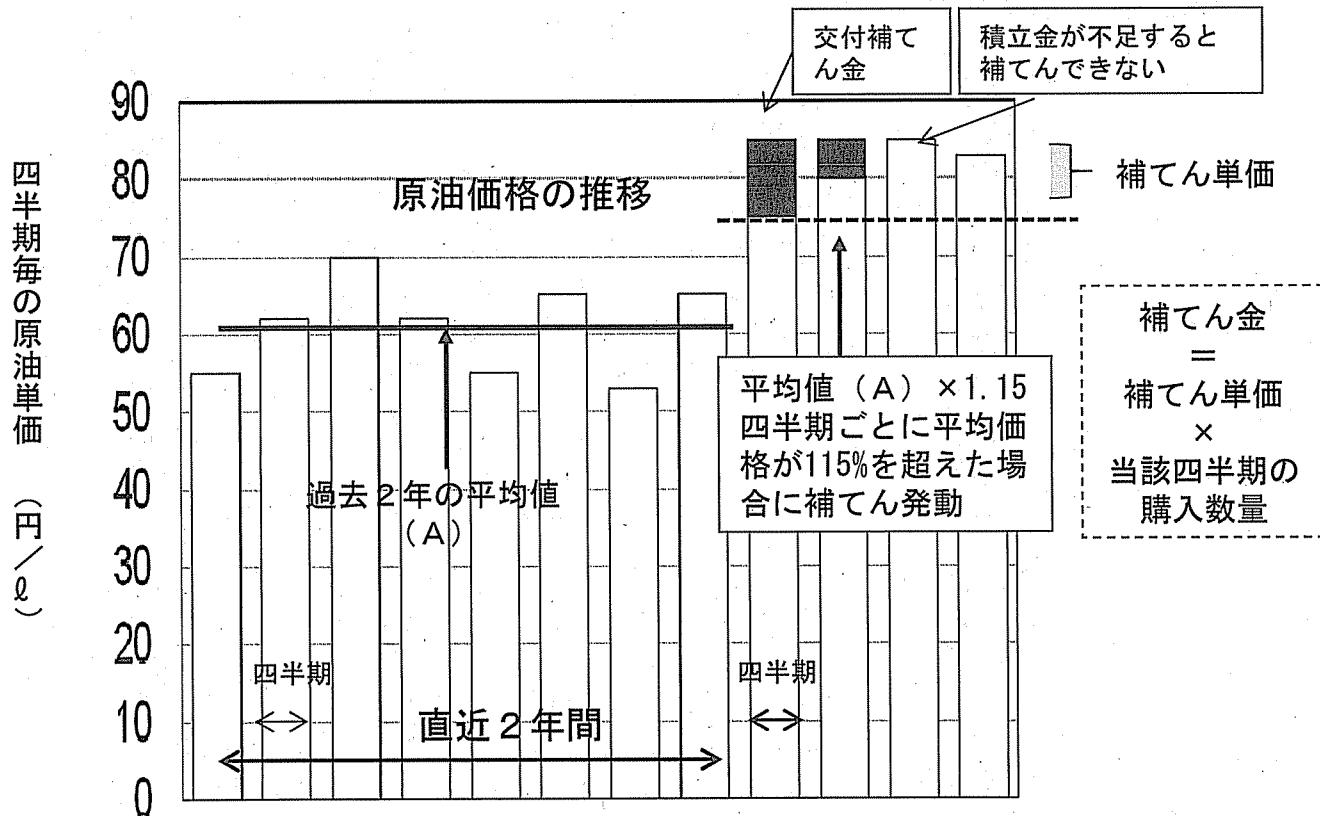
◆ 担当部課

農林水産部水産課

漁業用燃油価格安定対策

国による新たな「漁業経営セーフネット構築」

漁業者と国が資金を拠出して基金を造成。この基金をもとに、原油価格が一定値を越えて高騰した時に、積み立てた範囲内で補てん金を交付する制度



- 積立額は、原油価格を基準とし、積立単価3,400円／㎘ × 予想使用量により計算（国：漁業者=1：1 各1,700円／㎘）
- 四半期ごとの原油平均価格が、直近2年間の平均価格の115%を超えた場合に補てんを発動
- 補てんは115%を超えた金額分に対してなされるが、当初の積立額を超えて補てんされることはない。
- 過去の燃油高騰の例（H21単価 15,000円／㎘）から、積立単価3,400円／㎘では不足する場合が想定される。

農林水産業の経営安定による農山漁村の再生

農林水産省

◆ 提案

■ かんがい排水事業等の円滑な推進

(1) 国営かんがい排水事業「九頭竜川下流地区」の推進

平成28年春の全区域での通水に向けて、確実に事業を推進すること

(2) 農業農村整備事業の予算確保

国営事業と一体的に整備を進めている関連県営事業や、農業用排水路等の生産基盤の整備・更新のための農業農村整備事業に必要となる予算を確保すること

◆ 現状と課題

(1) 国営かんがい排水事業「九頭竜川下流地区」の推進

● 県では、九頭竜川下流域における塩害や用水不足などを解消するため、平成28年春からの用水供給を目指し、国営かんがい排水事業とともに、関連する県営土地改良事業を重点的に推進

(2) 農業農村整備事業の予算確保

● 関連県営事業は、国営事業と一体的に整備を進めることで相乗的な効果が発現されるものであり、一体的な事業進捗が必要
● 国の平成22年度の予算は対前年比36.9%と大幅に削減され、新たに創設された交付金（農山漁村地域整備交付金）を加えても約6割に減少
● 予算の削減による施設整備の遅れは、農家の営農意欲の低下に繋がる
● 農業農村整備事業は、農村における多面的な機能を適切に發揮する観点からも必要

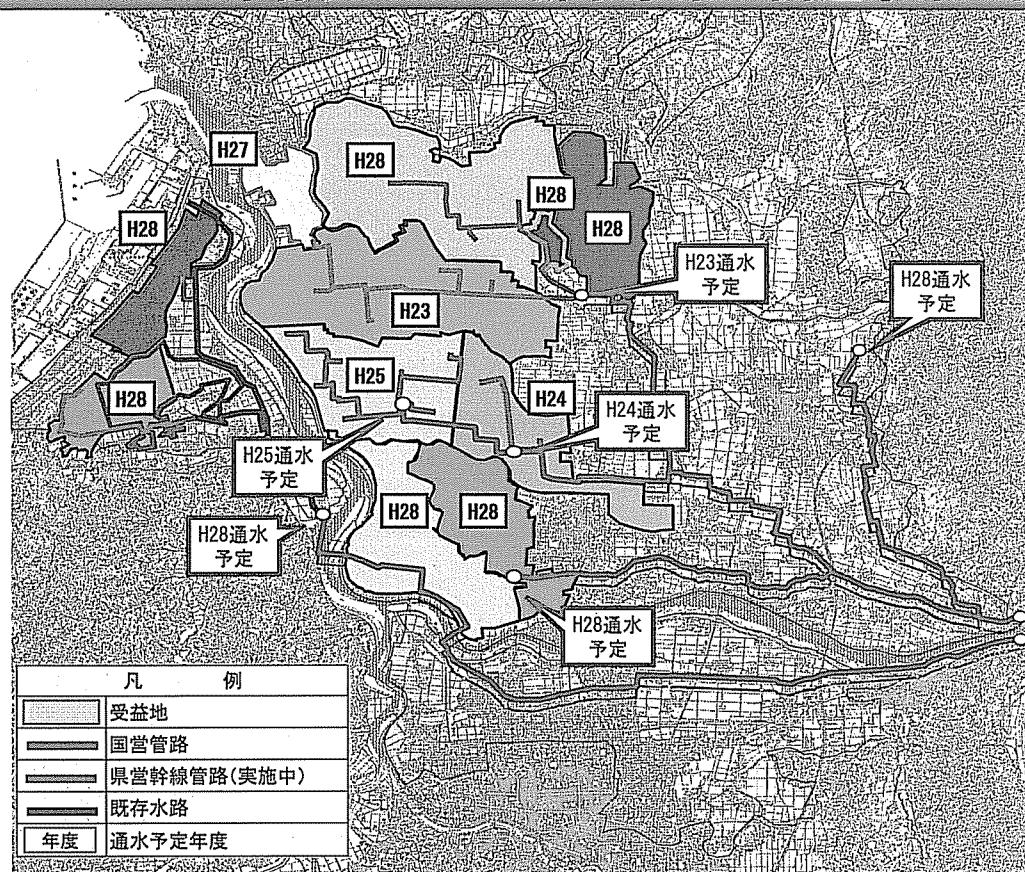
◆ 本県独自の取り組み

国と県が共同して国営事業の事業管理とコスト縮減を進めるため、「事業管理・コスト縮減検討会議」を設置（平成20年4月）

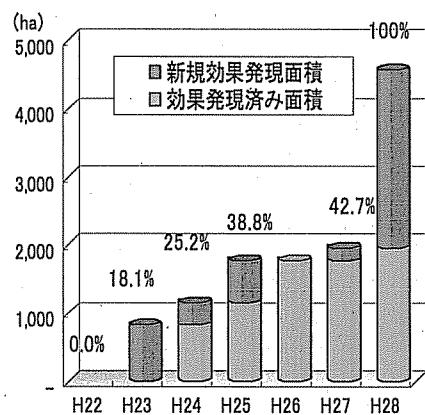
◆ 担当部課

農林水産部農村振興課

国営かんがい排水事業と関連事業の円滑な推進



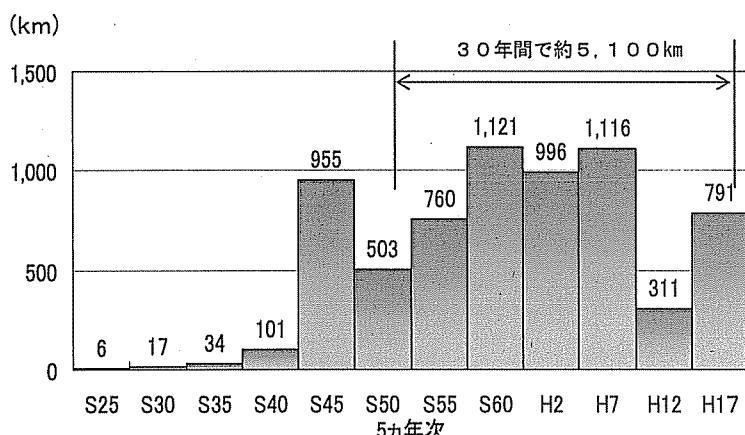
関連事業の用水改良効果発現予定面積



国営事業完了予定

農業農村整備事業の予算確保

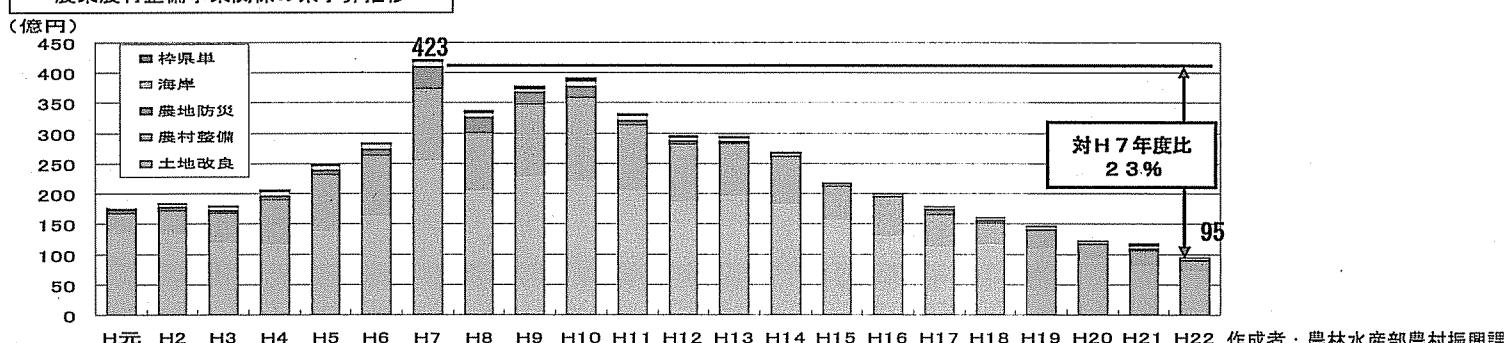
県営で造成された用排水路施設延長(5ヶ年毎)



国営及び県営で造成された主要水利施設のストック

施設区分	箇所数等	(億円)
国営事業(用水施設)		1,127
坂井北部		430
日野川用水(ダム1箇所)		697
県営事業(用排水施設)		1,664
用水施設	257	1,036
用水路	96	612
頭首工	31	165
揚水機場	90	159
ダム・ため池	40	100
排水施設	151	627
排水路	97	363
排水路	58	202
排水路(排特)	39	162
排水機場	54	264
合計	408	2,791
用水施設		2,164
排水施設		627

農業農村整備事業関係の県予算推移



地方の創意工夫を活かすスポーツ・文化 の振興

- 国民体育大会の開催について
- 地方の創意工夫による文化芸術振興策への支援
- 地域の無形文化財の保存・継承に向けた支援の充実等
- 国等の所有する文化財の地方への移管等について

地方の創意工夫を活かすスポーツ・文化の振興

文部科学省

◆ 提案

■ 国民体育大会の開催

(1) 国民体育大会（国体）の開催県への財政的な支援

大会運営費、施設整備費に対する支援を充実させること。
本大会に対するスポーツ振興くじ（toto）助成による支援を実施すること。

(2) 新しい形での国体の実現

開催県が主体的な運営を行えるよう、開・閉会式の見直しや施設基準の弾力的な運用などの検討を進めること。

魅力ある国体とするため、参加年齢の引き下げや競技方法の標準化などについて、共同主催者3者（文部科学省、（財）日本体育協会、開催県）による検討を進めること。

◆ 現状と課題

(1) 国民体育大会（国体）の開催県への財政的な支援

- スポーツの国際化の進展や社会情勢の変化等により、国体への関心の低下や開催県の人的・財政的負担の増大などの課題が顕在化し、大会の充実・活性化と併せ、運営の簡素・効率化の視点に立った改革・改善の議論が活発になってきている。
- 冬季大会については、財政的負担の大きさなどから開催地決定が困難になつたため、スポーツ振興くじ（toto）助成による支援が既に実施されているが、本大会については対象とされていない。

(2) 新しい形での国体の実現

- 国体開催に関する事項は、（財）日本体育協会が作成した「国体開催基準要項」で一律に定められており、開催県の自主性・独自性が十分に發揮しにくい状況である。

◆ 本県独自の取り組み

本県における国体開催の基本指針である「福井国体ビジョン」を基づき、今後、「新しい形での国体」を実現するための施策を具体化していく。

◆ 担当部課

教育庁スポーツ保健課

国体開催県に対する財政支援および 新しい形での国体実現に向けた検討

国体を取り巻く環境の変化

○ スポーツの国際化進展

- ・オリンピック、ワールドカップ等での日本人選手の活躍
- ・プロスポーツの進展 など

○ 社会情勢の変化

- ・長引く景気低迷
- ・税収減による地方公共団体の財政悪化 など

国体自体の不变的な問題

○ 旧態依然とした開催内容

- ・「国体開催基準要項」に基づく一律的な開催
- ・国体独自の競技ルール など

○ 巨額の開催経費

課題

○ 国体の魅力が低下

- ・トップアスリートの参加減少
- ・国体に対する国民の関心度低下

○ 開催県の負担増大

- ・施設の老朽化
- ・国体施設基準に基づく過度な施設整備

今後の方向性

☆ 新しい形の国体の実現

～開催県が主体的に考え、実行する独自性と魅力溢れる国体の開催～

○ 独自性のある国体

- ・開・閉会式の見直し、施設基準の弾力的な運用 など

○ 魅力的な国体

- ・参加年齢の引き下げ、競技方法の標準化、国体報道の機会拡充 など

○ 財源確保と効率的な大会運営

- ・新たな財源の確保(toto 助成金)、施設基準の弾力的な運用(再掲) など

地方の創意工夫を活かすスポーツ・文化の振興

文部科学省

◆ 提案

■ 地域の創意工夫による文化芸術振興策への支援

都道府県が地域の芸術家や芸術文化団体、伝統文化保存団体を活用して実施する地域文化の振興策について、支援すること。

◆ 現状と課題

●平成21年度には、文化庁による各都道府県独自の特色ある取組みへの支援事業があり、本県では小学校高学年を対象とした本格的な文化体験事業を実施し、好評を得た。

地域文化芸術振興プラン推進事業（平成21年度限り 上限1億円）

本県では、全ての小学5、6年生に文化の素地を培う事業を実施

　本格的なオーケストラと地元出身アーティストによる演奏会

　美術館や博物館での体験学習

●各自治体が地域の課題や実情に合わせて行う文化振興施策に対して、財政支援措置があれば、地域に創意工夫を促し、地方における文化芸術の振興や経済の活性化にも大きく寄与

◆ 本県独自の取り組み

平成22年度に上記の類似事業として、小学5年生を対象に「ふれあい文化子どもスクール」を県単独予算で実施

◆ 担当部課

教育庁文化課

地方の創意工夫を活かすスポーツ・文化の振興

文部科学省

◆ 提案

■ 地域の無形民俗文化財の保存・継承に向けた支援の充実等

(1) 保存・継承に向けた総合的な支援

地域の優れた伝統芸能、伝承、祭礼などを後世に受け継ぐことができるよう、担い手となる若い世代に対する保存・伝承活動への支援を継続すること。

(2) ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載提案

本県の重要無形民俗文化財について、その知名度をさらに高め、将来への継承を図るため、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表への記載を早期に提案すること。

◆ 現状と課題

(1) 保存・継承に向けた総合的な支援

- 本県には、国の重要無形民俗文化財のほかにも、馬鹿ばやし（福井市）勝山左義長（勝山市）など、優れた県指定の無形民俗文化財や伝統芸能等が存在
- 伝統芸能は、担い手の高齢化や集落の人口減少を背景に、後継者が育たず保存・伝承が困難であるため、支援が必要

(2) ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載提案

- 本県の「水海の田楽能舞」、「睦月神事」は全国でも最も早い時期に重要無形民俗文化財指定を受けており、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表への早期記載の提案を求める。

本県における重要無形民俗文化財

名称	管理者	指定年
水海の田楽能舞	水海の田楽能舞保存会	S51
睦月神事	加茂神社睦月神事保存会	S53
敦賀西町の綱引き	夷大黒綱引保存会	S61
越前万歳	越前万歳保存会	H 7
糸崎の仏舞	仏舞保存会	H16

◆ 本県独自の取り組み

保存会が行う後継者の育成事業等を支援しているほか、伝統芸能等の公開の場として「ふくいふるさと祭り」を開催

◆ 担当部課

教育庁文化課

地方の創意工夫を活かすスポーツ・文化の振興

文部科学省

◆ 提案

■ 国等の所有する文化財の地方移管

地方で発掘・発見され国等が保有している文化財については、地方での里帰り展示、地方博物館への移管等により、地方で身近に本物の文化財に触れる機会の拡充を図ること。

◆ 現状と課題

- 地方に文化財を収蔵・展示できる施設の少なかった時代には、地方で発掘・発見された文化財の多くが国の所有とされ、その一部は独立行政法人国立文化財機構等が保有

例：二本松山古墳（松岡）出土の鍍金冠、鍍銀冠、眉庇付冑、短甲

仮浦遺跡（若狭町向笠仮浦）出土の銅鐸

- これらの文化財は国のみならず地元にとっても大切な宝であり、国の博物館において通常の展示に活用していない場合には、文化財に由来する地元において活用されることで、地方文化の向上に寄与

【参考】

文化庁所蔵文化財について、地方博物館への移管事例

- ・島根県荒神谷遺跡出土品（国宝） → 島根県立古代出雲歴史博物館
- ・奈良県藤ノ木古墳出土品（国宝） → 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
- ・群馬県上野塚廻り古墳群出土埴輪（重文） → 群馬県立歴史博物館
- ・佐賀県吉野ヶ里遺跡墳丘墓出土品（重文） → 佐賀県立博物館

◆ 担当部課

教育庁文化課

県民の安全確保と災害対策の充実・強化

- 原子力発電所の警戒警備の強化
- 防災情報伝達体制の充実・強化
- 地上デジタル放送への円滑な移行
- ダム事業の推進
- 耐震化の促進

県民の安全確保と災害対策の充実・強化

◆ 提 案

警察庁

■ 原子力発電所の警戒警備の強化

原子力発電所に対するテロの未然防止、原子力防災および国民保護対策等のため、原子力発電所に対する監視活動等の一層の強化が図られる高解像度のヘリ搭載用テレビカメラシステムおよび同システムに対応した地上設備等を整備すること。

◆ 現状と課題

- 現在のヘリ搭載テレビカメラシステムは旧型（平成8年度導入）で解像度が低く、細部の映像が不鮮明
- 経年劣化によるトラブルが多く、緊急事態の際の使用に危惧
- 高解像度のヘリ搭載用テレビカメラシステムおよび同システムに対応した地上設備等を整備することにより、海と山林とに囲まれた原子力発電所に対する監視活動等の一層の強化が図られ、テロの未然防止、原子力防災および国民保護の観点から極めて有効

◆ 担当部課

警察本部警備部警備課

県民の安全確保と災害対策の充実・強化について

総務省、環境省

◆ 提案

■ 地上デジタル放送の円滑な移行

(1) 地上アナログ放送終了後の住民サポート体制の充実

平成23年7月の地上アナログ放送終了、停波によって想定される各種トラブルの対応について、総務省テレビ受信者支援センター等の体制を充実・強化すること。

(2) アナログテレビの不法投棄の防止

地上デジタル放送移行後のアナログテレビの不法投棄を防止するため、アナログテレビを販売店に持参した場合にエコポイントを追加するなど、消費者が負担するアナログテレビのリサイクル料金を軽減すること。

また、地上デジタル放送に関する国民への広報に当たっては、リサイクルについても十分な情報提供を行うこと。

◆ 現状と課題

(1) 住民サポート体制の充実

- 平成22年1月に石川県珠洲市で実施された2度目のアナログ放送終了リハーサルにおいても、珠洲市は、58%の世帯がCATV加入しており、事前に十分な周知広報を実施したにもかかわらず、テレビが視聴できないとの問合せが40件あり。
- 本県内の市町からも、アナログ停波直後に市町の窓口に問合せが殺到するのではないかとの不安の声が挙がっている。
- アナログ放送終了、停波後は短時間に問合せが集中すると想定され、現在の総務省テレビ受信者支援センター等の体制の充実・強化が必要

(2) アナログテレビの不法投棄防止

- 平成23年7月にアナログ放送終了にともない、平成22年1月から平成23年12月末までに、県内において最大20万台のアナログテレビが廃棄される見込
- ブラウンテレビのリサイクル料金
2,835円（16型以上） 1,785円（15型以下）

◆ 担当部課

総合政策部情報政策課、安全環境部循環社会推進課

県民の安全確保と災害対策の充実・強化

◆ 提案

総務省、国土交通省

■ 防災情報伝達体制の充実・強化

(1) 消防救急無線のデジタル化に対する財政支援の充実

消防救急無線のデジタル化について、各市町の財政負担が軽減されるよう、補助制度を充実すること。

(2) 防災行政無線整備に係る財政支援の充実

FMラジオを利用した防災情報伝達システムによる防災行政無線整備について、財政支援を充実することにより、全国に広げるような対策を講じること。

(3) 気象庁防災情報の新しい伝達形式の導入に伴う費用負担に対する財政支援の充実

気象庁が発信する防災情報について、伝達方式にXMLフォーマット電文を導入することに伴い、必要となる都道府県および市町村の情報通信システム改修費用に対する財政支援を講じること。

◆ 現状と課題

(1) 消防救急無線のデジタル化

通信司令室や無線端末の整備には補助制度があるが、基地局（鉄塔）に対する補助制度は無し

(2) 防災行政無線の整備

FMラジオを利用した防災情報伝達システムの整備についての財源措置は無し

(3) 気象庁XMLフォーマットの導入

都道府県や市町村で必要となる情報通信システムの改修費用の負担についての財源措置は無し

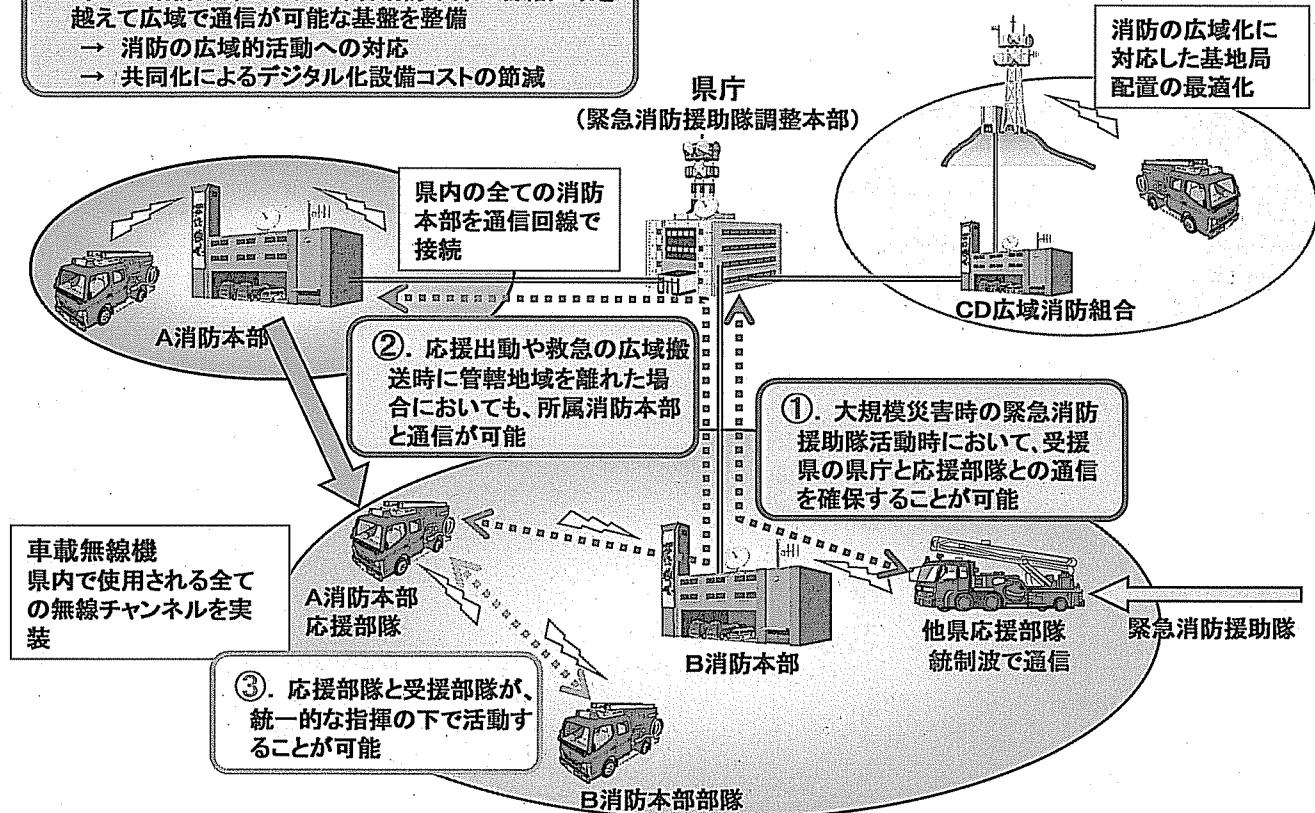
◆ 担当部課

安全環境部危機対策・防災課

消防救急無線のデジタル化

県域を1ブロックとした広域化・共同化整備

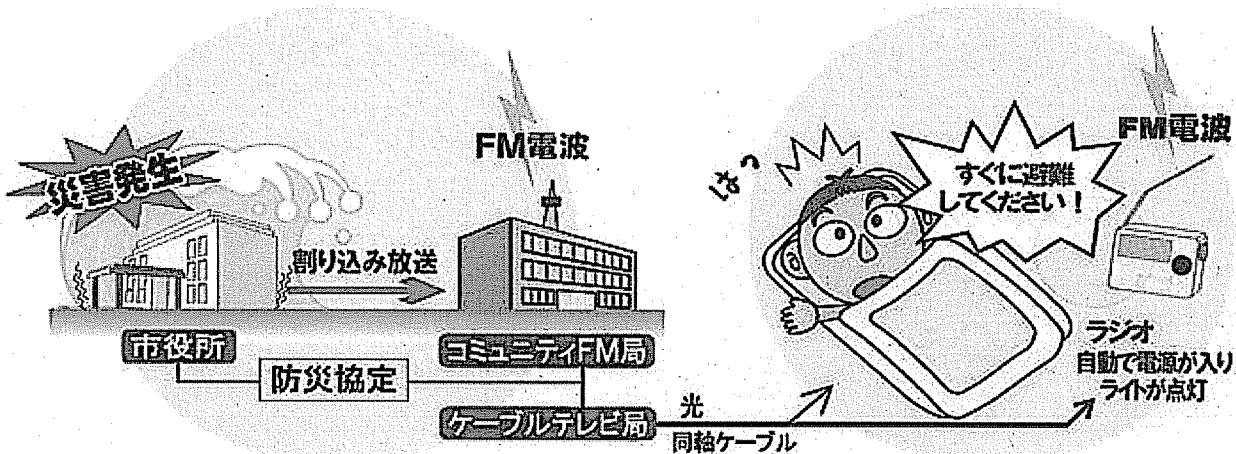
- ・県内の消防本部が共同で、各消防本部の管轄区域を越えて広域で通信が可能な基盤を整備
 - 消防の広域的活動への対応
 - 共同化によるデジタル化設備コストの節減



FMラジオを利用した防災情報伝達システム

緊急告知FMラジオで防災情報を住民へ伝達

- ・災害時の緊急告知放送(災害情報、避難指示、避難勧告等)
- ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)による
- 緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等



県民の安全確保と災害対策の充実・強化

国土交通省

◆ 提案

■ ダム事業の推進

(1) 足羽川ダム建設事業の推進

足羽川流域の抜本的な治水対策として必要不可欠な足羽川ダムについて、地域の安全を確保するため、平成23年度の予算編成に間に合うよう、早急に検証を終え事業推進に向けた結論を出すとともに、事業を強力に推進すること。

(2) 補助ダム建設事業の推進

本県が実施している3ダム（吉野瀬川ダム、河内川ダム、大津呂ダム）は、いずれも地元住民および地元市町から早期完成が求められており、治水上、利水上重要なダムであるので、地方の判断を尊重して事業が着実に推進できるよう予算を確保すること。

◆ 現状と課題

(1) 足羽川ダム建設事業の推進

- 足羽川ダムは地域経済の中心である県都福井市などを守るダム
(平成16年福井豪雨の被害：死者負傷者24名、床上・床下浸水約13,000戸)
- 足羽川下流の河川改修（激特事業等）は完了しているものの、抜本的治水対策として足羽川ダムは必要不可欠
- 国・県・地元池田町が基本協定を締結し事業を推進。地元池田町、水没住民等の理解のもと、ダム事業は順調に進捗し、福井豪雨により被害を被った福井市をはじめ関係自治体・住民は、早期の建設を強く要望

(2) 補助ダム建設事業の推進

- 吉野瀬川ダム、河内川ダムについては国から検証要請
<進捗状況>

吉野瀬川ダム：事業進捗50.1%、生活再建工事中（付替道路）
河内川ダム：事業進捗41.1%、生活再建工事中（付替道路）
利水（小浜市水道用水、若狭町水道用水・工業用水・かんがい用水）
大津呂ダム：事業進捗46.7%、本体工事中
利水（おおい町水道用水）

◆ 本県独自の取り組み

- ・足羽川ダムについては、全国に先駆け、国・県・地元池田町が、「足羽川ダム建設事業推進協議会」を設置し、コスト縮減等の事業監理を実施
- ・県が実施しているダムを対象に「福井県ダム整備監理委員会」を設置し、ダム事業のコスト縮減を実施

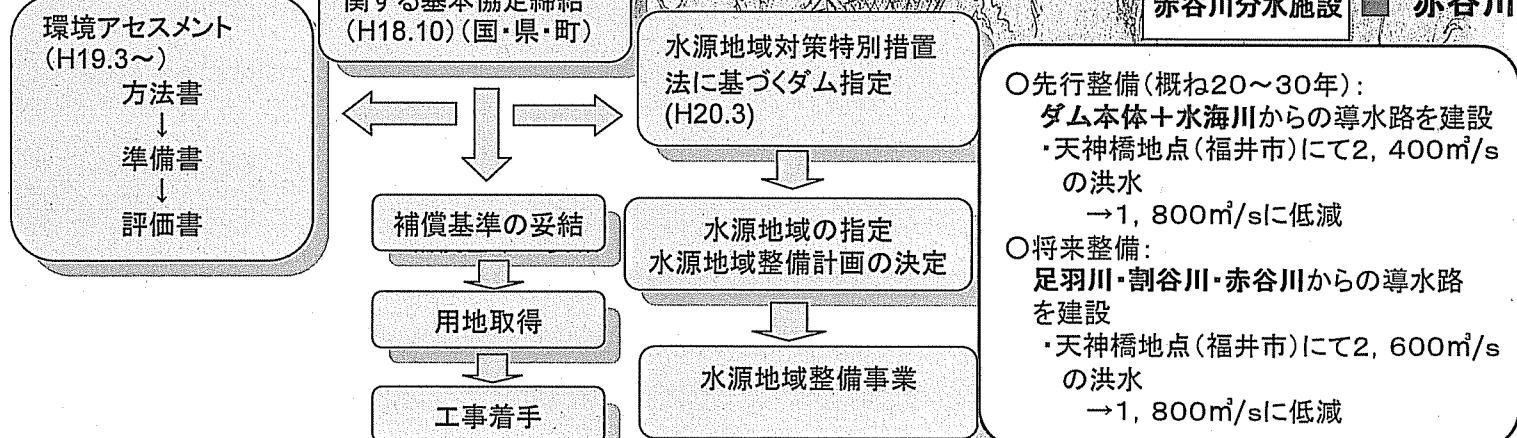
◆ 担当部課

土木部河川課

足羽川ダム建設事業

足羽川ダムは、足羽川、日野川、九頭竜川下流域における洪水被害を軽減し、県都福井市・坂井市における安全・安心の確保に貢献します。

～福井豪雨：死者・行方不明5名、浸水家屋13,635戸という未曾有の大災害～



県民の安全確保と災害対策の充実・強化

◆ 提案

文部科学省、国土交通省、厚生労働省、総務省

■ 耐震化の促進

(1) 学校施設の耐震化

① 補助率引上げの継続等

耐震補強工事に対する補助率の引上げを23年度以降も継続すること。

また、倒壊または崩壊の危険性が高い建物だけでなく、耐震化を図る必要がある全ての建物について補助率を引上げること。

私立学校にも公立学校に準じた支援措置を講じること。

② 実勢単価ベースによる補助の継続

「安全・安心な学校づくり交付金」の国庫補助単価は、平成23年度以降も実勢単価ベースの補助とすること。

③ 交付税措置の地域差の解消

学校施設の耐震化を計画的に実施できるように、学校教育施設等整備事業債等の充当率および元利償還金に対する後年度交付税措置の地域における差を解消し、全国同水準とすること。

④ 認定子ども園を目指す幼稚園への補助の充実

また、認定子ども園を目指す園については、耐震化整備に、23年度以降も保育施設と同様の助成措置が図られるようにすること。

(2) 保育施設の耐震化

安心こども基金終了後の制度概要を早期に示し、引き続き十分な予算を確保すること。

(3) 木造住宅の耐震化

耐震改修に係る事業費に対する補助率の引き上げを図ること。また、改修に多額の費用を要する伝統的木造軸組構法による住宅の耐震化について、経済的・効率的な手法を早期に整備すること。

◆ 現状と課題

(1) 学校施設の耐震化

● 県内学校施設の耐震化の状況（平成21年度未現在）

公立小中学校施設 耐震化率 71.5%

公立幼稚園施設 耐震化率 69.5%

私立学校施設 耐震化率 65.7%

● 地震防災対策特別措置法に基づく耐震工事の補助率引上げは平成23年3月までの措置

補助率 I s 値0.3未満の建物 (1/3 → 2/3)

I s 値0.3以上の建物 (1/3 → 1/2) ※小中学校のみ

● I s 値0.3未満の私立学校施設の耐震補強工事に係る補助率の引上げは平成23年3月までの措置

私立学校施設整備費補助金、私立幼稚園施設整備費補助金

補助率 I s 値0.3未満の建物 (1/3 → 1/2)

● 公立学校耐震工事の地方財政措置は、地震防災対策強化地域には交付税措置等の嵩上げあり

地方債充当率 75% → 90%

地方債元利償還金の交付税措置 50% → 66.6%

(2) 保育施設の耐震化

● 安心子ども基金は平成22年度末までの措置であり、平成23年度以降の保育所整備費補助は未定

● 安心子ども基金に基づく県内の保育所、認定子ども園、子育て支援センターの整備状況（見込み）

平成21年度 7か所（保育所7件）

平成22年度 19か所（保育所15、認定子ども園3、センター1件）

(3) 木造住宅の耐震化

● 住宅全体の耐震化には多額の費用が必要（平均工事費用 約200万円）

● 国の補助制度

住宅・建築物安全ストック形成事業

一般住宅：補助率：国 11.5% 地方公共団体 11.5%

◆ 本県独自の取り組み

● 緊急度が高いと予想する棟について、県費補助を実施

◆ 担当部課

教育庁学校教育振興課、総務部大学・私学振興課

健康福祉部子ども家庭課、土木部建築住宅課